租税法上の時価を巡る諸問題

―法人税法、所得税法及び相続税法における時価の総合的検討―

浅　井　光　政

（税務大学校
研究部教授）

目　　次

はじめに …… 5
第１章　時価の意義 …… 6
　第１節　時価の規定 …… 6
　　１　租税法における時価の規定 …… 6
　　２　商法等及び企業会計上の時価の規定 …… 7
　　３　国際会計基準における時価に相当する規定 …… 8
　　４　狭義の時価と広義の時価 …… 9
　第２節　企業利益及び課税所得と時価 …… 10
　　１　企業利益と課税所得 …… 10
　　２　収益費用（純資産増減）の認識と測定 …… 11
　　３　測定評価基準としての取引価額主義と時価主義 …… 12
　　４　取得価額・実現価額と再調達価額・実現可能価額 …… 13
　　５　時価の特質等 …… 24
　第３節　企業会計における時価主義の動向 …… 26
　　１　時価主義の動向とその背景 …… 26
　　２　国際会計基準における公正価値（時価）等の動向 …… 27
　　３　わが国の会計基準制度の動向 …… 28
　　４　金融商品と時価主義 …… 30
第２章　租税法上の時価 …… 35
　第１節　法人税法上の時価 …… 35
　　１　法人税法と時価主義 …… 35
　　２　法人の課税所得測定における取得原価主義と時価主義 …… 37
　　３　法人税法上の時価の解釈 …… 38
　　４　金融商品に係る商法の時価主義導入と税制改正 …… 41
　第２節　所得税法上の時価 …… 43
　　１　所得の把握方法と所得概念 …… 43

2　所得（純資産増加価値）の認識測定と時価 …… 45
3　所得獲得における法人行動と個人行動 …… 46
4　要　約 …… 47
第３節　相続税法上の時価 …… 47
1　概　説 …… 47
2　相続税法の時価に関する諸見解 …… 49
3　時価の具体的検討 …… 51
4　相続税法の時価と正味実現可能価額 …… 54
第３章　評価通達と贈与相続課税における裁判事例の検討 …… 58
第１節　評価通達の株式評価に着目した租税回避事例 …… 58
1　事案の概要 …… 58
2　課税庁の主張 …… 59
3　納税者の主張 …… 60
4　裁判所の判断 …… 61
第２節　評価通達の土地評価に着目した租税回避事例 …… 63
1　事案の概要 …… 63
2　課税庁の主張 …… 64
3　納税者（控訴人）の主張 …… 64
4　裁判所の判断 …… 64
第３節　二つの事例からみた評価通達のあり方 …… 66
1　概　説 …… 66
2　土地及び株式の時価と評価通達の役割 …… 67
3　評価通達と行政先例法 …… 70
4　評価通達総則６項と実質的な租税負担の公平 …… 72
5　評価通達総則６項と信義誠実の原則 …… 78
6　時価評価の取扱い上の安全度 …… 82
7　要　約 …… 85
第４章　市場価格と所得者の価格設定行為 …… 86

第１節　所得者の価格設定行為と所得 …… 86
１　所得者の価格設定行為 …… 86
２　恣意的な価格設定 …… 86
３　企業会計上の真実の価格 …… 88
４　法形式と経済実質 …… 90
第２節　恣意的な価格設定への対応規定と時価 …… 92
１　同族会社の行為計算否認規定と時価 …… 92
２　法22条と時価 …… 96
第３節　市場価格と所得者の取引価格 …… 101
１　市場価格と取引価格 …… 101
２　主観的価値と客観的価値 …… 102
３　市場価格と公正価値・収益還元価額 …… 106
第５章　交換取引（価格設定を行わない取引） …… 111
第１節　交換取引の本質 …… 111
１　交換と売買 …… 111
２　交換取引と主観的価値 …… 112
３　資産の交換と資産の受贈 …… 114
第２節　固定資産の交換 …… 115
１　固定資産の交換と所得 …… 115
２　固定資産の交換における税務上の取扱い …… 116
第３節　交換取引における固定資産及び棚卸資産の評価 …… 120
１　交換取引における固定資産の評価 …… 120
２　交換取引における棚卸資産の評価 …… 124
第４節　要　約 …… 128
１　固定資産の交換物に付す取引価額 …… 128
２　棚卸商品の相互交換で取得した商品に付す価額 …… 129
第６章　結論と展望 …… 130
おわりに …… 133

はじめに

租税法上、いわゆる時価とは何かが問題になる。例えば、相続税法上の時価を巡る問題や法人税法上の親子会社間取引で恣意的な価格設定が行われたときの問題などである。

そこで、本稿では、法人税法上の時価を中心に所得税法上の時価及び相続税法上の時価について考察するものである。本研究では、租税法上の時価の解釈を考察するとともに、租税法律主義の下、納税者側から要請される法的安定性・予測可能性と課税庁側から要請される取扱いの公平性・画一性という観点から租税法上の時価評価（価値測定評価）のあり方についても考察する。

第１章では、法人税法上の時価と企業会計上の時価との比較検討を中心として、時価の一般的な概念について概観する。

第２章では、租税法上の時価について、所得課税における法人税の時価と所得税の時価について検討するとともに、所得課税における時価と贈与・相続課税における時価を比較することによりそれぞれの時価の違いを考察する。

第３章では、贈与・相続課税における租税回避事例を題材として、相続税法における具体的な時価評価の適用場面を検討することにより、贈与・相続課税における時価評価の取扱いのあり方について考察する。

第４章では、所得者の価格設定行為について検討し、特に、所得者の租税回避行為である恣意的な価格について考察する。

第５章では、所得者が交換取引（価格設定を行わない取引）を行った場合の交換資産の時価について考察する。

第６章では、法人税法・所得税法・相続税法における時価に対する本研究の結果についてその論点を整理する。

第１章　時価の意義

第１節　時価の規定

１　租税法における時価の規定

法人税法では、「時価」という用語を次のとおり用いている。

法(1)61条の３【売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等】(2)１項における「時価評価金額」（アンダーラインは筆者、以下同じ。）である。

しかし、「時価」又は「時価評価金額」の定義規定は置いていない。

これ以外に、時価に当たるとみられる規定は多く、例示すれば、次のとおりである。

① 法37条【寄附金の損金不算入】６項「…金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額」及び同条７項「…当該資産のその譲渡の時における価額」

② 法50条【交換により取得した資産の圧縮損の損金算入】２項「…交換の時における取得資産の価額と譲渡資産の価額」

③ 法令(3)28条【棚卸資産の評価の方法】１項二号「…の時におけるその取得のために通常要する価額」

また、法22条２項では、収益の額に算入すべき取引として「無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受け…収益の額とする」旨規定し、無償取引にも収益が生じるとしているため、この場合の取引に付される価額は、広い意味における時価(4)に相当するものと考えられる。

所得税法で時価に相当する規定を例示すれば次のとおりである。

（１）「法」は「法人税法」の略であるが、以下同様に用いる。
（２）この規定は、平成12年に創設されたものである。
（３）「令」は「施行令」の略であるが、以下同様に用いる。
（４）本稿では、広い意味で「時価」という用語を用いる。

① 所[5]36条【収入金額】１項「…金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」

② 同条２項「…金銭以外の物又は権利その他の経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額」

③ 所59条【贈与等の場合の譲渡所得等の特例】１項「…譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合には、…譲渡所得…の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額」

相続税法では、「時価」という用語を用いている。相[6]22条【評価の原則】における「…取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により」の規定である。

しかし、ここでも時価の定義規定は置いていない。

このほか時価の用語を用いているものとして、固定資産税に関する規定で、地方税法341条【固定資産税に関する用語の意義】１項五号「価格　適正な時価をいう」の規定等[7]がある。

2　商法等及び企業会計上の時価の規定

商法では、時価という用語を用いている。34条【資産の評価】一号「流動資産ニ付テハ其ノ取得価額、製作価額又ハ時価ヲ付スコトヲ要ス」の規定、285条の２及び285条の４「…時価…」の規定等[8]である。民法269条では「…土地ノ所有者カ時価ヲ提供シテ…」として時価の用語を用いている。しかし、商法・民法ともに時価の定義規定は置いていない。

（５）「所」は「所得税法」の略であるが、以下同様に用いる。
（６）「相」は「相続税法」の略であるが、以下同様に用いる。
（７）地方税法73条【不動産取得税の用語の意義】にも「価格　適正な時価をいう」の規定がある。
（８）商法212条の２第６項にも「時価」の用語が用いられている。

企業会計原則では、棚卸資産の評価の項目（第五、五、Ａ）で「時価が取得原価より著しく下落した時は」として、時価という用語を用いている。しかし、ここでも時価の定義規定は置いていない。

企業会計審議会から1999年１月に『金融商品に係る会計基準に関する意見書』（以下、「金融商品意見書」という。）が公表されたが、ここでは時価の定義規定を置き、金融商品の時価とは、公正な評価額であり、市場において形成されている取引価格、気配または指標その他の相場に基づく価額であるとしている。また、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とするとしている。つまり、ここでは、時価とは、『公正な評価額』をいい、市場価格がある場合には、「市場価格」を指し、市場価格がない場合には、「合理的に算定された価額」を指すとする。しかし、『公正な』の意義については明らかでない(9)。

３　国際会計基準における時価に相当する規定

国際会計基準（International Accounting Standards；以下、「ＩＡＳ」という。）とは会計基準の国際的標準化を目指し、国際会計基準委員会（ＩＡＳＣ）(10)のメンバーにより作成された会計処理などの基準のことであるが、ここでも時価に相当する規定がある。ＩＡＳ32号(11)では、金融商品の価値測定は公正価値（fair value）で行うこととしているが、この公正価値の概念は、一般的には、時価(12)と呼ばれる。

公正価値とは『取引の知識がある自発的な当事者の間で、独立第三者間取引条件で、資産が交換され、若しくは負債が決済される金額』(13)とされてい

（９）企業の価格設定の態度として、公正価値なのか独立第三者間取引条件価格なのかなどについては不明である。

(10)「ＩＡＳＣ」は、その後の組織変更で「ＩＡＳＢ」となった。

(11) ＩＡＳ32号は、金融商品の開示及び表示に関する基準である。

(12)「ＩＡＳでは、時価のことを『公正価値』と呼ぶ。」（伊藤邦雄「ゼミナール現代会計入門」日本経済新聞社・1994年６月・358頁）。

(13) ＩＡＳ32号para. ５。

るがＩＡＳ39号(14)では、活発な市場が存在する場合には、その取引所の市場価値が公正価値となり、取引所の市場価格のない時には、合理的な方法による見積価格が公正価値になるとしている(15)。

ここでいう金融商品とは、金融資産と金融負債をいい、金融資産を例にとると、現金、預貯金、債権等とその範囲は広い(16)。

また、ＩＡＳ18号「収益」では、認識された収益(17)は、受領した、又は受領可能な対価の公正価値で測定されなければならない(18)としている。

4　狭義の時価と広義の時価

広辞苑によれば、時価とは、『その時の相場』、『その時の市価』とされる(19)。

相続税法上の時価の解釈又は時価の取扱いに関して、財産評価基本通達（以下、「評価通達」という。）では、『…時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。』(20)としている。

時価とは、①市場価格のことであるとするもの、②市場価格を意味するが、市場価格のない場合には何らかの合理的な見積もりによる価格も含むとするもの、③公正な市場価格(21)をいうとするものなど様々である。

---

(14) ＩＡＳ39号は、金融商品の認識と測定に関する基準である。
(15) ＩＡＳ39号para.82。
(16) ＩＡＳ32号para.５。なお、本基準の付録で具体例を示している。
(17) 収益とは、持分の増加をもたらす一定期間中の企業の通常の活動過程で生ずる経済的便益の総流入をいう（ＩＡＳ18号para.７）。
(18) ＩＡＳ18号para.９。ここでは、収益は、将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、これらの便益が信頼性をもって測定され得る時点で認識されるとしている。
(19) 新村出編「広辞苑・第５版」岩波書店・1140頁
(20) 財産評価基本通達（昭39.4.25直資56、直審（資）17）の総則１項(2)。
(21) 公正な市場価格（fair market value）とは、強制されずに、財物の関連事実の合

思うに、狭い意味で時価とは「特定時点の市場価格」を指し、一般的に時価とは「特定時点の市場価格と市場価格を想定した合理的価値の算定価格」を指し、広い意味で時価とは「市場価格、価格、価額、経済的価値、独立第三者間価格及び公正価値など」を指す。

本稿では「広い意味で用いられる時価」を単に「時価」と呼ぶとともに広義の時価を研究の対象にする。

第２節　企業利益及び課税所得と時価

１　企業利益と課税所得

法人税法では、法人の課税標準としての課税所得(22)に関して、益金(23)・損金(24)の定義規定を置いているが、所得とは何かという本質的な概念規定は設けていないと解される。つまり、課税所得の計算上は、第１段階としては、企業会計の帳簿記録を基とする会計処理による企業利益を拠り所としている。このことは、法22条４項において、収益の額及び損金の額は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」との規定から明らかである。

この規定は、昭和42年に創設されたものであるが、その背景と意義について、『昭和42年・改正税法のすべて・国税庁』では、次のように述べている(25)。

「…課税所得の計算は、税法において完結的に規制するよりも、適切に運用されている企業の会計慣行にゆだねることの方がより適当であると思われる部分が相当多いことも事実であります。事実、法人税においては、この

理的な知識をもつ、売りたい人と買いたい人との間において取引される場合の価格をいう（米国内国歳入法2031条・Reg.Sec.20.2031-1(b)）。

(22) 富岡幸雄稿『課税所得の基本概念の探求・課税所得の本質』税務会計研究第８号・平成９年（税務会計研究学会編）参照。

(23) 同上の研究第８号・吉牟田勲稿『課税所得の基本概念の探求・益金の本質』参照。

(24) 同上の研究第８号・品川芳宣稿『課税所得の基本概念の探求・損金の本質』参照。

(25)「昭和42年・改正税法のすべて・国税庁」75～76頁

ような現実を前提として従来課税所得の計算を行ってきたところであります。

しかし、最近、ややもすればこのような基本的な考え方がゆがめられている事実が散見されましたので、今回の改正を機に当該事業年度の益金に算入すべき収益の額及び当該事業年度の損金の額に算入すべき売上原価、費用及び損失の額は、企業が継続して適用する『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』に従って計算されるものである旨を規定することにより、課税所得と企業利益とは、税法上別段の定めがあるものを除き、原則として一致すべきこととしたのであります。」(26)

要するに、法人税法では、法人が計算した企業利益の中身が法人税法の企図する適正な課税所得の考えと一致する限り、これを是認し、一致しない部分などに関して、租税目的又は租税政策目的等の観点から別に各種規定(27)を置いているということができる。

2　収益費用（純資産増減）の認識と測定

企業利益も課税所得もその本質は、儲け（もうけ）である。儲けは純資産増加を意味するが、今日の企業会計では、儲けを収益と費用の差額として捉えている。

企業利益と課税所得は、それぞれの目的の相違により異なる点もあるが、いずれも期間利益（所得）の計算とそのための財産計算、すなわち、経済的価値の測定評価を目的としている点に変わりはない。したがって、一般的に、

（26）武田教授は、『公正処理基準』について次のように述べておられる。

「要するに、『公正処理基準』といっても、明確な成文の規定が存するわけではなく、『企業会計原則』が参考になるであろうし、また、商法の規定等も重要な判断の資料として取り扱われることになる。」（武田昌輔稿『公正処理基準と税法』租税法研究第４号88頁）

（27）別段の定めは、法23条から法65条とこれに関連する施行令並びに租税特別措置法における各種準備金の損金算入規定や交際費の損金不算入規定等がこれに当たると解される。

企業会計上の時価を論ずることは、法人税法上の時価を論ずるに等しいと思われるので、所得（利益）の本質という観点から、同質[28]とみて議論を進めたい。

収益費用の計上に当たっては、いつ把握（記帳）するかという認識の問題（計上時点・計上時期の問題）とその金額をいくらにするかという測定の問題がある。時価は測定に関する問題である。

収益実現の背後には、純資産の増加（資産の増加・負債の減少）[29]があり、費用発生の背後には、純資産の減少がある。したがって、損益計算書面からではなく、貸借対照表面からみれば所得把握における時価は、評価に関する問題である[30]。

なお、収益の測定に関して、収益とは、企業から出て行く財・サービスなのか、あるいは、それに伴って生ずる価値の流入なのかという問題[31]があるが、本稿では、財・サービスの流出に伴って企業に入ってくる価値の流入（貨幣）額であるとの立場で議論を進めたい。

3　測定評価基準としての取引価額主義と時価主義

収益費用（資産負債）の測定評価基準としては、取引価額主義と時価主義がある[32]。取引価額主義では実際の収入・支出額に基づいて測定評価するのに対して、時価主義では予測の収入・支出額に基づいて測定評価する。

（28）吉国二郎氏は、次のように述べておられる。「…税法の予定する所得の基本概念、いいかえれば、所得の本質は、租税政策又は租税目的によって修正され、又は各種の技術的計算により変形された具体的所得金額ではなく、それらの修正又は変形を受ける前の姿において求められなければならない。」（吉国二郎『法人税法講義』大蔵財務協会・昭和29年・１頁以下）

（29）宇南山英夫稿『財務会計基本問題の研究・収益の測定』会計108巻４号157頁参照。

（30）青柳文司稿『測定と評価』会計114巻５号45頁参照。

（31）宇南山英夫稿『財務会計基本問題の研究・収益の測定』会計108巻４号157頁以下、井上良二編著『制度会計の論点』（2000年７月）20頁以下参照。

（32）中村忠『新訂現代会計学』（昭和59年４月）44頁参照。

取引価額主義（収支主義）(33)は、一般的には、認識測定を含めて「原価－実現主義」と呼ばれるほか「実現－原価主義」、「原価評価・実現主義」、「実現－取得原価主義」、「取得原価主義」とも呼ばれる。

取得原価主義会計では、原則として、経済財は、原価－実現主義により測定評価が行われ、時価主義による測定評価は補充的に行われる。

例えば、棚卸商品を低価法により時価で評価する場合や贈与、交換(34)により取得した資産を時価評価する場合等である。

しかし、最近、金融商品である有価証券やデリバティブ（金融派生商品）に時価主義が導入されたことや現在、企業会計審議会において固定資産の減損会計が検討(35)されており、今後、固定資産の減損会計に関する時価主義の導入もあり得ることなど(36)から時価主義は、拡充の方向にあるといえる。

4　取得価額・実現価額と再調達価額・実現可能価額

取引価額主義による測定と時価主義による測定の本質等について次の設例図に基づき検討してみたい。

（33）取引価額主義は収支主義とも呼ばれる。

（34）企業会計上、交換取引物については、取得価額で測定評価すべきであるとする考えが一般的であるが、所得課税上は時価で評価される。これに関しては、企業会計原則と関係諸法令に関する連続意見書第四「有形固定資産の減価償却について」及び笠井昭次「会計の論理」税務経理協会・平成12年11月・546～548頁参照。

（35）企業会計審議会は、平成12年６月23日に『固定資産の会計処理に関する論点の整理』を行い、広く、実務界等より意見の聴取を行い、検討を進めている。

（36）企業会計における我が国の今日の減損問題は、下落した土地の時価と不良債権の時価をいかに適正に財務諸表に表示するかという透明性の問題として捉えることができる。

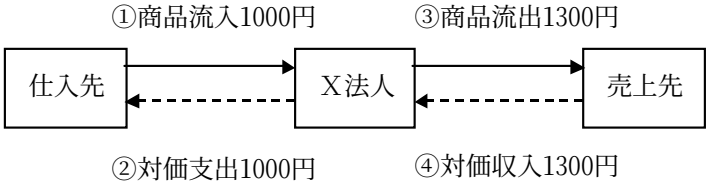

図の取引を歴史的事実に基づく取引であるとすれば、X法人における①②の1000円は、取得価額（歴史的原価）と呼ばれ、③④の1300円は実現価額と呼ばれる。この過去の事実関係に基づく測定評価が取引価額主義（収支主義）と呼ばれるものである。他方、図の事実関係を事前の予測に基づく仮定の取引とすれば、①②の1000円は、再調達価額と呼ばれ、③④の1300円は、実現可能価額と呼ばれる。この事前の予測に基づく測定評価が時価主義と呼ばれるものである(37)。

なお、商品流入に当たっては、対価支払という犠牲値に拠ることから犠牲値に基づく評価ということができ、商品流出に当たっては、対価収入という効益値に拠ることから効益値に基づく評価ということができる。

これらの企業会計における基本的な４つの評価方法を示せば次のようになる。

過去及び現在の測定評価(38)

測定の仕方	評価時期	犠牲値に拠る	効益値に拠る
取引価額主義	事後評価	取得価額	実現価額
時価主義	事前評価	再調達価額	実現可能価額

以上、価値測定における取引価額主義と時価主義の違いについて述べた

（37）井尻雄士『会計測定の基礎』東洋経済新報社（昭和43年）86～88頁
（38）この図は、前掲書（会計測定の基礎）86～88頁を基に作成した。

が、両者の測定評価方法の違いと儲け（所得・利益）の本質との関連について、設例に基づき検討してみたい。

〈設例１〉

元手（元本）の現金100をもって、商品を売買（仕入総額は500で売上総額は550）し、これを全部売り尽くし手元に残ったのは現金150だけとすれば、所得の計算は次のようになる。

① 期末純資産150－期首純資産100＝所得50

② 収益550－費用500＝所得50

③ 現金収入総額550－現金支出総額500＝所得50

ここでは、純資産増加額で計算しても収益費用の差額で計算しても現金の収入支出の差額で計算しても所得は、すべて50になる。つまり、財産計算、損益計算、現金収支計算のいずれにおいても所得は50となり、すべて一致するため所得50と考えることに疑問の余地はない。したがって、設例１は、所得計算の完結型ということができる。

〈設例２〉

設例１のケースで、現金150ではなく、売掛債権150が残った場合、所得をどのように考えるべきであろうか。

考え方の一つとして、期末現金150が期末売掛債権に変わったにすぎないから、設例１の場合と同様、所得は50であるとする見解(39)がある。

その二つ目としては、売掛債権は、全額現金回収されないことが経験則から明らかであるので過去の貸倒れ実績率などから合理的な貸倒れ率を見積もって、その貸倒れ損部分を差し引くべきであるとする見解(40)がある。

（39）費用・損金の認識には、債務確定が必要であるとする見解によれば、貸倒れ引当損（貸倒引当金設定）は、債務未確定の段階では費用・損金でないとされる。

（40）企業会計原則・注解18では、次の３つの条件が満たされるときは費用（引当損）として計上すべきであるとしている。

①将来において特定の費用または損失の発生する可能性が高いこと

②その発生が当期以前の事象に起因していること

③その金額を合理的に見積もることができること

勿論、貸倒れ引当損は、公正妥当な会計処理として、企業会計、商法及び法人税法のいずれにおいても容認され、採用されている。

その三つ目としては、期末売掛債権は、現金と比較した場合には換金されるまでの経過期間に係る利息分だけ価値が低いという時間価値の問題があり、例えば、６ヵ月後に現金化される期末売掛債権は、現金と比較して６ヵ月間の利息部分だけ価値が低く、仮にその利息部分が２だとしたら、所得は２だけ低くなるという見解がある。

期末売掛債権を現在価値に引き直す（時価評価する）という見解は、現時点では制度上、採用されていない。その理由は、売掛債権は、通常、短期に回収されるため、このような金利部分は、金額の重要性から無視しうる点にあると推測される(41)。したがって、所得の本質論では、時間価値である利息部分は、所得に関係する(42)。

正当な貸倒れ引当損を計上すべきであるという見解では、貸倒れ引当損の正当な見積もりが５であるとすれば、所得は５だけ低くなる。ここでは、売掛債権の価値評価という資産面からみれば、その売掛債権の時価は、貸倒れ引当損を差し引いた債権評価額であることになる。

つまり、収益（売掛債権）認識は、その対価である売掛債権が回収確実であるとみて現金回収されない時点で行われるが、本質的には、その売掛債権のうち回収不能部分は、当然、所得は生じないとみている。

以上のとおり、正当な見積もりである貸倒れ引当損部分は、所得の本質としては、費用（損金）と認識され、その金額を見積評価すると同時に、売掛債権の回収可能額を見積評価することとなる。

現金化されない時点で収益を認識する理由は、生産基準、販売基準（引渡

（41）ＩＡＳでは、収益は、通常受領した対価の公正価値で測定される（ＩＡＳ18号・para.10）とされている。

（42）ＩＡＳでは、収益は、通常受領した対価の公正価値で測定されるが、その対価の受領が繰り延べられ、それが実質的な財務取引とみなされる場合は、収益の額は、割引現在価値となる（ＩＡＳ18号para.11）とされている。

基準)、現金基準（回収基準）のうち、生産完了の時点や現金回収の時点を収益計上の決定的な段階と考えず、商品の引渡（販売）時点を決定的な段階である(43)とみて、この一段階で収益を認識するためである。

設例２は、所得の本質論からいえば、時間価値と貸倒れ引当損を見積評価することにより売掛債権の回収可能額を時価により見積評価することとなるが、制度上、時間価値は考慮されない。よって、設例２は、貸倒れ引当損及び売掛債権の回収可能額の見積計算を必要とする所得計算の未完結型ということができる。

〈設例３〉

法人が、短期売買目的で市場性ある有価証券を100万円で購入し、その期末時価が110万円であるとすれば、含み益10万円は所得と考えるべきであろうか（低価主義は考慮しないものとする)。

有価証券の含み益10万円（＝時価110万円－原価100万円）については、利益であるという見解(44)(45)(46)と利益ではないという見解(47)に分かれる。

（43）醍醐聡「会計学講義」（1998年）東京大学出版会・252頁参照。

（44）この見解は、有価証券という財貨そのものを認識・測定の対象にする会計観（財貨動態観）に通じる。この財貨動態観では、有価証券そのものの価値に着目し、含み益10万円は、実現した利益とみる。つまり、含み益10万円部分は、有価証券の資産価値として認識すべきものとみる（井上良二編『制度会計の論点』税務経理協会・2000年７月・17～23頁参照)。

（45）前掲書では「財貨動態においては、利益は財貨のもつ価値の増加によって表現される」（同書20頁）と述べ、「経済的環境の変化に伴い、貨幣動態会計から財貨動態会計への変化の過程を明らかにすることを意図したものである。」（同書23頁）と記述した後、「貨幣動態に着目した利益計算は、投下資金の回収計算として実施されることとなる。…財貨動態に着目した利益計算においては、先ず当期の価値増減の結果を具現した資産と負債に認識・測定が実施されることになる。」（同書51頁）と述べられている。

（46）岩田巖『利潤計算原理』同文館・1956年・131～145頁参照。

（47）この見解は、有価証券という財貨の価値が変動したとしても、当初の貨幣投入量100万円という価値をもって拘束され、この貨幣の動き（流れ）を計算対象とする会計観（貨幣動態観）に通じる。この貨幣動態観では、現実の収入・支出に基づいて価値が認識測定される。

1999年８月改正商法では、利益であるという立場であり、改正前商法は利益でないという立場であった。時価主義を採用していた時期の旧商法では、利益であるという立場であった。

含み益は利益として認識すべきでないとする見解の根拠は、主として、利益の基となる有価証券は、保有中で売却していないため未実現の利益にすぎないとみる点にある。つまり、購入段階では利益は生まれず、販売して始めて利益は生まれるという立場である。この見解は、伝統的な、原価－実現主義の考え方である(48)。

これに対し、有価証券の含み益は利益であるとする見解の根拠は、主として２つあり、その１つは、短期売買目的の市場性ある有価証券は貨幣性資産であるから、現金と同じように評価すべきであり、期末時価で評価するのは当然であるとする(49)。もう１つは、当該有価証券の取引市場では、市場価格が存在し、その価格で換金することが確実であるため実現可能価額で収益が実現したことと同一視できる(50)とする(51)。

（48）企業会計原則（第二・一・A）では、未実現収益は、原則として、当期の損益に計上してはならないとしている。したがって、ここでは、一般的には、収益は、販売基準（商品の引渡・役務提供の完了）という決定的な一段階で実現したものとみて認識する。

（49）収益認識の背後には、純資産増加（資産増加）があるので、収益認識は、資産の本質論でもあるといえる。

有価証券については、従来から貨幣性資産か費用性資産かの対立はあるが、活発な証券取引市場が存在する有価証券は、日々、取引価格が確定し、その価格で現金化することは容易であるから現金と同一視でき、貨幣性資産であるとする見解である。この立場では、有価証券は、その回収可能額（時価）で評価される。

なお、資産を貨幣性資産と非貨幣性資産（費用性資産）に区分し、有価証券は、費用性資産であるから原価評価すべきであるとする考えもある。

（50）市場性ある有価証券のような資産は、いつでも市場で何の努力もせず確実に現金化できるから実現したものと同視できるとして実現概念を広義に捉える見解である。この見解では、収益認識として、販売（引渡）基準を更に拡張し、「確実性」と「信頼ある測定可能性」を重視する。

この見解によれば、公定価格（買取価格）が定まっている農産物や市場価格が確実に存在する金・銀等の鉱物の収益認識としての収穫基準又は生産基準を「広義の

なお、収益認識は、一般的には、販売基準（商品の引渡し・役務提供の完了）とされるが、販売基準が採られる理論的根拠の主なものとして、次のことがあげられる(52)。

① 利益であるためには、その処分可能性が考慮されなければならなので、貨幣性資産の裏付けを必要とするが、財貨などは、販売によって、収益（またはそれによって算定される利益）が貨幣性資産の裏付けを得るようになること

② 販売という事実によって、収益として計上しうる額が客観的、かつ、明確になること

③ 商品等の購入及び財貨等の生産はすべて、販売を目的として行われ、したがって、販売はそれに先立つ一連の営業活動の終点であること

④ 一般に販売が行われると同時に、それに対応する費用の額も確定するので、正確な損益計算が可能になること

実現概念」の範疇として捉えることが理論上、可能となる。

なお、広義の実現主義によらなければ、収穫基準又は生産基準は、収益認識の原則基準である実現主義に対する例外基準として捉えることとなる。

筆者は、広義の実現概念における収益認識の要点は、「現金化の容易確実性」と「信頼ある測定可能性」にあると考えている。何故ならば、利益の本質は処分可能利益であると考えるからで、「現金化の容易確実性」でないものまで損益（所得）計算に含めることはできない（仮に、現金化の容易確実でないものを含めたらその部分は控除すべきである）し、「信頼ある測定可能性」のないものは、利益の額がゆれるから確実な利益とみることはできないと考えるからである。そして、処分可能利益の概念は本質的には課税所得の概念と概ね一致すると考えている。処分可能利益という視点では「税金支払い処分」と「配当支払い処分」は同質であり、現金回収確実な資産の評価に基づく利益（所得）であることが要請されると考えるからである。

この点に関しては、実現基準（realization basis：販売基準）における「realize」には「換金する」（conversion into cash）という意味があり、「実現」とは最狭義には非貨幣資産を現金又は現金同等物に転換する行為を表している（醍醐聡「会計学講義」（1998年）東京大学出版会・255頁）、という点に注目すべきである。

(51) 実現概念については、古賀智敏「価値創造の会計学」税務経理協会・平成12年９月・258～271頁参照。

(52) 飯野利夫『財務会計論・三訂版』同文館出版・平成８年４月・11－17頁

収益認識という損益面からみると、設例３は、実現・未実現が曖昧な所得の不完全型ということができる(53)(54)。

〈設例４〉

期末簿価100の償却資産に減損が発生(55)し、その金額を20と見積もること

---

(53) 収益認識の背後には純資産増加があるので、この純資産つまり、資産の本質をどう見るかが問題になる。この資産の本質観を分類し、藤森教授は、次のように述べておられる。

「この本質観は大別して一元説、二元説に分かれ、少数説として三元説がある。

一元説は、会計上の資産の性質を同質的なものと考え、その本質を統一的に解釈しようとする立場である。この一元説には、一切の資産を貨幣に還元して解釈しようとする現金説、逆に費用の面からこれを一意的に理解しょうとする費用説、用役潜在性にその本質を求めようとする潜在用役説などがある。…二元説は、資産を貨幣系統のものと費用系統のものの二つのグループに分けて説明しようとするものである。さらに少数説たる三元説とは、笠井昭次教授が主に唱えている説で、企業資本等式に基づく待機分（貨幣）、充用分（商品・機械等）、派遣分（債権・投資）という資産三分類を指している。」（藤森一男「現代企業会計通論三訂版」平成12年８月・127～130頁）。

(54)「一元説（現金説・飯野利夫教授の説）では、資産を①現在の現金、②将来の現金、③過去の現金に分類し、①現在の現金はそのまま貨幣の額で評価され、②将来の現金（売上債権・貸付金等）は、原則として回収可能額により評価され、③過去の現金（棚卸資産・機械建物・有価証券等）は、取得価額を基礎とした帳簿価額で評価される。この見解では、有価証券含み益は未実現利益とされる。

二元説では、貨幣性資産は、その券面額または将来収入額（時価）で評価し、費用性資産は取得原価を基礎として評価される。

有価証券を貨幣性資産とみるか費用性資産みるかについて見解は分かれる。

三元説では、待機分の貨幣は、そのまま貨幣額で評価され、充用分の商品・機械等は、原価で評価され、派遣分の債権・投資（有価証券が含まれる）は、時価で評価される」（藤森一男・前掲書127～130頁）。

(55) 資産とは、「過去の取引または事象の結果として、特定の実体により取得または統制されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益である」（米国財務会計基準審議会公表の財務会計上の諸概念に関するステートメント第６号）とする見解が有力である。

ここでは、将来の経済的便益を重視しているため将来の経済的便益が失われた時点で減損を認識し資産を時価評価することとなる。何故ならば、資産は将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源であるとすれば、経済的便益が当該

ができるとすれば、この償却資産の時価は80（＝100－20）となるが、この減損20は当期の費用になるのかどうか検討してみたい。

減損20は、当期（又は過年度）の費用でないとする見解と当期（又は過年度）の費用であるとする見解に分かれる。

減損20は当期の費用でないとする見解は、償却資産に係る費用については、その取得原価を基礎として各期に規則的に費用配分されるべき（各々の期が応分負担すべき）であり、また、資産保有中のその資産の減損発生部分は、まだ含み損にすぎないため、その資産を手離すまでは費用でないとする。

この見解は、取得原価主義を基礎とする期間損益計算重視(56)及び検証可能性・客観性重視と結びつきやすいと考える。

これに対して、減損20は当期の費用であるとする見解の第１は、発生した減損は将来の収益に貢献しない部分であるため、償却費の見積もり誤り又は減損発生の時点での臨時償却費発生として費用であるとする。その第２は、減損を資産面からみれば、資産は将来の経済的便益であるから将来の経済的便益が失われた時点（減損が発生した時点）で減損額の合理的測定が可能である限り、資産の減少額（発生した減損額）は所得の本質からいえば、当然発生した時期の費用である(57)とする。

この見解は、所得の実質重視及び時価主義重視と結びつきやすいと考えられる。国際会計基準では、減損は発生した時期の費用である(58)という考えに

企業に流入しないことが明らかであれば、もはや資産としての存在意義を失うからである。

(56) 期間損益計算重視か財産計算重視かは、利益観（又は資産観）を巡る収益費用アプローチと資産負債アプローチの違いでもある。

(57) 制度上、商法34条二号では、「…相当ノ償却ヲ為シ予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス」としている。しかし、減損に係る公正妥当な会計処理の基準は明らかであるとはいえないと思われる。つまり、減損が発生したことが明らかであるにもかかわらず減損処理しない行為は不公正な会計処理といえるが、そのようにみられない場合との接点は不明確であるし、減損処理の個々具体的な処理の基準となるものが不明である。

(58) ＩＡＳ16号。ＩＡＳ16号では、固定資産の帳簿価額が、その回収可能価額を上回

立つ。米国会計基準であるＦＡＳＢ(59)基準も減損は発生した時期の費用である(60)という考えに立つ。

その他の見解として、減損20が当期の費用かどうかの基準は、客観的かつ合理的に減損を測定できるかどうかによるとするものがある。

制度上、減損に係る公正妥当な会計処理の基準は明らかでないと考えるが、所得の本質（実質）から言えば、減損発生が明らかで、その合理的な金額測定が可能である限り、当期の費用（損金）であるというほかはない。

なお、減損金額が合理的（客観的）に測定できるかどうかは、本質的には、経済的価値測定技術の問題であると考えるが、実際問題としては、価値測定技術の問題は所得の本質（実質）と密接不可分の関係にあると考える。制度上の減損問題に関しては、固定資産の減損問題として企業会計審議会で検討中であるので、本稿では、これ以上は論及しない。

設例４は、減損の認識測定が曖昧な「所得の不完全型」ということができる。

以上、４つの設例を題材として、「所得の本質（実質）」(61)という観点から

るときには、その差額を減損として計上する。回収可能価額とは、正味売却価格と使用価値のいずれか高い方の金額である。また、使用価値とは、「資産の継続的使用とその耐用年数終了時の処分によって流入すると予測される見積将来キャッシュ・フローの現在価値をいう」とされる。

(59) ＦＡＳＢとは、Financial Accounting Standards Boardの略で、米国の財務会計基準審議会のことである。

(60) ＦＡＳＢは、『長期性資産の減損及び処分する長期性資産の会計』（基準書121号）を公表し、資産を保有して使用する資産と処分する資産に分け、減損の認識及び測定について取扱いを定めている。結果的には、ＦＡＳＢ基準では、原則として、資産の帳簿価額が公正価値を上回るときには、その差額を測定し、減損を計上する。

(61) 所得の本質又は真実の利益という観点で書かれた論文ではないが、所得の本質という観点から会計利益と経済的利益に関する桜井教授の次の論文記述は注目に値する（桜井久勝「会計利益情報の有用性」千倉書房・1991年）。

「経済的利益はどのような意味で理想的な利益であるのか。また経済的利益が理想的な利益であることを所与としたとき、会計利益はいかなる存在意義を有するのか。」（同掲書21頁）と述べられた後、「①企業利益を基準として経営者・株主・債権

「価値測定評価方法としての時価主義と取引価額主義」について検討してきた。

ここで強調したい点の１つは、所得の完結型（又は所得の完全型）と所得の未完結型（又は所得の不完全型）の存在であり、特に後者の存在に対しては、法22条４項のいわゆる『公正処理基準』の法解釈の明確化が図られていかなければならないという点である。

２つ目は、所得の本質（実質）という観点からみると、所得の本質に近づけば近づくほど時価主義が重視されるという点である。

３つ目は、時価主義による測定評価は、見積評価であることから検証可能性、客観性の面で難点を有し、常に「金額測定評価の合理性」が求められる点である。

４つ目は、所得課税上、所得の未完結型・所得の不完全型のケースにおける時価主義の適用場面では、今後、法22条４項の解釈の問題として解決を図るべきなのか、立法上、できる限り個別規定を設けて解決を図るべきなのかという難しい問題が残されているという点である。

５つ目は、収益費用（資産負債）の認識測定場面における課税所得の計算は、「処分可能性」つまり収益実現に伴い入手した資産（売掛債権）等の「換金可能性」（換金確実性）が重要な要素になるという点である。その理由は、

者の間の利害関係が調整されるためには、当該利益数字は、『経営者の受託責任遂行状況の評価基準』であるとともに、『企業価値を維持した上での分配可能額』としての属性を有しなければならない。これらの属性を有する利益尺度は、発生主義に基づく会計利益ではなく、割引現在価値を基礎とする経済的利益である。②…完全・完備市場が仮定されるときには、市場価格に基づいて経済的利益を計算することが可能である。したがって、経営者・株主・債権者の間の利害調整のためには、その経済的利益だけで十分であり、経済的利益に加えて会計利益が存在すべき必要性はない。③不完全・不完備市場という現実の世界では、市場価格を利用しても経済的利益の算定は不可能であり、このため経済的利益に代わって会計利益が存在意義をもってくる。」（同掲書40頁）と述べておられる。

なお、ここでは、経済的利益＝分配額＋（期末純資産価値－期首純資産価値）とされる（同掲書24頁）。

「確実な換価資産に裏付けられた処分可能利益」から「配当処分（社外流出）」と同様に「税金の支払い（社外流出）」がなされるべきである(62)と考えるからである。

なお、経済的価値をどのように測定評価すべきかに関しては、所得者の取引市場での購買行為（購買価格設定行為）と販売行為（販売価格設定行為）が重要な要素になるが、これに関しては、第４章で考察する。

5　時価の特質等

時価とは、狭義の意味では『特定時点の市場価格』を指し、一般的には『特定時点の市場価格と市場価格を想定した合理的価値の算定価格』を指す。公正な市場価格を時価と呼ぶ場合もある。広義の意味では『価格、経済的価値、価額、取引価額、独立当事者間価格及び公正価値など』を時価と呼ぶ。

いずれにしても、時価とは、経済的価値あるもの（財産）に対する主観的価値若しくは客観的価値(63)を金銭額に見積評価したものである。

以上、所得（利益）計算における時価を中心に考察してきたが、要約して時価による測定評価の特質等について整理しておきたい。

第１に、取引価額主義による測定評価は、事実関係に基づくものであることから、その評価金額は、確定的（金額に揺れはなく唯一無二）で、検証可能的であるのに対し、時価主義による測定評価は、仮定的事実関係に基づく予測であるため、確定性と検証可能性の面で難点を有している。つまり、時価評価は合理的な予測による金額決定であるため、その合理的予測方法に多様性が存在する限り、その評価金額は、不確定的で、かつ、幅の生ずる余地が残されている。

第２に、時価評価される対象物の価格は、供給者と需要者の主観で変化するため不安定性を有している。例えば、或る土地の価格は、土地そのものは

（62）処分可能利益から配当処分すべきとする商法上の企業利益と処分可能利益から税金支払いすべきとする所得課税上の課税所得は同質であると考えることができる。
（63）主観的価値及び客観的価値については、第４章参照。

変化しなくてもその価格は変動する。

第３に、時価は、或る一定時点・期末時点などの特定時点における経済財の価値測定評価を意味する。

第４に、時価は、現在時点で現金に引き直したらいくらの価値があるかという現在価値（割引現在価値）の意味を有している。つまり、１年後に現金化される債権の価値は、その債権の１年間の利息部分を割り引いて評価した価値を意味する。

第５に、時価は、基本的には、取引市場を前提としているため、その市場が完全競争市場(64)であれば、一物一価であり、不完全競争市場であれば、一物多価であるという市場の違いによる多様性を有している。

第６に、経済財の取引市場は、現実的には、多くは不完全競争市場であり、ここでは、同一の経済財であっても同時に複数の市場と複数の価格が存在することから、その価格の合理的な予測方法には複数の方法が存在することとなる。

第７に、市場がほとんど存在しない経済財の合理的な時価の測定評価は、極めて困難であるか、あるいは測定不可能である。

第８に、売買対象の経済財が１つしか存在しないときに買い手が複数存在する場合、その時価は最高価格を意味する。何故ならば、売り手は最も高い値段をつけた買い手に売却すると推測されるからである。

（64）完全競争市場は、現実に存在する市場でなく理論的な想定市場である（矢島欽次『新しいミクロ経済学』（昭和45年）150頁）。

第３節　企業会計における時価主義の動向

１　時価主義の動向とその背景

企業会計において、時価主義は重視される方向にある。このことが将来、租税法に影響を及ぼすと考えられることからその動向と背景について検討してみたい。

法人企業の会計対象とする経済財の中身は、従来は『製造設備・製商品中心』であったが、今日では『金融商品』がそれに加わるとともにそのウエートを増している。

製造設備・製商品の価値測定には、取得原価主義が適合し、金融商品の価値測定には、時価主義が適合することから金融商品の比重が増したことにより時価主義が重視されることになったという見方がある(65)。

他方、国際取引・国際間の資金移動の拡大等により多国間で活動する国際的企業は、各国から企業利益等の報告を求められるようになった。しかし、各国の考え方や慣習の違いもあって各国の会計基準には若干の違いが見られ比較可能性等から、会計基準の国際的統一化が要請されるようになった。その要請に応え、国際会計基準委員会は会計基準を設定している。その基準が国際会計基準（ＩＡＳ）であるが、ＩＡＳは、我が国の企業会計基準、商法などに影響を及ぼしている。その例として、金融商品意見書や1999年８月公布『商法等の一部を改正する法律』（金融資産の時価評価などの改正規定）がある。このＩＡＳの影響で時価主義が重視されるに至ったという見方もある(66)。

（65）古賀智敏「価値創造の会計学」税務経理協会・平成12年９月・２～６頁

（66）伊藤邦雄教授は、わが国の会計制度に与える環境変化の１つとして国際会計基準の進展を掲げておられる（伊藤邦雄稿「会計制度のアーキテクチヤー革新」企業会計1996年48－９・18頁）。

2　国際会計基準における公正価値（時価）等の動向

ＩＡＳとは、ＩＡＳＣが委員会メンバーと協議して国際的に承認される形で作成された国際的な会計基準のことである。この基準には法的な強制力はないが、企業が世界各国の証券市場で資金調達しようとする場合には、この基準によらない財務諸表は信頼性を有しないとされることから、国際的な財務諸表の信頼性という点でＩＡＳは大きな影響力を持つに至っている。

なお、ＩＡＳＣは、1973年６月に世界９カ国（オーストラリア・カナダ・アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・日本・オランダ・メキシコ）の職業会計士団体等が参加する組織であったが、2000年２月では、104カ国、143の組織・団体が参加するまでになっている(67)。

ＩＡＳでは、①連結決算、②公正価値（時価）、③オフバランスのオンバランス化、④デスクロージャーに重きを置いていると考えられる。また、会計数値や財務諸表に対するスタンスは、①株主などの投資家への情報の有用性を中心に経済的実質重視と②理解可能性、③目的適合性、④信頼性、⑤比較可能性を重視していると考えられる(68)。

時価主義に関しては、ＩＡＳでは、多くの資産負債の貸借対照表価額を公正価値（時価）で測定評価する方向にある。

有価証券、外貨建債権債務及びデリバティブは、決算日の公正価値（時価）(69)で評価しなければならない。固定資産に減損発生（時価下落も含まれる。）があれば、固定資産はその減損部分を差し引いて時価で評価される(70)。不良債権は、減損額を見積もり、その額を減額した公正価値で評価される(71)。

（67）西川郁夫「よくわかる国際会計基準・第２版」（平成12年６月）７頁

（68）白鳥栄一「国際会計基準」・日経ＢＰ社（1998年11月）、中央監査法人編「国際会計基準実務ハンドブック」中央経済社（平成11年７月）、ＩＡＳＣ公表のコア・スタンダーズ参照。

（69）ＩＡＳ32・39号参照。

（70）ＩＡＳ36号「資産の減損」参照。

（71）ＩＡＳ39号「金融商品の認識と測定」（para.109～119ほか）参照。

また、収益も公正価値（時価）で測定される(72)。

ＩＡＳにおいては、保守主義の原則が働いており、棚卸資産は、低価法が強制され、正味実現可能価額（時価）(73)(74)がその簿価を下回れば、時価で評価しなければならない。

ＩＡＳは、経済的実質重視と公正価値（時価）重視の方向にある。

３　わが国の会計基準制度の動向

我が国における法制度上の会計基準は、証券取引法会計と商法会計があるが、会社が決算をするに当たり意識している基準としては、これに税法が加わると思われる。

証券取引法上の企業利益、商法上の処分可能利益、税法上の課税所得に差異はあるが、その中身は儲けであるという同質性から、証券取引法、商法、税法の三者は、それぞれが影響しあう関係にある（トライアングル方式）(75)と言われている。

証券取引法は投資家保護を、商法は債権者保護及び株主債権者間の利害調整を、税法は課税の公平を目的としていると言われているが、従来は、なるべく三者間で基準の統一化を図ろうとする方向にあった。つまり、本質的に同じ儲けを企業利益（所得）として捉えるならば、この点では、それぞれがバラバラでは混乱をきたす虞があり、統一化・調和化した方が混乱をきたさないとの理由によるものと思われる。

商法は、強行規定であることと大会社、中会社、小会社のいずれの会社にも適用されることに加えて、法人税法が確定決算基準を採用し、その拠り所

（72）ＩＡＳ18号「収益」参照。
（73）ＩＡＳ２号「棚卸資産」（para.６）参照。
（74）正味実現可能価額とは、通常の営業過程における予想売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額である。
（75）新井清光・白鳥庄之助「日本における会計の法律的及び概念的フレームワーク」ＪＩＣＰＡジャーナル1991年10月参照。

を商法上の処分可能利益としていることなどから、企業会計法制の中心的存在であるということができる。

商法の財産（損益）の測定評価に関する流れをみると、明治32年の商法制定当時は、時価主義が採用され、明治44年の改正で『財産目録調整ノ時ニオケル価額ヲ超ユルコトヲ得ズ』として時価以下主義に変更し、時価主義又は時価以下主義が採用されていた。

昭和13年に資産評価と繰延資産に関する改正があり、財産計算思考に一部、原価主義的な思考が取り入れられた。その後、昭和37・49年に大改正があり、時価主義から原価主義への根本的な変更があった。この改正は証券取引法による会計処理との統一化を図ったものといわれているが、この改正によって財産計算思考から原価主義を基調とした期間損益計算思考に変わり、また、『公正なる会計慣行の斟酌規定』（商法32条）が加わった。我が国の企業会計制度は、商法会計と証券取引法会計から成るが、ここで実質一元化が図られたとみることができる。

ところで、証券取引法における財務諸表の会計基準改定を審議する企業会計審議会は、国際会計基準との調和化という観点から新たな制度の導入及び改定作業を進めている。その一部を示すと次のとおりである。

① 連結財務諸表原則（改定） 1997年６月公表
② 研究開発費等に係る会計基準 1998年３月公表
③ 退職給付に係る会計基準 1998年６月公表
④ 金融商品に係る会計基準 1999年１月公表
⑤ 固定資産に係る減損会計基準 現在検討中
⑥ 企業結合会計の基準 現在検討中

当初は、国際会計基準に従った財務諸表を作成する必要のあるのは、海外で資金調達する企業に限られるから当該企業だけ当該基準に従えばよく、他の企業は、今までどおりの国内基準でよいので国内基準の改定は要しないとの見解が強かったものと思われる。

その後、経済のグローバル化の進展と我が国会計基準に対する国際的信頼

性の低下などから、これに対処するため積極的に我が国会計基準の国際的会計基準への接近化・調和化が図られている。このような流れの中で国際会計基準の金融商品に係る会計基準が我が国の企業会計に与えた影響に限定して、時価に関連する金融商品の測定評価の内容についてみておきたい。

4　金融商品と時価主義

国際会計基準であるＩＡＳ第32号及び39号では、金融商品について概ね次のように定めている。

金融商品とは、一方の企業に金融資産を他方の企業に金融負債あるいは持分金融商品の双方を生じさせるあらゆる契約をいうとし、金融資産として、①現金、②現金又はその他の金融資産を他の企業から受け取ることができる契約上の権利、③金融商品を潜在的に有利な条件で他の企業と交換できる契約上の権利又は他の企業の持分金融商品を掲げ、金融負債としては、①他の企業に現金若しくは他の金融資産を引き渡す契約上の義務、②金融商品を潜在的に不利な条件で他の企業と交換する契約上の義務を掲げている。

金融商品の範囲はかなり広い。金融資産を例にとれば、具体的には、現金預金、売掛債権、貸付金、有価証券、オプション権利行使権などである。

ＩＡＳでは、基本的には金融商品は公正価値で測定される（公正価値の変動から生じる損益は発生時の利益として認識する）。

公正価値とは「取引の知識がある自発的な当事者の間で独立第三者間取引条件で資産が交換され若しくは負債が決済される金額」をいう。

活発で流動性の高い市場で金融商品が取引されている場合は、取引所の市場価格が公正価値の最適な尺度となり、市場が活発でない場合などは見積もり手法を用いて公正価値を算定する。売上債権の簿価は、通常、公正価値に近似しているとしている。

ＩＡＳＣでは、ある金融商品を公正価値で測定し、他のものを取得原価で測定するという混合測定システムは両者を区別する原則の設定の困難性や利益操作が可能となることなどから好ましくないとの考えを打ち出したが、

最終的には、混合測定システムを採用した。つまり、金融商品は、公正価値又は償却原価で測定されることとなった。

ＩＡＳの影響を受け、企業会計審議会は、金融商品意見書を公表したが、我が国においては、最終的に、実質的には有価証券とデリバティブ（金融派生商品）等を時価評価する点が変更されることとなった。

ここでいう金融商品とは、金融資産と金融負債をいうとして、具体的にその範囲を次のように定めた。

金融資産とは、現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公社債等の有価証券並びにデリバティブ取引により生じる正味の債権等をいい、金融負債とは、支払手形、買掛金、借入金及び社債などの金銭債務並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務等をいう。

金融商品意見書では、時価とは、「公正な評価額をいい、市場価格（市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場）に基づく価額をいう」とした。

また、デリバティブ取引等について、個々のデリバティブ取引で市場価格がない場合でも、当該デリバティブ取引の対象としている何らかの金融商品の市場価格に基づき合理的に価額が算定できるときには、合理的に算定された価額は公正な評価額と認められるとしている。

なお、金融商品の種類により種々の取引形態があるが、市場には、公設の取引所及びこれに類する市場他、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等が含まれるとしている。

金融商品意見書では金融商品の評価は、次のようになった。

① 売買目的の有価証券は、時価
② 満期保有債券は、償却原価
③ 子会社株式・関係会社株式は、取得原価（強制評価減される。）
④ その他の有価証券（持合株式はこれに含まれる。）は、時価（強制評価減される。）

⑤　金銭債権は、取得原価又は償却原価

⑥　デリバティブ（その取引により生じる正味の債権債務等）は、時価

⑦　市場価格のない有価証券は、取得原価又は償却原価（強制評価減される。）

⑧　特定金銭信託等は、時価

⑨　金銭債務は、債務額

なお、「その他の有価証券」の評価差額（損益）について、全部資本直入法に拠るか、部分資本直入法（差損部分は損益計算書に計上しなければならない。）に拠るかは、選択制となった。

証券取引法会計の基となる『金融商品に係る会計基準』の変更に伴い、商法会計では、金融商品の評価に関する商法改正（1999年８月）が行われ時価主義が導入された。有価証券の評価は、従来、取得原価基準であったものが次のとおり時価基準に変わった。

①　市場価格ある金銭債権は、時価(76)

②　社債その他の債券及び株式で市場価格のあるものは、時価(77)

改正商法の時価規定の表現は「時価ヲ付スルモノトスルコトヲ得」としている。このことから時価評価規定は任意規定か強行規定かが問題になるが、この点に関しては、「商法と企業会計の調整に関する研究会(78)の報告書（平成10年６月16日）」は、次のように述べている。

「証券取引法上の開示において時価評価を強制された公開会社については、商法に時価評価を行う会社の範囲についての明文規定を置かない場合にも、公正な会計慣行が斟酌されることにより商法上も時価評価を行うこととなると解することが適当である。反面、中小会社等に対しては、時価評価を行わないことが直ちに違法となることとならないよう、実務に配慮した検討

（76）商法285条の４第３項参照。

（77）商法285条の５第２項・285条の６第２項参照。

（78）金融商品に係る商法改正のために設けられた研究会である。

が進められる必要がある。」[79]

つまり、証券取引法会計が適用される公開会社については、商法32条２項の公正な会計慣行の斟酌規定が働き『企業会計審議会で定めた会計基準』[80]によることになる（よって時価が強制される。）し、非公開会社（中小会社）は、その基準の適用がないから時価によるかどうかは任意と解されるわけである。そうであるとすれば、商法上、市場性ある有価証券等については、公開会社は、時価評価が強制され、非公開会社（中小会社）は、時価によるか否かは任意とされるため市場性ある有価証券等の収益の認識測定については、二重基準であると解される[81]。

なお、商法上『時価』の定義規定はないが、この点に関しては商法32条２項の公正な会計慣行の斟酌規定が働くと解される。

また、今回の改正商法では、従来の『取引所の相場ある』が『市場価格ある』に変わったが、これは、証券取引法会計の基準の改定に合わせて、市場の意義を広げたものと解される。

デリバティブ取引について「商法と企業会計の調整に関する研究会の報告書」では、「商法上、デリバティブの会計処理については、特別の規定を設けず、第32条にいう公正な会計慣行、具体的には企業会計における会計基準を斟酌して対応するものとして差し支えないのではないかと考えられる。」としている。

従来、有価証券の時価と取得原価との差額の評価益は、含み益にすぎず企業利益とは認識しなかった。それが、今回の改正商法では有価証券を時価評価することから「有価証券の含み益」は、企業利益として認識することとなっ

（79）商事法務1496「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書（資料）」31頁。

（80）企業会計審議会で定めた金融商品意見書がこれに当たる。

（81）法人税では、売買目的の市場性ある有価証券の評価損益等について税法で別段の定めをしなければ、資産の評価損益の規定（法25・法33）が働くため、その取扱いは、公開会社・非公開会社ともに同じになる。ただし、これに関しては別段の定め（法61の２～61の７）を置くことにより解決策が講じられた。

た。しかしながら、含み益を加算された有価証券は、その後、値下がりすることもありうるわけである。そのことを考慮して、改正商法は、時価評価により生じた「有価証券の含み益」を配当可能利益算定上は控除項目にしたもの(82)と推測される。つまり、含み益は、完全な儲け（処分可能利益）とはみなかったと考えられる。

また、我が国金融商品意見書では、金融商品に係る測定基準として、公正価値概念の導入は図られていない。公正価値とは「取引の知識がある自発的な当事者の間で、独立第三者間取引条件で、資産が交換され、若しくは負債が決済される金額」であることから企業の価格設定行為の基準としての意味がある。企業会計における会計数値の公正さと信頼という観点から、企業の恣意性排除を図るための公正価値概念がいつ論議の俎上にのるのか、今後の動向が注目される(83)。

（82）商法290条１項六号。

（83）参考文献（以下同じ）

新井清光「日本の企業会計制度」中央経済社・平成11年９月
飯野利夫「財務会計論・三訂版」同文館出版・平成８年４月
井尻雄士「会計測定の基礎」東洋経済新報社・昭和43年
井上良二「制度会計の論点」税務経理協会・平成12年
上野清貴「会計の論理構造」税務経理協会・平成10年11月
笠井昭次「会計の論理」税務経理協会・平成12年11月
桜井久勝「会計利益情報の有用性」千倉書房・1991年３月
醍醐聡編「国際会計基準と日本の企業会計」中央経済社・平成11年12月
田中茂次「現代会計学総論」中央経済社・平成11年２月
田中健二「時価会計入門」中央経済社・平成11年８月
田中弘「時価主義を考える・第２版」中央経済社・平成11年９月
津守常弘「ＦＡＳＢ財務会計の概念フレームワーク」中央経済社・平成９年９月
中村忠「新訂現代会計学」白桃書房・昭和59年４月
中村忠「新稿現代会計学・四訂版」白桃書房・2000年２月
中島省吾訳「ペイトン・リトルトン共著・会社会計基準序説」昭和43年
広瀬義州「財務会計」中央経済社・平成12年２月
藤森一男「現代企業会計通論・三訂版」税務経理協会・平成12年８月

第２章　租税法上の時価

第１節　法人税法上の時価

１　法人税法と時価主義

法人税法上、資産の評価損益を益金・損金として認識するかどうか、つまり、期末資産の評価をどのように取扱うかは、時代により異なる。

昭和20年当時は、評価損益は原則として益金・損金の額に算入することとされていたと考えられる。『法人各税ノ取扱』36において「法人の資産の評価換えによる増減差額はこれを益金又は損金に算入する」旨定めていたからである(84)。また、『法人各税ノ取扱』37において「法人ガ左記（下記）資産ノ評価換エヲ為シコレヲ損金ニ計算シタル場合ニ於イテ評価換エヲ為シタル後ノ記帳価額ガソノ資産ノ期末時価又ハ取得原価ノ何レカ低キ一方ノ金額ニ付キ左記（下記）低減歩合ヲ適用シタル金額ヲ下ラザルトキハ之ヲ認ム。」として、「土地ニツイテハ五分ノ低減歩合、建物・船舶・機械・器具備品・商品原料品ニツイテハ一割ノ低減歩合」と定めていた。

当時、所得概念として純資産増加説（一定期間における純資産の増加を所得と観念する説(85)）に立っていたし、また、法人側では、資産の評価損益は所得と考えて時価評価していたものと推測される(86)。

（84）昭和20年９月『法人各税ノ取扱』（大蔵省主税局）

（85）昭和20年９月『法人各税ノ取扱』20では「税法に於いて総益金とは資本の払込み以外に於いて純資産の増加の原因となるべき一切の事実を謂い、総損金とは資本の払戻し、利益の処分以外に於いて純資産の減少の原因となるべき一切の事実を謂う」旨定めていた。

（86）昭和38年12月「所得税及び法人税の整備に関する答申」（税制調査会）では、評価益の計上に関して、次のように述べている。

「法人が、これを利益に計上した場合には、法人利益の取り扱いにおいて他の実現された利益と何ら異なるところはないので、特に課税上の弊害がない限り、これを所得と観念することは当然である。」

昭和25年改正後の旧法令第17条では、資産の評価益について、時価を超える部分は益金の額に算入しない旨定めていた。つまり、当該資産の時価までの評価益は、益金としていた。資産の評価損についても同様に旧法令第17条の２で、資産の評価損について、時価を超える部分は損金の額に算入しない旨定めていた。つまり、当該資産の時価までの評価損益は、益金・損金とするとしていた。この考え方は、旧商法の時価主義又は時価以下主義と同じと考えられる。

そして、昭和40年の全文改正（現行）においては、原則として資産の評価損益は、益金・損金の額に算入されないこととなった。この改正は、商法が取得原価主義を採用したのと機を一にしている。

参考のためその条文を示せば次のとおりである。

〈参考〉

法25条「内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。」

法33条「内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」

なお、資産に災害による著しい損傷などの限定された事実が生じ、評価損を損金経理したときは、時価までの評価損は損金とされる。

資産の評価損益の規定に関して、昭和40年全文改正の基礎となった昭和38年12月『所得税及び法人税の整備に関する答申』（税制調査会）では、次のように述べている。

「資産の評価損益については、純資産増加説の立場においても、所得は実現されたものに限ってこれを観念するのが妥当と認められるので、基本的には、現行所得税の取扱いのように評価損益の計上を認めないこととする。ただし、法人が、これを利益に計上した場合には、法人利益の取り扱いにおいて他の実現された利益と何ら異なるところはないので、特に課税上の弊害が

ない限り、これを所得と観念することは当然である。

なお、このような所得税法と法人税法との相違は、おのずから明らかであると思われるが、これを規定上も明確にする必要があるかどうかについては、法案作成の際において他の条文とも関連して検討することとする。」

以上の経緯から明らかであるが、法人所得課税の規定は、商法の規定に合わせて資産の評価損益を実現した所得とみるかどうか（所得認識の時期）が変化してきた。

2　法人の課税所得測定における取得原価主義と時価主義

法人の課税所得計算における取引価額の測定基準は、原則として、原価－実現主義であるが、補充的に時価主義が用いられる。

その１つは資産の交換、代物弁済、受贈等のあった場合である。

２つ目は、資産の無償譲渡、高価買入れ等があり、収益の額及び寄付金等の額の計算を必要とする場合である(87)。

３つ目は、低価法採用のときに時価で評価する場合である。

４つ目は、災害による著しい損傷その他の事実に基づき評価換えする場合である。

５つ目は、売買目的有価証券を時価評価する場合である。

時価評価が必要な理由は、第１に、受贈及び交換取引(88)では取引金額は不明であるが、所得課税上、時価評価が求められるためである。

第２に、実際の取引価額が当該法人の真意の価額と異なる場合、つまり、恣意的な価格設定がなされたときには、真意の価額である恣意性のない適正な取引価格に引き直す必要があるからである(89)。

第３に、同族会社の行為計算の否認規定に基づき、課税所得の計算上、計

（87）法22条・37条・35条等参照。

（88）交換取引では、取引当事者はその合意価格を明示しない。

（89）第４章第１節参照。

算し直される場合があるからである。

第４に、税法上、寄付金や役員報酬等に係る経済的利益課税の規定に基づきその実質的な経済的価値を測定評価する必要があるからである。

第５に、資産の低価法適用や資産の実質価値低下の場合には、企業会計上の公正処理基準に拠ってその価値低下部分は課税所得（企業利益）から引かれるべきであるとの理論に基づき時価評価する場合があるからである。

第６に、売買目的有価証券は時価評価するように改定されたため、その規定に基づき、時価評価が要求されるためである。

要するに、課税所得の適正な計算には、取得原価基準のほかに上記のような時価基準を用いるという価値測定評価の混合システムが採用されているというわけである。

３　法人税法上の時価の解釈

時価は、犠牲値に基づくものと効益値に基づくものの２つに区分できるが、この観点から法人税法上の時価の規定における各々の時価の解釈について検討してみたい。

第１に、資産が法人に入ってくる場合の時価は、再調達価額と解される。『棚卸資産の取得価額は』及び『取得のために通常要する価額』(90)（法令32条）という文言は、法人への資産流入を想定しているからである。

したがって、交換、代物弁済、受贈などにより取得した資産の時価は、原則として、再調達価額であると解される。

ただし、再調達価額が実現可能価額を超える場合には、「低い価額の実現可能価額」を再調達価額とみて適用されることもあると考える(91)。

---

(90)『取得のために通常要する価額』には、購入代価に付随費用が含まれる。

(91) 武田教授は、次のように述べておられる（武田昌輔稿「法人税法上の時価と具体的検討」税経通信32巻６号79頁）。

「会社が新築祝い等によって絵画等の贈与を受けた場合には、その資産の取得価

例えば、A社が取得価額600円（再調達価額も600円）の商品を見切って400円で売却処分するケースでは、A社は、見切り商品を外部から600円で購入することは考えられず、自己の処分価格である400円以下の価格で購入すると考えられる。つまり、A社にとって、この商品（見切り商品）の主観価値は、実現可能価額である400円以下であるからである。

また、対価の金銭支払いを伴わない実質的な交換取引において、法人が取引の相手方と合意の上、交換による取得資産と譲渡資産に同価格を付した場合には、法人の付した価格を時価とみるのかという問題がある。企業は、売る時（資産を手離す時）も買う時（資産を入手する時）も基本的には能動的か受動的かはともかくとして、常に価格設定しているのであるから価格設定行為に恣意性若しくは不合理性がない限り、法人の付した価格は適正な取引価額として適用されると考える(92)。

第２に、資産が法人から出て行く場合の時価は、原則として、実現可能価額であると解される。

法人税法37条６項・７項『資産の贈与の時における価額』・『当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額』の規定は、いずれも資産が法人から出ていくことを前提にしたものと考えることができるからである(93)。

額は、再調達価額（及び付随費用）が基礎となる。この点は、若干の問題が存するように思われる。いいかえれば、固定資産に関する限りは、『当該資産の取得のために通常要する価額』といっても、それを通常取得することは、ありえない場合も存するからである。したがって、このような場合に、果たして再調達価額をもって評価すべきかどうかについては、問題が存するように思われる。…当該法人においてその受贈資産が通常要する資産を構成する場合には再調達価額をもって評価すべきであるが、当該資産が、当該企業において格別必要でない資産である場合には、むしろ、当該資産を売却した場合の価額、いいかえれば、当該資産を取得したことによる利益は、処分価額をもって受贈益とみることもできるものと考える。」

(92) 交換取引における価格設定行為の恣意性については、第５章参照。

(93) 武田昌輔稿「法人税法上の時価と具体的検討」税経通信32巻６号78～81頁

第３に、保有中の資産を低価法によって時価評価する場合の規定は『その取得のために通常要する価額』（法令28条１項二号）としていることから、資産の取得（流入）を想定していることは明らかであるため再調達価額であると解される(94)。

なお、上記の第１で述べた趣旨と同様に実現可能価額が再調達価額とみられる場合もあると解される。

第４に、資産評価換えの場合の時価は、原則として実現可能価額であると解される。

法33条及び法令68条では、資産の評価損を損金算入できる場合として、棚卸資産については、①災害により著しく損傷したこと、②著しく陳腐化したこと、③会社更生法などで評価換えをする必要が生じたこと、④その他①から③に準ずる特別の事実を掲げ、固定資産については、①災害により著しく損傷したこと、②当該資産が１年以上にわたり遊休状態にあること、③当該資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと、④会社更生法などで評価換えをする必要が生じたこと、⑤その他①から④に準ずる特別の事実を掲げている。有価証券と繰延資産についても概ね同様に定めているが、如何なる時価かについては明らかでない。

しかしながら、評価損の計上できる場合を限定し、そのような状態や状況では再取得する可能性はないこと、あるいは、会社更生法等により評価換えする必要がある場合には、その時の資産流出を想定した処分価額が予想されていることなどから、実現可能価額と解される。

この点に関して国税庁の見解は、「法人税法33条２項（資産の評価損の損金算入）の規定を適用する場合における『評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額』は、当該資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額による(95)」として実

(94) なお、ＩＡＳでは正味実現可能価額である（ＩＡＳ２号『棚卸資産』para. 6参照）。
(95) 法人税基本通達９－１－３。

現可能価額であると解している(96)。

以上、資産が法人から出ていくか、法人に入ってくるかに関連して、実現可能価額か再調達価額かという観点で考察した。

なお、実現可能価額は、処分価額、売却可能価額、売却予想価額、販売価額とも呼ばれる。同様の概念である『正味実現可能価額』は、実現可能価額から処分に付随して発生する諸費用を差し引いた価額のことである。また、再調達価額は、再取得価額、再調達原価、取替原価、現在原価、取得予想価額とも呼ばれる。

4　金融商品に係る商法の時価主義導入と税制改正

金融商品に係る商法改正に伴い、平成12年税制改正において、有価証券の評価方法等が変わり、次のとおり時価法が導入された。

イ　法人が事業年度末に有する有価証券の評価方法等については、次のように改正された。

ⅰ　売買目的の有価証券は、事業年度末に時価評価する。

ⅱ　時価評価の対象とならない有価証券のうち償還期限及び償還金額のあるものは、帳簿価額と償還金額との差額をその取得時から償還時までの期間に配分して、益金の額又は損金の額に算入する。

ⅲ　低価法は、改正事業年度の前事業年度末の価額による切放し措置を講じた上、これを廃止する。

ロ　法人が事業年度末に有する未決済のデリバティブ取引については、事業年度末に決済したものとみなして計算した利益相当額又は損失相当額を益金の額又は損金の額に算入する。

ハ　資産・負債の価額変動等による損失を減少させるために行ったデリバ

（96）使用収益する場合を想定した売却時価は、一般的にはスクラップ処分価格等を上回るのが通常であるが、その逆もあり、その場合には、「使用収益を想定しないスクラップ処分価格等」としての処分価格と解される。

ティブ取引等のうち、一定の要件を満たすものについては、みなし決済による利益相当額又は損失相当額の計上を繰り延べる等のいわゆるヘッジ処理を行う。

今回の改正で売買目的有価証券の期末評価額は、時価法により評価した金額（時価評価金額）によることとなった(97)が、この制度創設の趣旨について、『平成12年・改正税法のすべて・国税庁』では、次のように述べている(98)。

「内国法人が、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で有価証券の売買を行っている場合には、有価証券の価格の変動によって生じた評価益又は評価損についても、有価証券の売買によって生じた譲渡益又は譲渡損と同様に、利益又は損失が発生したものと認識されていると考えられることから、売買目的有価証券（短期売買目的で取得した有価証券）については、時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理と考えられます。

また、企業会計においても、売買目的有価証券（『時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券』（『金融商品に係る会計基準』平成11年１月22日））は、時価評価の対象とされています。

上記のような点が考慮され、売買目的有価証券については、時価法を適用することとされました。」

ここで指摘したい点は、有価証券の時価主義導入などの企業利益に係る商法改正等は一般的には課税所得に影響を及ぼすという点である。利益（所得）の本質に関するいわゆる公正処理基準の変更は、『より妥当な公正処理基準への変更』と考えることができ、これが法22条４項の公正処理基準の内容変更を意味するからである。

（97）法人税法61の３①一。

（98）『平成12年・改正税法のすべて・国税庁』168頁

第２節　所得税法上の時価

１　所得の把握方法と所得概念

法人税法上、所得は「益金－損金＝所得」として把握される。これに対して、所得税法における所得把握は、所得を各種の所得に区分し、その所得に応じて、①「総収入金額－必要経費＝所得」、②「総収入金額－必要経費－控除額＝所得」、③「収入金額－控除額（ゼロの場合もある）＝所得」とする３つの方法に分けられる。

各種所得のうち、事業所得、不動産所得及び雑所得の各金額は、①の方法で把握され、山林所得、譲渡所得及び一時所得の各金額は、②の方法で把握され、利子所得、配当所得、給与所得及び退職所得の各所得の金額は③の方法で把握される。

両者の所得把握方法の違いは、所得者である法人と個人の所得獲得行動の違いによるものと考えられる。つまり、個人を納税義務者とする所得税法では、個人の所得獲得行動に着目し、これに対応した合理的、かつ、現実的な所得把握方法を取り入れたものと考えることができる。言い換えれば、法人所得課税においては、法人が所有する全財産を損益と結び付けてその所得を一体として把握（認識）するのに対して、個人所得課税においては、個人が保有する全財産と所得との関係を遮断し、部分的に各所得ごとに区分して、各所得を把握（認識）する。

ところで、所得概念としては、消費型（支出型）所得概念(99)と取得型（発生型）所得概念に分類できる(100)が、我が国では、各人が収入等の形で新た

---

(99) 金子宏「租税法・第８版」弘文堂・172頁参照。消費型（支出型）所得概念とは『各人の収入のうち、効用ないし満足の源泉である財貨や人的役務の購入に充てられる部分のみを所得と観念し、蓄積に向けられる部分を所得の範囲から除外する考え方』である。

(100) 金子宏「前掲書」172～176頁

に取得する経済的価値、すなわち経済的利得を所得とする考え方である取得型所得概念が採用されている(101)。

取得型（発生型）所得概念には、制限的所得概念(102)と包括的所得概念がある(103)が、所得税法では、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成する(104)という考え方（包括的所得概念）を採用している(105)。この考え方は、純資産増加説とも呼ばれ、法人税法の所得概念と基本的に同じである。

所得を金銭額に測定評価するには、その前提として、所得の認識が必要である。換言すれば、所得の測定は、所得の認識又は所得の本質と密接不可分の関係にあり、見方によっては、所得の認識とその測定は一体である。なぜならば、抽象的に所得と観念（認識）されるとしても所得の測定が現実として不可能であれば、具体的な所得としては顕在化しない。

したがって、制度上の所得の範囲には、現実として測定不可能な抽象的所得は含めることはできない。仮に、抽象的所得を所得の範疇に含めるとしたら或る外形をもって或る一定の所得とみなす外形標準課税への道しかない。そして、所得の本質からかけ離れた範疇の外形標準課税は、もはや所得課税とは呼ばないと考える(106)。

（101）金子宏「前掲書」172・176頁

（102）金子宏「前掲書」173頁参照。制限的所得概念とは、『経済的利得のうち、利子・配当・地代・利潤・給与等、反復的・継続的に生ずる利得のみを所得として観念し、一時的・偶発的・恩恵的利得を所得の範囲から除外する考え方』である。

（103）金子宏「前掲書」173～174頁参照。

（104）金子宏「前掲書」174頁参照。

（105）このことは、所得税法において、所得の種類上、一時的・偶発的所得である固定資産の譲渡益や一時的な所得である一時所得のほか、雑所得という概念を用いていることからも明らかである。

（106）筆者は外形標準課税が所得課税より劣ると考えているわけではない。

2　所得（純資産増加価値）の認識測定と時価

所得税法36条１項では、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年分において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。」と定める。

同２項では、「前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受するときにおける価額とする。」と定める。

所得税法上の「収入金額」の概念は、一般的には「外部からの経済的価値の流入」と解される(107)。

したがって、個人所得者における所得計算の基礎となる経済的価値の測定の基本は、実際の対価収入額と対価支出額を基礎とした取引価額主義であると解される。

言い換えれば、所得税・法人税においては、納税者としては、個人・法人とで異なり、また、所得の計算方式としては、「益金－損金＝所得」と「収入金額－必要経費＝所得」とで異なるが、いずれも課税対象は所得であり、その所得は「純資産として増加した事実」に着目してその事実に基づき価値を認識し、その価値を測定評価することにより計算されるものであるからその本質は異ならないと考える。

ただし、居住者は、譲渡所得等の基因となる資産を移転させた場合で、法人に対して時価の２分の１未満の価額で譲渡したときには時価で譲渡があったものとみなされ、所得課税される取扱いになっている（所59条及び所令169条）。よって、居住者が法人に資産をその時価の２分の１以上の対価で譲渡した場合には、原則として、時価による所得課税はされない。この点は、

---

(107) ＤＨＣコンメンタール所得税法3121頁以下参照。

法人税の取扱いと異なる。

しかしながら、価値の測定面における「譲渡の時における価額」の解釈としては、いずれも所得課税における時価であることより基本的には法人税法と異なることはないと解される。

また、交換の場合、取得資産の価額・譲渡資産の価額の規定も「交換のときにおける価額」として法人税法・所得税法（法50条・所58条）ともに同様の規定振りになっていることと、いずれも所得課税における時価であることから、時価の解釈においては、基本的には法人税と異なることはないと解される。

法人税法創設前の法人所得課税は所得税法に定められていたことを考えれば、その所得の本質上、法人・個人の両者に違いのないことは当然というべきかもしれないが、両者の所得に関する規定振りは異なり、所得認識（特に所得の範囲）の取扱いは異なるものとなっている。

3　所得獲得における法人行動と個人行動

法人所得課税における典型的な株式会社を例にとれば、法制度上、株式会社は、専ら営利目的行為（利益獲得行為）という「経済合理的行動」が予定されているため、法人税法は、このような企業行動を前提に所得に関する規定を置いていると考えることができる。これに対して、個人所得課税においては、個人の行動は、「家庭生活行動・社会生活行動」とその糧を得るための「価値獲得行動・経済的行動」の二面性があることを前提に所得に関する規定を置いていると考えることができる。

法人の「経済合理的行動」と個人の「価値獲得行動・経済的行動」は、類似するが、両者には差異がある。個人は、専ら「経済合理的行動」を行っているわけではなく、また、個々人の経済的行動には大きな乖離（バラツキ）があると考えられるからである。

例えば、資産を手離したときの売却価額を例にとれば、一般的には、法人は、極めて合理的に厳しく価格設定をするのに対して、個人は、取引相手の

都合も考慮して、それほど厳しくない価格設定をすることが考えられる。

言い換えれば、所得者が課税上問題となる恣意的な価格設定を行った場合、所得者の真意の価格としての適正な取引価格（時価）が問題になるが、このようなときには、主観的な所得者の価格設定行為としては、法人と個人では異なることもあると考えられる。

4　要約

所得税における所得（純資産増加価値）の認識測定において、個人と法人との比較で検討してきたが、論点を整理すると次のようになると考える。

① 法人税法と所得税法における所得の本質は純資産の増加額という点では同じであるから、その測定において基本的な違いはない。

② 個人と法人とでは、両者の行動基準に差異があることから、所得金額決定の重要な要素である価格設定行為という点では異なることがある。

③ 法人税法と所得税法とでは、所得に係る規定が異なるため所得の認識（特に所得の範囲）の取扱いは異なるものとなっている。

以上の結果、所得（純資産増加価値）の認識測定においては、個人と法人では異なる取扱いになることもあるという結論に至る。

第３節　相続税法上の時価

1　概説

相続・遺贈に因り財産を取得した個人は相続税を納める義務があり(108)、贈与に因り財産を取得した個人は贈与税を納める義務がある(109)。贈与・相続財産を取得した者の課税標準は財産の価額であるが、当該財産は、すべて金銭に見積評価される。

---

(108) 相続税法１条参照。
(109) 相続税法１条の２参照。

ところで、個人が相続・遺贈又は贈与に因り財産を取得した場合、純資産増加という事実に拠り所得が発生するという観点では、所得であるが、所得税法ではこれを非課税所得(110)として取り扱うことによって税法間の調整を図っていると考えられる。つまり、個人である「所得者」と「相続人・受贈者」(111)において、所得（純資産増加）に対応する財産はすべて金銭に見積評価されるという観点では、所得課税における財産評価と相続税法による財産評価は同質である。そこで本稿では、このような視点も含め相続税法上の時価について考察してみたい。

相続税法22条では、「…特別の定のあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価による」旨定める。

したがって、相続税法では、評価方法が特別に定められている特定の財産を除き、その課税価格は、「時価」によって評価される。しかし、法律上、時価の定義規定は置かれていないため、時価については、すべて解釈に委ねられている(112)。

時価について、評価通達では、次のように規定している。

「財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期（相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日…

---

(110) 所得税法９条15号参照。

(111) 相続は家庭生活において形成した財産の家族構成員等への再配分という側面もあるが、この点は、基礎控除・配偶者に対する相続税額の軽減等で調整されるものと考えることができる。

(112) 相続税法の時価を論じたものとして次のものがある。

石島弘稿「資産税の時価以下評価による課税と租税法律主義」（昭和58年）租税法研究第11号46頁、村井正稿「資産税における評価」（昭和59年）租税法研究第12号１頁、高野幸大稿「租税法の原理と政策・相続財産の評価と納税」租税法研究第23号25頁。

をいう。）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」[113]

評価通達では、土地、家屋、構築物、動産、無体財産権、株式等の細部にわたり、具体的な評価方法を定めている。これに加え、各種の個別通達においても個別の具体的な評価方法等を定めている。

そして、時価による財産の具体的評価の場面では、これらの通達の規定による評価方法に基づき行われているのが現状である。

2　相続税法の時価に関する諸見解

相続税法上の「時価」は、一般的には、客観的交換価値であるといわれているが、その見解の主なものは、次のとおりである[114]。

（１）客観的交換価値（価格）とするもの

主観的な利用価値・使用価値ではなく、客観的交換価値としての客観的に成立する価格である（以下、「客観的交換価格説」という。）とするものである。

裁判例では、その多くは、「時価とは、当該財産の客観的交換価値をいい、財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価額をいう」（昭和53.4.17東京地裁判決など）[115]としている。

学説において、金子宏教授は、時価とは「客観的な交換価値のことであ

---

(113) 財産評価基本通達（昭39.4.25・直資56、直審（資産）17）総則１項(2)。

(114) 高野幸大教授は、相続税法上の時価として、客観的交換価値説と収益還元価額説の２つをあげておられる（「租税法の原理と政策・相続財産の評価と納税」租税法研究第23号25頁以下）。

(115) 昭和58.8.16東京高判税資133号462頁、昭和54.4.17東京高判行集30巻４号742頁、昭和55.3.24名古屋地判税資110号666頁、昭和56.10.28名古屋高判税資121号104頁、平成7.12.13東京高判行集46巻12号1143頁など。

り、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額を意味する」(116)と述べておられる。

（２）収益還元価額とするもの

例えば、１年後に受け取る100円の割引現在価値は、市場利子率を10％とした場合、90.9円｛＝100／（１＋0.1)｝となり、その収益還元価額90.9円を時価とするものである（以下、「収益還元価額説」という。)。

収益還元価額は、割引現在価値、収益価値などとも呼ばれ、保有中の財貨が、将来もたらすであろうと期待される収入額と支出額又はその差額である純収入額を見積もり、それを適切と思われる割引率で現在の評価時点まで割引いて計算した将来キャッシュフローの現在価値をいう。

（３）最高利用価格（最高売却価格）とするもの

時価とは「時価を実質的平等（応能負担）の内容を決定（構成）するものと解するのであれば、時価規定は時価によって担税力に基づく課税を意図するものと思われるから、時価は通常財産が最高利用において保有する最高利用価格を指すもの」とする見解(117)である（以下、「最高売却価格説」という。)。

また、現実の経済財の多くは、不完全競争市場価格であり、ここでは、同一の経済財であっても同時点で、複数の価格が存在するが、経済財の保有者は、それを現金化するときは、当然、最も高く買う者に売るはずであり、そうだとすれば、処分価額（正味実現可能価額）は、買い手の価格のうち最も高い価格になるはずであるから、ここでの時価は、最高売却価格であるとも解される。

---

(116) 金子宏「前掲書」407頁

(117) 石島弘稿「資産税の時価以下評価による課税と租税法律主義」租税法研究第11号59・60頁、同稿「資産の時価以下評価による課税について」（税理26－６）４頁

3　時価の具体的検討

完全競争市場において成立する価格は、一物一価であるから主観価値と客観価値[118]は一致する。完全競争市場では、売り手も買い手も市場で成立している価格以外の価格を選択する余地はなく、ここでは、主観価値は客観価値に合致しない限り購入も売却もできないからである。

活発な取引の行われる上場有価証券の価格は、完全競争市場価格に近似する価格であることから不特定多数の売買当事者間で成立する価格といえる。したがって、ここで成立する価格は、所得課税における時価も相続課税における時価も一致するし、その主観価値と客観価値は合致するため客観的である。また、ここでは当該財産を現金化する場が確実に存在するためその信頼性は高い。

これに対して、不完全競争市場では、一物多価であり、同一時点においても複数の価格が存在するため複雑である。このような場合の時価について検討してみたい。

例えば、或る土地に対して、Ａは90、Ｂは110、Ｃは100という価格で購入したいという証拠がある場合（又は、不動産鑑定士Ｅは90、不動産鑑定士Ｆは110、不動産業者Ｇは100の評価証明書・評価意見書を発行したという証拠がある場合）の当該土地保有者における売却価額について考えてみたい。

客観的交換価格説では、「一物多価」である状態では、90、100、110のいずれを客観的交換価格とみるのか定かでない。客観的交換価格として、平均の100とみる見解と、最高価格である110とみる見解に分かれると推測される。

相続財産の時価は「被相続人がいくらで取得したかという主観的価値」や「相続人がいくらで取得すべきかという主観的価値」とは関係なく、専ら客観的価値が問題にされる[119]ことから、客観的交換価格説は、この点を強調

（118）主観価値と客観価値については、第４章第１節の３参照。
（119）所得課税においては主観的価値が問題になるが、この点は第４章参照。

した見解であるとみることができる。また、完全競争市場では「一物一価」であり、価格は唯一であるから、ここでは、時価を客観的交換価格と解することに妥当性がある。つまり、客観的交換価格説は、相続税の時価は客観的価値であることと完全競争市場価格を中心とした価値思考であると考えることができる。しかし、不完全競争市場における一物多価の状況における価格をどのように考えるのかについては必ずしも明らかでない。

収益還元価額説によれば時価は、90、100、110のいずれの価格でもないこととなる。収益還元価額説の根底には、元本の価値はその果実との関係で決まるという価格観がある。例えば、今、或る土地から得られる賃貸純収入が10と５の場合では、その土地の価格（価値）は前者が100であれば、後者は50であるという価格観である(120)。つまり、収益還元価額説における価格観は、果実とその元本の価格の相関関係（ここでは果実の10倍が元本の価格であるという関係）を前提にしている。ただし、ここでは「果実はいかほどか」と「果実に対する元本の倍率は10倍でいいのかそれとも何倍がいいのか」という問題が残る。

しかし、最近、金融商品の価格は収益還元価値で決まるという傾向にあることを考えると、この説は有力である。今日では、経済人の価値観として経済財の価値は、本質的には収益還元価値で決まるはずであるという傾向にあると考えるからである。

最高利用価格説では、90、100、110のうち最も高い価格である110を時価とみることになる。この説では、売却予定者は通常成立すると予想される価格のうちの最高価格で売却するはずであるという現実を重視しているが、この点は事実であることから説得力がある。

以上、設例に基づき、相続税法上の３つの見解による時価の具体的評価を検討したが、完全競争市場における価格は別として、現実としては、評価す

（120）ここでは、土地の価格は変動しないものとして説明した。

る財産を評価時点（又は評価時点に近い時点）で、具体的に買い手から示された（又は示される可能性がある）価格をもって評価する方法は採られていない。

通常、設例の90、100、110という直接的な売買価格情報の入手は困難であるため、他の売買実例による間接的な価格情報、見積もり賃貸料収入及び売買精通者の意見等を参考にして当該財産の予測価格を算定することが一般的である。

したがって、客観的交換価格説では、「不特定多数の売買当事者が存在しないことが多い不完全競争市場」の場合には、客観的交換価格を見出すこと自体、論理上は難しいという難点がある。

売買実例による間接的な価格情報等や売買価格精通者意見を斟酌して予測した価格を客観的交換価格と呼ぶのであれば別である。しかし、この予測価格は、売買実例等の間接的価格情報を参考にした精通者の鑑定評価価格であるから、「売買実例等を参考にした専門家の鑑定評価価格」あるいは、「精通者の鑑定評価価格」と呼ぶべきであると考える。

収益還元価額説では、果実の適正な見積計算と適正な収益還元率の見積計算が必要であるが、この２つの見積計算の妥当性という点で難点がある。

最高売却価格説においても客観的交換価格説と同様、不完全競争市場の場合には、その最高価格を見出し難いという難点がある。

上記のとおり、３つの見解のいずれにも一長一短があり、いずれの見解においても時価は見積価格であるという本質に由来する不確実性、不安定性等のすべてに対応することはできない。

結局、直接的な売買価格情報の入手は困難であることが多いため、通常、他の売買実例による間接的な価格情報、見積もり賃貸料収入等を参考にした売買精通者（不動産鑑定士等）の公正な鑑定評価証明書等をもって課税上の財産評価額とせざるを得ないと考える。

4　相続税法の時価と正味実現可能価額

既に述べたとおり、犠牲値測定と効益値測定という観点でみると時価は、再調達価額と実現可能価額（又は正味実現可能価額）の２つがある。

再調達価額とは、見積購入代価に見積付随費用が加わる。例えば、見積購入代価が100でその見積付随費用が10であるとすれば、再調達価額は110である。正味実現可能価額とは、実現可能価額（見積売却代価）が100でその見積売却付随費用が５であるときの95をいう。

ところで、相続税法上の時価は、再調達価額と実現可能価額（又は正味実現可能価額）のいずれと解すべきであろうか。

この点に関しては、次の審判所の裁決(121)が注目に値する。

本裁決の争点は、相続財産である定期預金の評価上、元本の額に加算する経過利息は約定利率と解約利率のいずれによるべきかと、経過利息から控除される源泉所得税は経過利息より控除すべきか否かである。

本裁決の要旨は、次のとおりである。

「定期預金契約を全体としてみると、預入期間に応じて預入期間を通ずる利率が段階的に漸増してゆき一定期間経過時に一定利率に達する定額郵便貯金契約と経済的実質的に同質のものと認めるのが相当である。

したがって、定期預金の既経過利子の額については、相続人が定期預金を期限前に解約したか契約期間満了まで継続したかにかかわりなく、相続開始の時における期限前解約利率によりこれを計算すべきである。

また、法定果実である利子を実際に取得する際に、その取得者が当該既経過利子を含む利子の全額を対象とする源泉徴収に係る所得税を徴収されるという現行税制を踏まえて、一般的に、当該既経過利子の額に対応する源泉徴収に係る所得税の額に相当する額が取引価額に係る価格形成要因として認識され、当事者間の所得税の負担が調整されていることが認められる。

（121）裁決事例集NO.20・206頁。

定期預金に係る既経過利子の額においても、この理は妥当すると認められるから、相続税における定期預金の評価に当たっては、その既経過利子の額に対応する源泉徴収に係る所得税の額に相当する額を価格形成要因として考慮すべきである。

したがって、定期預金の評価上、その預入金額に加えるべき既経過利子の額については、期限前解約利率により算出し、これに対する源泉徴収所得税の額に相当する金額を控除すべきである。」

本裁決における『経過利息から控除される源泉所得税を経過利息から控除すべきである』とした点は、相続税法上の時価は、正味実現可能価額としての考えを示した部分であると解される(122)。

また、経過利息は、約定利率によるべきではなく、解約利率によるべきとした点については、課税財産の換金確実性（安全度）を考慮したものと解される。

なお、本裁決後、評価通達は、定期預金の評価において、『元本の額に加算する既経過利子の額は、解約利率により計算し、これに係る源泉所得税相当額は控除されること』が明記された(123)。

以上、本裁決の示すとおり、相続財産の時価は、保有中の財産を現金に引き直したらいくらかという、売却を予測した見積りによる現金価格であると考えられることから正味実現可能価額であると解される。課税財産の評価は、すべて金銭（現金）に引き直して評価するわけであるから現金と等価で見積もることは当然というべきである。

次に、課税財産を金銭に見積評価する際の取扱いである安全度について土地を題材に触れておきたい。相続税法上の時価に近似しているとされる地価

---

(122) 評価通達186－２において、取引相場のない株式の評価に当たり、「純資産価額の計算の際、評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除すること」の根底にも正味実現可能価額としての思考が窺われる。

(123) 評価通達203「預貯金の評価」参照。

公示価格に対して、評価通達による路線価は、その８割の水準といわれている(124)。

８割水準とすることの是非については、議論の余地があると思われるが、見積価格という時価の本質を考えると、見積価格での換金確実度、価格の振幅度、換金容易（困難）度等の安全度を総合勘案せざるを得ない。したがって、８割水準の是非は別として、この安全度を考慮する方がむしろ現実的、かつ、合理的であると考える。

既に述べたが、法人税法においては、資産の取得を想定している時価評価では「再調達価額」と解され、資産の売却を想定している時価評価では「実現可能価額（又は正味実現可能価額）」と解される。つまり、法人税における時価は、ケースバイケースで「再調達価額」になるか「実現可能価額（又は正味実現可能価額）」になるかが決まる。

これに対して、相続税における時価は、実現可能価額（売却価額・処分価額）(125)としての「正味実現可能価額」であると解される。

（124）品川芳宣稿「租税法律主義と税務通達」（税理44－２）22頁。

（125）相続税における時価は処分価額であることについては、昭和26年当時の富裕税及び相続税における財産評価に対する次の考え方が参考になる。

「…富裕税法は、財産の評価について若干の財産を除いては、すべて課税時期における当該財産の時価によるとして、包括的に時価の解釈にまかせられている。時価の解釈については、富裕税の課税目的を考慮しつつ、時価についての考え方を総合してみると、まず、(1)富裕税が課税時期における現況によるとしている以上、その時価は、課税時期の時価でなければならない。(2)…（省略）。(3)価額は、財産の所有者または権利者が課税時期において、売主の立場にたった場合に客観的に評量される価額であり、その価額が取引の実現を予想されるものでなければならないわけである。（小栗銀三編「改正国税詳解」大蔵財務協会・昭和26年７月（大蔵省主税局長・平田敬一郎ほか執筆）317・318頁）」と述べられている。

更に、相続税における財産評価に対しては、「相続税においても、富裕税と同じく、財産の評価については、若干の財産を除いては、すべて財産取得の時の時価によるという包括的規定に任されている。時価の解釈については、富裕税の場合と同様であって、再びここに述べる必要はない…（同掲書353・354頁）」・「相続税は、財産を

その理由は、相続税では、相続時点で既に存在する財産の評価を問題にするだけであるため、財産を新たに購入する（財産の流入）という観点での評価、つまり、財産の流入としての時価である「再調達価額」はありえないからである。また、相続財産の時価は、保有中の財産を現金に引き直したらいくらかという、売却を予測した見積りによる現金価格であると考えられるからである。

ところで、所得課税においては、所得者の価格設定が当該所得者の所得に大きく影響するが、贈与・相続財産の評価においては、基本的には、贈与者・被相続人の価格設定という問題は生じないものと考える。

しかしながら、贈与相続課税において、納税者が評価通達に定める安全度を考慮した低く評価される財産に移し変えを計るという問題がある。この問題に関しては、次章で検討する。

贈与し、または死亡によって財産を処分するときに課税になる税である…（同掲書333頁）」と述べられている。

第３章　評価通達と贈与相続課税における裁判事例の検討

第１節　評価通達の株式評価に着目した租税回避事例

１　事案の概要

（１）東京高裁平成７年12月13日判決の贈与税更正処分取消請求控訴事件(126)は、納税者が評価通達に定める一般的な評価方法に基づく贈与税確定申告を行ったところ、その評価方法以外の評価通達総則６項の例外的な評価方法によるべきであるとして行った課税庁の更正処分に対して、その課税処分の可否が争われたものである。

事案の要点は、次のとおり（金額は概算数字）である。

① 贈与者Ａは、贈与財産である上場株式4.6億円（１株当たり1950円）を銀行借入れ資金2.5億円と自己資金2.1億円をもって、Ｂ証券会社を通じて現物買い注文をして購入した。なお、当該上場株式の受贈予定者であるＸは、同日、同一証券会社に、同一上場株式4.6億円（１株当たり1950円・株数も同じ）の信用売り注文を出し売買を成立させた。

② その後、Ａは、銀行借入れ資金2.5億円の債務引受条件付でＸ(127)に当該上場株式4.6億円を贈与する契約を締結した。

③ 本件負担付贈与の契約締結日における当該上場株式の証券取引市場の最終価格は1980円である。

（２）贈与税・相続税の課税価格計算の基礎となる財産評価に関しては、当時、財産評価に関する基本通達(128)が公表されていた。この通達169によれば上場株式の価額は、その株式が上場されている証券取引所の公表する課税時期の最終価格又は課税時期の属する月以前３か月間の毎日の最終価格の

---

(126) 行集46巻12号1143頁、税資214号757頁

(127) 実際は子及び孫の２名が受贈者であるが、ここでは便宜上、Ｘとして説明する。

(128) 昭和39年４月25日付（平成２年８月３日改正前）の評価通達。

各月ごとの平均額（最終価格の月平均額）のうち、最も低い価額によって評価する旨定めていた。

（３）この通達によれば、本件上場株式の評価（単価）は、課税時期の最終価格1980円、３か月前の月平均額1033円、２か月前の月平均額1957円、１か月前の月平均額2201円のうち最も低い価格によることになり、３か月前の月平均額1033円であるとして、Ｘは、贈与税の確定申告をした。

これに対して、課税庁Ｙは、本件上場株式の合理的な価格は、課税時期の最終価格1980円であるとして、この単価に基づき課税価格を計算し更正処分をした。

（４）本件の主要な争点は、上場株式の課税価格計算に当たり、評価通達169による評価（単価）の1033円によるべきか、それとも、合理的な価格（単価）である課税時期の最終価格1980円によるべきかである。

２　課税庁の主張

（１）…評価方法を画一的に適用するという形式的な平等を貫くことによって、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかであるなどの事情がある場合には、財産評価通達に基づく評価方法によるべきではなく、別の合理的かつ妥当な評価方法によることが許されると解すべきである。

（２）…財産評価通達169の「又は」以下の部分[129]は、いわば納税者保護のための規定であり、同通達が本来想定しているのは、自然人の死亡という偶発的な要因に基づいて無償で財産が移転する相続など、租税回避目的による意図的工作のない通常の自然的な財産移転の場合であるといえる。

（３）…本件負担付贈与の目的が租税回避のための計画的なものであることからすれば、財産評価通達169の目的とする趣旨にそったものでないことは

---

(129)『又は』以下の部分とは、『課税時期の最終価格』又は『課税時期に属する月以前３か月間の各月の最終価格の月平均額』のアンダーラインの部分である。

明らかであるから、…同通達によらないことが相当と認められる特別の事情がある場合に該当するといわざるを得ない。

したがって、本件負担付贈与における上場株式の時価は、相続税法が本来予定している時価、すなわち、証券取引所の課税時期の最終価格である１株当たり1980円によって算定することが最も合理的かつ妥当な評価方法であるといえる。

３　納税者の主張

（１）財産評価通達は、相続税法22条に定める時価について、その執行者がこれを有権的に解釈したものであり、本来法律で定めるべき重要な事項を通達の形式で規定しているものである。そして、財産評価通達は、昭和39年に公表されて以来、例外なく適用されているものであり、同通達は、申告納税制度の下においては、単なる行政庁内部の規定としてではなく、納税者が申告する際に使用すべき財産の評価基準として納税者を拘束するものであり、納税者や税理士にとって同通達による評価方法の適用は法的確信となっており、同通達はいわゆる租税慣例法、行政先例法となっていたものである。

したがって、本件において、原告らが財産評価通達169に従って贈与税の申告をしたことは当然であり、これがたまたま株価の高騰と同通達の評価方法の乖離によって生じた間隙を縫う結果となったとしても、あるいは、仮に原告らが意図的に右間隙を縫って税金を軽減する結果を得たとしても、租税慣例法というべき同通達に従ってなされた申告を課税庁において安易に否定することはできないというべきである。

（２）財産評価通達６は、この通達により評価することが著しく不当と認められる財産の価額は国税庁長官の指示を受けて評価する旨規定し、例外を認めているところであるが、このような例外的取扱いは、国税庁長官の指示を受けてこれを行うこととされているのであり、指示を受けることなく行った本件課税処分は違法である。

4　裁判所の判断

（1）相続税法22条に規定される時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立する価額をいうものと解するのが相当であるが、対象財産の客観的交換価格は必ずしも一義的に確定されるものではなく、これを個別に評価するとすれば、評価方法等により異なる評価額が生じたり、課税庁の事務負担が重くなり課税事務の迅速な処理が困難となるおそれがあるため、課税実務上は財産評価の一般的基準が財産評価通達の定めによる評価方法によって画一的に財産の評価が行われているところである。

このように財産評価通達によりあらかじめ定められた評価方法によって、画一的な評価を行う課税実務上の取扱いは、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地からみて合理的であり、一般的には、これを形式的にすべての納税者に適用して財産の評価を行うことは、租税負担の実質的公平をも実現することができ、租税平等主義にかなうものであるというべきである。

しかしながら、財産評価通達による画一的評価の趣旨からして、これによる評価方法を形式的、画一的に適用することによって、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害し、また、相続税法の趣旨や財産評価通達自体の趣旨に反するような結果を招来させるような場合には、財産評価通達に定める評価方法以外の他の合理的な方法によることが許されるものと解すべきである。

（2）財産評価通達169は、上場株式の評価に関して、上場株式の価額は、その株式が上場されている証券取引所の公表する課税時期の最終価格又は課税時期の属する月以前３か月間の最終価格の月平均額のうち最も低い価額によって評価する旨定めている。

証券取引所における取引価格が毎日公表されている上場株式に関しては、本来、課税時期における証券取引所の最終価格が当該上場株式の客観的交換価値、すなわち、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事

者間で自由な取引が行われた場合に通常成立する価額そのものであるということができる。…上場株式の価格は、その時々の市場の需給関係によって値動きすることから、時には異常な需給関係に基づき価格が形成されることもあり得るので、偶発的な要因等によって無償取得した上場株式がこうした一時点における需給関係に基づく偶発的な価格によって評価される危険性を排除し、評価の安全を確保するため、財産評価通達169は、課税時期における証券取引所の最終価格のみならず、ある程度の期間の最終価格の月平均額をも考慮して上場株式の評価を行うこととしたものであると解することができる。

（3）本件負担付贈与契約を含む一連の取引は、専ら贈与税の負担を回避するために、贈与時点における株式の時価と財産評価通達169を適用して評価される株式の時価との乖離を利用して、本来贈与する目的のAの財産に借入金を付加して、これをいったん株式に化体させた上、原告らに借入債務を負担させるという形で本件負担付贈与契約を締結し、かつ、証券取引所における株価の変動による危険を防止する措置も講じた上、Aから原告への相続対象財産の移転を図る目的で計画的に行われたものというべきところ、このような取引について財産評価通達169を適用することは、偶発的な財産の移転を前提として、株式の市場価格の需給関係による偶発性を排除し、評価の安全性を図ろうとする同通達の趣旨に反することは明らかである。…贈与税負担の回避という効果を享受する余地のない納税者との間での租税負担公平を著しく害し、また、相続税法の立法趣旨に反する著しく不相当な結果をもたらすというべきである。

したがって、このような場合に、財産評価通達169に定める評価方法を形式的に適用することなく、本来的に上場株式の客観的な市場価格であることが明らかな証券取引所の公表する課税時期の最終価格による評価を行うことには合理性があるというべきである。

（4）原告らは、財産評価通達169を適用して評価することが著しく不当として異なる評価方法をとる場合に、国税庁長官の指示を受けないことは、財

産評価通達６に定める例外的取扱いの手続に違反しているから、本件処分は違法である旨主張するが、財産評価通達が法規としての効力を有しないことは前記のとおりであり、同通達６にいう国税庁長官の指示も、国税庁内部における処理の準則を定めるものにすぎないというべきであり、この指示の有無が、更正処分の効力の要件となっているものでないことは明らかであるから、それ自体が課税処分の効力に影響を及ぼすものではないというべきであり、原告らの主張は採用できない(130)。

第２節　評価通達の土地評価に着目した租税回避事例

１　事案の概要

（１）東京高裁平成５年３月15日判決の相続税更正処分等取消請求控訴事件(131)は、相続直前に取得された相続財産の評価額につき、評価通達によらず、その取得価額に基づいてなされた更正処分を適法とした事例である。

事実関係等の要旨は、以下のとおり（金額は概算数字）である。

（２）控訴人Ｘの被相続人Ａは、痴呆症で入院中（その後死亡）、Ｘを代理人としてＢ銀行から18.2億円を借り入れ、その資金で本件土地を16.6億円で購入した。Ｘは、本件土地を被相続人Ａの死亡後、18億円で売却し、その資金をもって、前記借入金返済に充てた。

（３）控訴人Ｘは、本件土地を評価通達の一般的な評価による額1.2億円に基づき相続税の申告をしたところ、課税庁Ｙは、本件土地については評価通達６項に基づく例外的な評価による額16.6億円によるべきであるとして更正処分をした。

（４）主要な争点は、本件土地の時価評価上、評価通達による一般的評価額1.2

---

(130)「月刊税務事例」編集部・28巻11号17～21頁参照。

(131) 行集44巻３号213頁、税資194号743頁、判例タイムズ854号175頁。

億円の適用が許されるか、その適用は許されず評価通達総則６項による例外的評価額16.6億円が適用されるべきかである。

２　課税庁の主張

課税庁Ｙは、「評価通達は、課税の公平を期し、簡易迅速な処理を図るために設けられた一般的な評価方法であり、この評価方式によって評価することが課税の公平を害する結果となる場合など著しく不適当と認められる特別な事情がある場合には、他の合理的な財産評価方法があれば、それによって評価すべきである。本件土地は、評価通達による評価方式によると、その取得の経緯から課税の公平を害することになるから、合理的な財産評価方法である被相続人の現実の購入価格から算定した客観的な市場価格によるべきである」と主張した。

３　納税者（控訴人）の主張

控訴人Ｘは、「①評価通達により評価することが慣習法たる行政先例法となっていることから評価通達以外の方法による評価は違法であること、あるいは、平等原則又は信義則違反であること、②評価通達６の定めは、納税者の不利益に解釈することは許されない（納税者に利益であるときに限定して適用されるべきである）」と主張した。

４　裁判所の判断

（１）相続税法22条の時価とは相続開始時における当該財産の客観的な交換価値をいうものと解するのが相当である。評価通達による評価方法を原則とすべきであるが、この評価方法によらないことに特段の合理的な理由があり、かつ、他の合理的な評価方法が客観的で妥当性を有する場合には、他の適正な評価によることが許されるものと解すべきである。

（２）評価通達６にいう「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる」場合というのは、納税者に利益であるときに限定して適

用されるべきものではなく、評価通達１(3)の定めに従って「その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情」(132)を考慮して評価通達によって評価することが著しく不適当と認められる場合をいうものと解すべきである。

したがって、例えば一般的な経済事情、当該不動産の所在する地方の不動産取引市場の動向等いわゆる市場性の変化により評価通達による評価方法を形式的に適用すると実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかである場合などには例外的に他の適正な評価方法によって評価することが許されるというべきである。

（３）評価通達が行政先例法として認められるか否かに関しては、専ら法律の定めるところにしたがって課税が行われるべきであるとする租税法律主義（憲法84条）の支配する租税法の分野においては、たとえ納税者にとって有利な内容のものであっても、法律の定める範囲より更にその内容が限定されているという意味で法律の定めとは異なる内容の行政上の先例が、法律と同一の拘束力を持った先例法として機能するという余地を認めることは困難である。

（４）信義則違反に関しては、本件のような場合において、その信頼によって保護される利益というのは、要するに他の納税者との対比において実質的公平の観念に反するような形で税負担の軽減を享受し得る利益をいうにすぎず、そのような利益は、それ自体法的な保護に値するものとは考えられない(133)。

---

(132) 評価通達は、「評価の原則」１項(3)財産の評価として「財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。」と定めている。

(133) 本件の判例評釈としては、次のものがある。

岸田貞夫「ジュリスト1059号」212～214頁、佐藤孝一「税経通信48巻12号」221～239頁、太田幸夫「判例タイムズ882号」298～299頁、谷口勢津夫・岸田貞夫「租税法研究23号・相続税法の原理と政策」184～188頁。

第３節　二つの事例からみた評価通達のあり方

１　概説

第１節、第２節において、相続税法の「時価」適用場面における租税回避とみられる２つの裁判事例を示した。ここでの最大の争点は、評価通達で定める一般的な原則評価がいかなるときに適用されないのかである。言い換えれば、評価通達総則６項にいう評価（以下、「例外評価」という。）は、いかなるときに適用されるのかである。

納税者側からみると、評価通達に定める低い評価財産への移し変えは、これを禁止する等の明文の取扱い規定がない(134)（本件事案が評価通達総則６項に該当するかどうか明らかでない）限り、合法的な節税行為であるとみる余地がある。つまり、例外評価は、例外的な適用であるから限定的に取扱われるべきであるとの思考が働くものと思われる。

他方、課税庁側からみると、評価通達に定める低い評価財産への移し変えという租税回避目的による意図的工作による財産まで安全度を考慮した低い評価方法によることはできず、本件事案のような場合にこそ評価通達総則６項に定める例外評価によることとなるとの思考が働くものと思われる。

上記２件の事案について裁判所は、基本的には、時価の解釈をめぐり、実質的な租税負担の公平という相続税法の趣旨解釈から評価通達による原則評価と例外評価のいずれが妥当性を有するかという観点で評価通達総則６項の適用には妥当性があると判断したものと考えられる。

判断の要点は、①例外評価によるためには、原則評価によると租税負担公平を著しく害することが明らかである点と、②適用した例外評価が合理的な評価方法である点にあると考えられる。

---

(134) 評価通達169は平成２年に次のように変更された。「負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得した上場株式の価額は、その株式が上場されている証券取引所の公表する課税時期の最終価格によって評価する。」（平成２年８月３日付直評12、直資２－203改正）

その判断過程を整理すると、①「異常に高額な金員借入れ等を行い、土地・株式を取得することによって贈与・相続財産の課税価格を大幅に圧縮することは、実質的な租税負担の公平を著しく損なう」という事実を前提に、このような場合には、②「原則評価によらない特別の事情（又は合理的理由）」が存在するため、③「評価通達総則６項に定める例外評価によることには合理性がある」としたものと考えられる。

ただし、「評価通達に定める低い評価財産への移し変えという租税回避目的による意図的工作」と「租税負担の公平を著しく害すること」のいずれを重視したかについては、必ずしも明らかでない。

なお、相続税法においては、同族会社の行為又は計算について租税回避行為に関する規定（相64条）を置いているが、これ以外の租税回避行為に関する規定は見当たらない。

これらを考慮の上、時価解釈と時価評価の取扱いにおける①土地及び株式の時価と評価通達の役割、②評価通達と行政先例法、③評価通達総則６項と実質的な租税負担の公平、④評価通達総則６項と信義誠実の原則、⑤時価評価の取扱い上の安全度について検討してみたい。

2　土地及び株式の時価と評価通達の役割

土地の価格（時価）は、土地の経済価値を貨幣額で表示したものであって、一般的には、土地に対して人々が認める効用、土地の相対的稀少性、土地に対する有効需要の三者の相関結合によって生じ、その価格形成要因は、自然環境等の一般的要因、宅地地域や農業地域等の地域要因及び間口・奥行・形状等の個別的要因であるとされる(135)。

土地の価格（価値）の特性等として、次の点が挙げられる。

ｉ　一般に、交換の対価である価格として表示されるとともに、その用益の対価である賃料として表示されること、つまり、両者には、元本と果

(135) 宮ヶ原光正「新・不動産鑑定評価要説・五改版」平成10年10月・55～57頁

実という相関関係が認められること

ii　土地の価格（賃料）は、通常、過去と将来とにわたる長期的な考慮の下に形成されること

iii　土地の取引価格等は、取引等の必要に応じて個別的に形成されるのが通常であり、しかもそれは個別的な事情に左右されがちなものであって、不動産の適正な価格を形成する市場を持つことが困難である。したがって、不動産の適正な価格については専門家としての不動産鑑定士等の鑑定評価活動が必要となるものであること(136)、とされる。

これらの土地価格の本質及び特性等に対して、評価通達による土地評価は、①毎年評価換えされる、②売買実例価格や精通者意見価格等を基として評価される、③宅地・農地等に分けて評価される、④間口・奥行・形状等が考慮される、⑤市街地宅地の価格は道路に面しているかどうかと関連していることから路線価方式による評価を採用し、それ以外の宅地は固定資産税評価額を整数倍した倍率を定めて評価する、いわゆる倍率方式による評価を採用していること等のきめ細かい取扱いをしている。このような具体的な評価方法をみると、評価通達による土地評価の取扱いは、基本的には優れたものになっていると考えられる。

ただし、評価の取扱い規定設定に当たり、価格の安全度をどうするか、路線価と倍率設定のきめ細かさをどうするか等の問題は残る。

それはさておき、相続税の土地評価通達は、課税庁側の課税執行段階における簡易迅速処理という目的に叶うし、納税者側においても時価適用の法的効果のあるものとして、長年にわたり、相続税法上の土地の具体的な時価評価場面で活用されてきた(137)。

この土地の評価通達に関して、品川教授は、『相続税の納税者は、国税庁が毎年８月に公表する財産評価基本通達によって作成した路線価等に基づ

(136) 宮ヶ原光正『前掲書』55～57頁

(137) 品川芳宣稿『租税法律主義と税務通達』税理44－２・27頁、品川芳宣稿『税務通達に従った納税申告の否認と予測可能性』税理42－８・10頁

いて納税申告を行っている』と指摘した上、『…法令の定めよりも、税務通達が納税者の納税額を実質的に決定していることを実証している。』と述べ、『したがって、その存在の是非(138)（通達事項をすべて立法化すべきとする見解も多い。）はともかくとして、納税者側においても、税務通達の存在がなければ、租税法律主義(139)の機能たる経済生活における法的安定性と予測可能性が保証されがたいことになる。換言すると、税務執行における法的安定性と予測可能性は、税務通達の存在を前提に議論を要することになる。』と述べておられる(140)。

他方、株式の時価評価の具体的な方法について評価通達は、①上場株式、②気配相場等のある株式、③取引相場のない株式、④新株引受権等に区分し、価格の安全度等を考慮して、詳細に定めている(141)。

土地の評価通達と同様に、価格の安全度をどのように考えるかは別として、通達による株式の時価評価方法は、長年にわたり、課税庁側と納税者側の双方に相続税法上の株式の具体的な時価評価場面において活用されてきた。

このような背景と相続税・贈与税ともに自主申告納税制度であることを考慮すれば、課税庁側から法定評価方法のない財産について、その具体的な評

---

(138) 評価通達の合憲性について、最高裁第三小法廷・昭和49年６月28日判決（要旨）は次のとおり判示している。「相続税法22条の規定が『時価』の算定を一任したもの、または一任したと同視すべきものであると解することはできず、したがって、所論違憲の主張は前提を欠き、また、同上の規定が所論申告納税申告に反するものとはいえない…」。同趣旨のものとして東京高裁昭和55年７月17日判決参照。

(139) 租税法律主義の内容は、「①法律の根拠なしに、政省令等で新たな課税要件を定めてはならない（課税要件法定主義）、②法令の下で課税要件は明確に定められなければならない（課税要件明確主義）、③法律の根拠なしに租税の減免・徴収を行うことは許されない（合法性の原則）、④租税の賦課・徴収には適正手続きを要し、それに対する訴訟は公正な手続き保障がなければならない（手続保障原則）」（品川芳宣稿『租税法律主義と税務通達』税理44－１・31頁）と解されている。

(140) 品川芳宣稿『租税法律主義と税務通達』税理44－２・27頁

(141) 評価通達の第８章第１節

価方法等が明示されることは、現実として、適法な申告を円滑に行うためには、極めて有効であるといえる(142)(143)。

以上のとおり、評価通達は、相続税申告等の現実の場面で納税者にとっても大きな役割を担っているものと評価できる。

なお、法定評価方法のない土地や株式については、評価通達でその評価方法等を定めるのではなく、租税法律主義の見地から立法論の問題として捉えることもできるが、本稿は、この点については論及しない。

3　評価通達と行政先例法

通達とは、上級行政庁が法令の解釈や行政の運用方針などについて下級行政庁に対してなす命令ないし指令であるから、行政組織の内部では、拘束力をもつが、国民に対して拘束力を持つものではない(144)。

したがって、裁判所は、通達の法令解釈によって法令が執行され行われた処分について訴訟が提起された場合には、通達による解釈そのものが法令に基づいているかどうかを審査の対象にする。

ところで、通達が国民との間で或る一定の関係を有することとなったときには、慣習法として認められることがあるとして、いわゆる行政先例法の問題が論じられている。

行政先例法とは、行政上、長年の取扱いが行われ、それが慣行化してそのやり方が国民一般の間で法としての確信として定着した場合に成立すると認められるものである。

評価通達と行政先例法に関しては、これを、行政先例法として認める見解（肯定説）と認めない見解（否定説）がある。

（142）品川芳宣稿『租税法律主義と税務通達』税理44－２・27頁

（143）評価通達の一般的な役割としては、税務執行の場面で、税務職員が同じ事柄については同じ法令解釈や取扱いをすることと通達公表により納税者利便を図ることといわれている。

（144）国家行政組織法14条２項参照。

肯定説として、金子宏教授は、「評価基本通達の基本的内容は、長期間にわたる継続的・一般的適用とそれに対する国民一般の法的確信の結果として、現在では行政先例法になっていると解されるので、特段の理由がないのにもかかわらず、特定の土地について評価基本通達と異なる方法を用いて高く評価することは違法であると解すべきであろう。」[145]と述べておられる。

また、「…このように土地が一般的に低く評価されている状況を前提とすると、合理的な理由がないにもかかわらず、特定の土地についてのみ一般的評価水準をこえて高く評価することは、平等原則に反して違法となると解すべきである」と述べておられる[146][147]。

岸田貞夫教授は、本件土地評価の判例評釈において、「評価について争いがある場合でも、通達の基本的評価方法を争うものはほとんどなく、…また裁判所自体も通達の考えに合理性のあることを前提として、その具体的な適用が妥当であるか否かを検討している場合がほとんどである。…この意味では、行政先例法の成立を肯定すべきではないか。」と述べておられる[148]。

他方、否定説は、「租税に関する通達は、税務署員、税理士、その他の税務担当者にとっては法規と同様の基準として取り扱われており、行政の対応の予測可能性の観点から重要視すべきものである。しかし、通達は、下級機関の権限の行使についての一般的な指揮であって、国民に対して効力を有する法令ではない。」[149]として、行政先例法を否定する[150]。

---

(145) 金子宏「租税法・第８版」411頁

(146) 金子宏「前掲書」411頁

(147) 更に、慣習法としての行政先例法が認められる場合には、「租税行政庁もそれによって拘束されると解すべきである（その取扱を変えるためには法の改正が必要である）。」と述べておられる（金子宏「前掲書」110頁）。

(148) 岸田貞夫・ジュリスト1059号・214頁

(149) 昭和38年12月24日最高裁第３小法廷判決

(150) 昭和38年12月24日最高裁第３小法廷判決を引用して、太田幸夫氏は「通達をもって先例法、又は慣習法として拘束性を有するものとはいえず、通達によらない課税処分を直ちに違法であるということはできない。」（判例タイムズ・882号・299頁）と述べておられる。

本件２事件における裁判所の判断は、いずれも評価通達を行政先例法とは認めなかった。裁判所の立場からすれば、通達は行政機関内の下級機関を拘束するだけで直接国民や裁判所を拘束するものではないから、通達に法的拘束力がないと判断するのは当然と考える。

課税財産である土地・株式の評価に当たり、「評価通達による時価評価の取扱いを前提とする納税者・課税庁の立場」と「評価通達にとらわれず、時価の法律解釈を前提とする裁判所の立場」との溝は、埋め難い。

４　評価通達総則６項と実質的な租税負担の公平

土地・上場株式等について、評価通達は、相続税法における時価評価の具体的な取扱いを公表し、一方で、安全度を考慮した画一的な具体的評価方法を明示し、他方で、評価通達６項では「この通達の定めによって評価することが著しく不適当(151)と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示(152)を受

(151) 評価通達６項の『著しく不適当』に関連して、品川教授は、次のように述べておられる（品川芳宣稿『税務通達の法的拘束力と納税者の予測可能性』税理43－14・７頁）。

「…総則６項の適用基準が明らかにされていないと、その判断も困難となり、納税者側の予測可能性の保障も困難となる。

そのため、総則６項に定める『著しく不適当』及び『国税庁長官の指示』については、税務官庁側と納税者側の共通の認識が必要であると考えられる。

まず、実体的要件たる『著しく不適当』とは、評価通達が相続税法22条に規定する『時価』を解釈・適用するための通達として存在しているのであるから、当該財産の通達上の評価額と客観的交換価額との開差が客観的にみて著しく不適当と認められる場合、すなわち、財産の客観的価値に関する事項に限定すべきであって、租税回避を企図したか否かというような主観的要素は本来当該判断の要素とすべきではないと考えられる。」

(152) 評価通達６項『国税庁長官の指示』に関連して、品川教授は、次のように述べておられる（品川芳宣稿『税務通達の法的拘束力と納税者の予測可能性』税理43－14・７頁）。

「手続要件たる『国税庁長官の指示』の要否については、裁判例では、当該指示の有無は課税処分の効力に影響を及ぼさないものであり、当該指示の存否を明らかにするまでもないとしている。しかしながら、このような考え方については、①税

けて評価する。」と定め例外的な評価方法を採り得るものとしている。

しかしながら、原則評価がいかなるとき適用されないのかという原則評価の不適用基準は明らかでない。とりわけ、評価通達総則６項でいう、「著しく不適当と認められる場合」の具体的内容若しくは例示が示されていないため様々に解釈される余地を残している(153)。

納税者の立場からすれば、自主申告納税制度の下では、自らの責任で課税財産を時価評価しなければならないところ、課税権を有する課税庁が時価評価に関する個々具体的な評価取扱い原則を公表して納税者の便宜を図っていることから、その原則評価によることが許されないという明示がない限り原則評価によることが許されると解する余地がある。

他方、課税庁側からみると、評価通達６項は納税者に有利不利にかかわらず、課税財産の評価が著しく不適当であるという事実があれば、原則評価によらないことができると解する余地がある。

ところで、本件は、例外評価と原則評価とでは大きな差異が生じる事件であった。上場株式においては、原則評価では１株当たり単価1033円が、その例外評価では1980円である。土地においては、原則評価では1.2億円が、その例外評価では16.6億円である。

前章で述べたとおり相続税法の時価は正味実現可能価額と解されるので、上場株式の時価（単価）は、1980円である（売却時の手数料等見込み額は差し引くべきであるがその金額は小さい）と解される(154)。

務通達は法源ではなくても税務官庁の職員を法的に拘束するものであること、②税務通達に反する課税処分が信義則違反、平等原則違反に問われる場合があること、③総則６項の適用には国税庁長官の指示が必要であるから余程のことがない限り同項の適用はないであろうと予測する納税者側の予測可能性を保障する必要があること、④通達適用上納税者に対して手続要件の履践を強制していること等を考えると、法的にも問題があるものと考えられる。」

(153) 品川芳宣稿『租税法律主義と税務通達』税理44－２・22頁参照。

(154) 相続税法の時価は、正味実現可能価額のほかに安全度を考慮して算定すべきであると考えるが、安全度については、項を改めて論述する。

同様に土地の時価を16.6億円とした根拠は、相続評価時点に近い当該土地売買価格の直接証拠（取得価額16.6億円）などに基づき、取得価額16.6億円を正味実現可能価額とみたものと推測され、その評価には合理性があると解される。

そうすると、法解釈上の時価としては、上場株式は1980円、土地は16.6億円である。これに対して、原則評価の取扱いは、上場株式は1033円、土地は1.2億円である。

「法解釈上の時価」と「原則評価の取扱い上の時価」では、上場株式は約２倍、土地は約14倍(155)の著しい差がある。

評価通達における土地の時価評価の取扱いは、土地の実勢価額に近似する公示価格の80％(156)が相続税法上の時価として取り扱われるから本件の実勢価額が16.6億円であるとすれば、評価通達上の評価額は、その70～80％(157)の約12億円になるはずである。

そうすると、例外評価の方法としては、①法解釈上の時価・正味実現可能価額16.6億円と、②安全度を考慮した時価評価の取扱い（以下、「あるべきはずの原則評価」と呼ぶ。）12億円の２つが考えられる。これに対して、「現実の原則評価」は1.2億円である。したがって、取扱い上の土地の時価は３つ存在することとなる。

本件において、意図的工作はなく従来から保有中の土地を相続したのであれば、現実の原則評価の1.2億円が適用される（その可能性は極めて高い）ことを考えると、評価通達の本質的な問題の１つは、実質的な租税負担の公平という観点では、「あるべきはずの原則評価」の12億円と「現実の原則評価」の1.2億円の著しい乖離にある(158)。

---

(155) 本件に関しては、当時、地価が異常に高騰した時期であった。

(156) 80％評価については昭和57.3.10第96回国会衆議院大蔵委員会・大島弘委員（質問者）の質疑参照。

(157) 当時の評価通達上の土地評価は公示価格の70％程度とされていた。

(158) 品川教授は次のように述べておられる。

本質的な問題の２つ目は、「法解釈上の理論的な時価、つまり、正味実現可能価額16.6億円」と「安全度を考慮した合理的評価、つまり、あるべきはずの原則評価12億円」の乖離の問題である。換言すれば、法解釈上、安全度をいかに考えるべきかという問題である。

１つ目の問題については、実質的な租税負担の公平を図るという観点からすれば、土地の価格に関しては、評価通達による土地の原則評価である路線価、倍率等の精緻化を図っていくことにより評価のバラツキやその乖離を可能な限り解消していくよりほかはないと思われる。

２つ目の安全度の問題については、80%評価の取扱いが法解釈上、妥当であるのかどうかを明確にすることも含め、合理性のある最高見積価格から控除される安全度、つまり、法解釈上、妥当な安全度の取扱いを定める方向で再検討すべき課題であると思われる。

他方、現実問題として、路線価、倍率等は限られた時間と費用の範囲での評価であること、個々の土地を評価するのではなく基準値評価ないし一括評価であること(159)(160)などから、個々の土地の評価額では、その精緻度にバラ

「…評価通達第２章以下において、各財産の『時価』の評価方法（評価額）を網羅的に定めている。…そして、具体的にはいわゆる評価基準制度における路線価方式によって宅地が評価される等の標準的な評価方法（評価額）が採用されている。しかしながら、このような評価方法による評価額は、一種の基準価額ないし標準価額であって、ともすれば、前述の理念としての客観的交換価額から乖離することがある。そして、その乖離が著しくなると、当該財産の評価額と取引価額（客観的交換価額）との開差を利用して租税回避も可能となる。」（品川芳宣稿『税務通達の法的拘束力と納税者の予測可能性』税理43－14・７頁）

(159) 路線価方式による評価は、標準価額に近く、倍率方式による評価は、一括評価に近いと思われる。

(160) 品川教授は次のように述べておられる。

「…評価通達第２章以下において、各財産の『時価』の評価方法（評価額）を網羅的に定めている。…そして、具体的にはいわゆる評価基準制度における路線価方式によって宅地が評価される等の標準的な評価方法（評価額）が採用されている。しかしながら、このような評価方法による評価額は、一種の基準価額ないし標準価額であ（る）…。」（品川芳宣稿『税務通達の法的拘束力と納税者の予測可能性』税

ツキの生ずることは、やむをえない面がある（評価地点数を増加すると経費がかかるという経済的問題がある）。

この点に関しては、個別評価に近い路線価方式による評価の割合を高めるとともに、前年の評価額にとらわれず評価することにより、土地相互間の評価のバラツキを解消していくよりほかないが、一括評価などの精緻度に限界があることは事実である。

ここ数年、土地の価格は下落傾向が続き評価通達上の原則評価と実勢価額との間に逆転現象が生じているとして、原則評価によらず「専門家による個別評価」による相続税事案があるといわれている。

土地の価格は需要と供給の関係で大きく揺れることと、土地にはいろいろあり見積価格の振幅度の高いものもあれば低いものもあることを考えれば、個別の土地においては、いわゆる逆転現象が生じるのも当然というべきである(161)。

個々の土地の評価については、「専門家による一括評価」より「専門家による個別評価」の方が精緻度は高いはずであるから「専門家による個別評価」に合理性があることは当然というべきであろう。しかし、納税者が専門家による土地鑑定評価に基づき相続税の申告をした場合、税務職員は評価通達に拘束されるため、現行では、原則として、土地の評価は路線価・倍率等に基づき行うことから両者の土地評価の取扱いは一致しないという不明確さがある。

次に、ヨーロッパにおける不動産鑑定評価に関連して、不動産鑑定士の共通の「交換価格（exchange price）」概念の定義の構成要素を掲げる(162)が、

理43－14・７頁）

(161) 例えば、不動産の仲介業者に或る土地を路線価で売りに出しても買い手がみつからないという事実は、当該土地の実現可能価額（時価）が路線価を下回っていることの証拠である。買い手のみつからない売り手は、路線価を下回る売値を提示せざるを得ず、値下げした段階で初めて買い手がみつかる時点での価格が時価であるからである。

(162) 日本不動産鑑定協会・国際委員会訳「ヨーロッパにおける不動産評価の理論と実

そのうち④、⑤及び⑥が注目に値する。

① 不動産についての権利が市場で売りに出されること

② 強制されない、売る意思のある架空上の売り手がいること

③ 強制されない、買う意思のある架空上の買い手がいること

④ その不動産が予想できる最高価格（best price）で売られること

⑤ その不動産が予想できる標準価格（average）で売られること

⑥ その価格が、現金あるいはそれと同様の手段で支払われること

⑦ その取引が通常の商取引として行われること

⑧ 価値は、ある特定時点のものであること

⑨ 売り手買い手ともに、その不動産の法律的、物理的特徴につき十分知っていること

⑩ その不動産につき適当な期間十分な販売交渉が行われていること

⑪ 販売交渉の期間が評価時点に先行していること

⑫ 販売交渉の期間が評価の時点に後続すること

⑬ 販売交渉の期間が評価の時点に先行するか後続するかが特定していないこと

⑭ 販売交渉期間中、市場が安定していること

⑮ 買い手は、その不動産につき特殊な関心を持たないこと

上記の④と⑤の並記は、鑑定評価する価格は最高価格か標準価格（平均価格）かという問題である(163)が、相続税法上の土地の時価評価は、公示価格の80％とされていることなどから鑑定評価すべきは平均価格であると考える。④、⑤及び⑥においては「売られること」と「（相手方では）現金等で支払われること」が構成要素とされているが、このことは、実現可能価額（換金価格）を前提にしているものと考える。

ところで、税務官庁は、法律の根拠に基づくことなしには、租税の減免や

務」平成10年３月・424頁以下。

(163) 不動産鑑定評価における評価は、「最高価格と平均価格のいずれであるべきか」難しい問題であるが、鑑定評価の目的により決まるというほかはない。

徴収猶予を行うことは許されないし、納税義務の内容等について納税者との間の和解や協定も許されない(164)ため、課税庁における過度な安全度を見込んだ評価は問題となる(165)。

これらの点と土地は不完全競争市場価格であるためその適正な見積評価には数々の困難を伴う点とを併せ考慮すると、課税庁による課税価格としての具体的な土地評価額の資料提供とその公表は、再考すべき時機にきているようにも思われる。

このような方向で対応策を考えるのであれば、「不動産鑑定士等の専門家による個別評価の位置づけ」、「課税財産である不動産鑑定評価における最高価格か平均価格かを巡る評価基準の設定、つまり、80%評価の是非を含む安全度取扱いの明確化など」及び「売買実例の開示」などが検討されなければならないと思われる。

5　評価通達総則６項と信義誠実の原則

民法１条２項は、「権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ従ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス」と定める。この信義誠実の原則（信義則）は、私法と公法に通ずる一般原理（条理）であり、租税法律関係にも適用される(166)。

学説は、租税法律関係に信義則が適用される条件として、①税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したこと、②納税者の信頼が保護に値する場合、③納税者が表示を信頼しそれに基づいて何らかの行為をしたことを挙げている(167)。

---

(164) 金子宏「前掲書」83頁参照。

(165) 品川教授は通達の路線価の合法性について「…財産評価通達に基づいて作成される路線価は、相続税法上の『時価』に最も近似すると目される公示価格の８割水準とされている。…」とし、「法令上の課税要件を緩和したものと目される緩和通達の存在が問題となる。」と述べておられる（品川芳宣稿・税理44－２・22頁）。

(166) 金子宏「前掲書」126頁、品川芳宣「税法における信義則の適用について－その法的根拠と適用要件」税務大学校論叢８号１頁参照。

(167) 金子宏「租税法・第８版」127頁～129頁参照。

判例は、租税法律関係にも適用される信義誠実の原則（信義則）について次のように解している（最高裁昭62.10.30判決）[168]。

「租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、同法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等・公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分にかかる課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて同法理の適用の是非を考えるべきであり、そして特別の事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、のちにその表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的な不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁のその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうかという点の考慮は不可欠である」

本土地評価事件において裁判所は、納税者の信頼が保護に値するか否かについて「実質的公平の観念に反するような形で税負担の軽減を享受し得る利益は、それ自体法的な保護に値しない」と判示し信義則の適用はないとした。

相続税法に内在する実質的公平を重視し、納税者の行為を税負担軽減行為とみる立場からすれば、妥当な判断といえる。

しかし、本件は、原則評価によると著しく不適当であることの内容は何かを巡って争われたものである。つまり、原則評価の不適用基準が曖昧であるため生じた争いであるから「著しく不適当と認められる場合」の具体的内容が示されるべきである。

本土地評価事件における裁判所の判断は、「評価通達６にいう『この通達によって評価することが著しく不適当と認められる』場合というのは、納税者に利益であるときに限定して適用されるべきものではなく、評価通達１

（168）訟務月報34号853頁

(3)の定めにしたがって『その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情』を考慮して評価通達によって評価することが著しく不適当と認められる場合をいうものと解すべきである。」とした。

この判断は、「著しく不適当と認められる場合」の解釈として、「理論上の地価16.6億円とその原則評価の1.2億円との乖離を本質的な問題として捉えたもの」と考えるが、「どの程度の乖離が著しく不適当なのか」については明らかでない。

自主申告納税制度の下、課税権を有する課税庁が独自に納税者の利便の目的で「課税財産評価上の具体的取扱いを公表したもの」であることに鑑みれば、「著しく不適当と認められる場合」の解釈は、納税者の観点からなされるべきことをも考慮すべきであると考える。そうすると「著しく不適当と認められる場合」に関しては、納税者にとって、分かり易く明確であることが求められることとなる。

課税庁では、大量な通達にもかかわらず、従来から、通達の規定の不明確な部分や不備な部分については、必要に応じて改定・整備してきたところである(169)。

このような過去の例に従えば、評価通達６項の「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額」については、その具体的例示を示すべき時機にきているように思われる(170)。

例えば、「評価通達における財産評価の取扱いは、課税財産についてその財産価格の需給関係に基づく不安定性などを考慮した評価の安全性をみた評価額であることに鑑み、通常の借入れ行為等による財産の取得と認め難い

---

(169) 本上場株式事件の発生後、評価通達169は、次のとおり変更された。
「負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得した上場株式の価額は、その株式が上場されている証券取引所の公表する課税時期の最終価格によって評価する。」

(170) 評価通達・総則６項の適用のあり方を論じたものとしては、大淵博義稿『財産評価通達・総則６項のあり方』（税理39－11、39－12）参照。

当該財産の評価については、他の合理的な方法により行う。ただし、当該財産の原則評価額がその合理的な評価額の50%[171]未満である場合に限る。」とすることなど[172]が考えられる。なお、ここで「通常の借入れ行為等による財産の取得と認め難い当該財産」とは、本件事案のように贈与税・相続税の減少を目的として借入れ資金により取得した財産のことをいい、「他の合理的な（評価）方法」とは、借入金とその資金で取得した資産を一体的に見て評価する方法などをいう。

評価通達は、一方で、相続財産評価の具体的取扱いであることから安全性が考慮された評価であることと、現実問題としてこの安全性を考慮した評価を利用した租税回避行為の行われることがあること（通達制定者の立場から見て）から両者を調整する必要がある。他方で、納税者に対して明確で分かり易い財産評価の具体的取扱いを示す必要がある。

この２つの要請に応えるため、納税者間の実質的な租税負担の公平を図るという観点から、このような基準規定を置くことには合理性があると考える。

更に、課税庁側における執行上の解決策としては、土地や非上場株式の評価等に関して納税者と課税庁との間で意見が対立したときには、例えば、税務相談官又は評価の税務専門官がその調整役を担当し、中立的な土地評価の精通者からの意見聴取等をも視野に入れた問題解決の促進を図る制度の導入などが考えられる。

また、納税者としては、相続税申告等の対象となる土地や非上場株式の評価等に疑義がある場合には、事前に、課税庁としての公定解釈又は具体的な時価評価取扱いの是非について知りたいところである。この点に関しては、納税者利便と適正かつ円滑な申告の履行という観点から、事前に課税庁の公

（171）50%がいいのか70%がいいのか、あるいはこのようなラインを示すことは問題があることなどについては、議論の分かれるところであると思われる。

（172）負担付贈与により取得した上場株式の評価については、「上場株式の評価の項目」である評価通達169において、既に変更されている。

定解釈の表明等を求め得る手続き等が検討されるべきではなかろうか。

6　時価評価の取扱い上の安全度

本件上場株式の時価に関しては、第１節１(3)のとおり、原則評価（評価通達169）の取扱いは、課税時期の最終価格1980円、３か月前の月平均額1033円、２か月前の月平均額1957円、１か月前の月平均額2201円のうち最も低い価格による３か月前の月平均額1033円である。

本件において裁判所は「本来、上場株式の時価は、課税時点の市場価格の1980円であるが、一時点における需給関係に基づく偶発的な価格によって評価される危険性を排除し、評価の安全を確保するものと解することができる」として原則評価に対する判断を示した。

本件では、①贈与税の意図的工作による租税負担公平の著しい弊害が相続税法の立法趣旨に反することと、②実質的な租税負担の公平という観点で評価の安全度の高さが著しく不公平であることのいずれが本質的なものかという問題が隠されている。

実質的な租税負担の公平という観点で時価評価の問題を捉えれば、評価の安全度は、合理的で精緻であることが求められるはずである。本件のように贈与を受けた上場株式は直ぐに売却可能であるのであるから評価通達169のような高い評価の安全度をみる時価評価の取扱いは合理的でないように思われる(173)。

このことは、原則評価によれば、通常の状態で市場価格1980円の上場株式を贈与された場合には1033円として取り扱われ、現金1980円を贈与された場合には1980円として取り扱われることとを比較すれば明白である。

上場株式の原則評価における評価の安全度については、実質的な租税負担の公平という観点から評価通達を見直すべき時機にきているように思われる。その際、一つの考え方として、贈与・相続を受けた後の市場価格を勘案

（173）贈与税と相続税とでは、財産評価の取扱いを別にすべきであるという意見もある。

した取扱いを提示できる。この考え方は、時価評価の特質である経済財（上場株式）を現金に置き換えてみるという観点、言い換えれば、上場株式の現金化は、贈与・相続を受けた日以降にしかできないという現実を重視するものである。つまり、「贈与・相続を受けた日及びその後数日間(174)における各日の平均価格」の方が「２か月前・３か月前の各月の平均価格」より換金可能価格に近く、かつ、精緻度は高いという現実を重視する考え方である。

相続・贈与の日後の市場価格を考慮することについては、法解釈上、困難であるとの考え方があると思われる。しかし、評価通達１項では、評価において「それぞれの財産の現況に応じて」行うとしており、また、「財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。」としている。そうであれば、上場株式を現金と同等に置き換えるためには、現実問題として、実際に売却できる市場価格を考慮せざるを得ず、結局、売却可能な時点の市場価格になるはずである。

以上の検討結果を踏まえ、相続税法上の時価は正味実現可能価額であること並びに見積評価に当たり合理的かつ精緻な安全度が考慮されるべきであることを基礎とする上場株式の評価の取扱い試案を次のように提示できる。

例えば、Ｘ日に上場株式の贈与を受け、①当日の市場価格の最終価格は104、②前月のその価格の月平均額は100、③翌日から１週間の各日のその平均額は108である場合、④このうち最低価格の100をベースとした正味実現可能価額（手数料等見込み額は２とする。）を98とし、⑤上場株式の安全度控除率を３％として当該上場株式の評価額を95とする試案である。

設例が相続の場合には、①の当日を相続の日に、③の翌日を相続財産である上場株式に係る分割協議が整うなどによりその処分が可能になった日に読み替えるものとし、その処分が可能になった日が申告期限の10日前までに存在しないときはその10日前の日とする。

---

(174)「株式の贈与を受けその処分が可能になった日及びその後数日間」、「相続した日並びに相続財産である株式の分割協議が整い、その処分が可能になった日及びその後数日間」の各日の市場価格（最終価格）が考えられる。

試案は、第１段階として、実現可能価額として①から③のうち最も低い価格100を抽出し、第２段階として、最低価格100をベースとした正味実現可能価額98を算出するとともに、最低価格100から安全度控除率３％を控除するというものである。

そして、③の期間に上場株式を売却した場合には、贈与の日（又は相続の日）の価格に基づく正味実現可能価額と実際売却価格に基づく正味実現価額のいずれか低い価額をその評価額とする、というものである。

試案に対しては、いくつかの検討すべき点が挙げられる。１つは、大量な株式数の評価における安全度は別途（控除率５％が妥当など）考えるべきであるという点である。２つ目は、安全度控除率３％（又は５％）が妥当かどうかという点である。３つ目は、「③翌日から１週間の各日とすること」などについて安全度控除率と関連して妥当かどうかという点である。

上記の試案の適否はともかくとして、相続税法上の時価評価の取扱いについては、その明確化と精緻化が求められているように思われる。特に金融商品においてその傾向が強いように思われるのである。

土地の価格の安全度をどうみるかについては難しい問題がある。

１つは、土地には、100で売れるかもしれないし60でしか売れないかもしれないという振幅度の高いものもあれば、80から100の間であれば確実に売れるという振幅度の低いものもあるという振幅度の問題がある。

もう１つは、売れ易い土地は換金度が高く、売れ難い土地は換金度が低いという換金度の問題がある。

土地の原則評価における安全度は、この２つの点若しくはそれ以外の安全度を考慮して決める事柄であると考えるが、いずれにしても不動産鑑定士等の標準（平均）評価をベースとした鑑定評価が求められる方向にあると思われる。

7　要約

評価通達は、相続税法に定める課税財産である財産の評価の取扱いについて定めた規定である。その構成としては、第１章総則の１項では、「評価の原則」が置かれ、６項では、「この通達の定めにより難い場合の評価」が置かれ、第２章から第８章において、土地及び土地の上に存する権利、家屋及び家屋の上に存する権利、構築物、果樹等及び立竹木、動産、無体財産権、その他の財産権についての評価の方法等を具体的に規定している。また、これとは別に、個別の財産評価については多くの個別通達が出されている。このように評価通達を中心とした財産評価の取扱いの体系は、基本的には優れたものになっていると思われる(175)。

しかしながら、以上の検討のとおり、評価通達は、財産評価取扱いの合法性という観点では評価の精緻化が求められ、法的安定性・予測可能性という観点では財産評価取扱いの明確化が求められる。

加えて、相続財産の評価は、所得課税における財産評価と共通の部分がある。財産評価の具体的評価の取扱いを定めた評価通達は、これらの点で総合的に見直しする時機にきているように思われる。

（175）筆者は、財産評価の個々具体的な取扱いを承知しているわけではないが、ここでは財産評価の体系についての問題を取り上げているのである。

第４章　市場価格と所得者の価格設定行為

第１節　所得者の価格設定行為と所得

１　所得者の価格設定行為

会社は、営利目的遂行という純粋な存在として合理的な経済活動を行う。その目的遂行のため、製造・購買行為（対価支払いという犠牲を払う。）と販売行為（対価受取りという効益を得る。）を反復することによって所得（増加価値）を獲得する。契約（取引）は自由であるから取引価額は会社の意思によって自由に決定される(176)。

所得計算の原点は、企業が選択決定した価格に基づく経済的価値の流入と流出の差額を純資産増加分として所得を把握する点にある。つまり、決定した価格が所得に直接影響するわけである。企業は営利目的遂行のため精一杯の商議に基づき取引価額を成立させる。このように成立した価格は公正な価値の表現であり、真実（公正）なる価格といえる(177)。

なお、既に述べたとおり、相続税における相続財産の時価に関しては、「被相続人がいくらで取得したかという主観的価値」や「相続人がいくらで取得すべきかという主観的価値」に関係なく純粋に相続財産を価値評価するだけであるから、専ら客観的価値が問題にされ、主観的な価格設定の問題は生じない。

２　恣意的な価格設定

所得者（法人・個人）は、租税回避目的あるいは株主対策等の目的で、価格を低く設定したり高く設定したりして利益（所得）を操作することがある。いわゆる恣意的な価格の問題である。

（176）公共料金や統制価格は別である。

（177）中島省吾訳「会社会計基準序説（ペイトン・リトルトン共著）」森山書店・昭和45年・46頁参照。

租税回避行為に関していえば、親子会社間取引、関連会社との取引、会社と役員との取引又は特殊関係者間の取引において所得を少なくする意図で取引価格の設定をする（以下、「恣意的な価格設定」と呼ぶ。）(178)という問題である。

１つの捉え方であるが、法人税法では、恣意的な価格設定の対応規定として次のような構成になっているとみることができる。

第１に、所得課税の基礎である純資産増加の本質と租税負担の公平という観点から価値測定評価の側面において経済実質重視という包括的な実質主義が根底に存在する。

第２に、法22条４項のいわゆる公正処理基準の規定を置く。

第３に、「法37条（寄付金損金不算入）・法35条等（損金不算入役員賞与等）と法22条２項（広義の収益）」の利益処分として取り扱う規定を置く。

第４に、部分的な適用規定として、法132条の同族会社の行為計算否認規定を置く。

第５に、限定的な適用規定として、措置法66条の４（移転価格）の規定を置く。ここでの価格設定者の行為基準は独立企業間取引基準でその価格は独立企業間価格である(179)。

しかし、第１から第４における取引価額は、どのような価額であるのか必ずしも明らかでない。

なお、企業が、例えば、取得原価100（実現可能価額は200）の土地をある団体に寄贈した場合、企業の会計慣行としては、次のように処理される。

（借）寄　　付　　金　100　（貸）土　　地　100

このような場合は、恣意的な価格設定には当たらない。税法上、無償取引

---

(178) 恣意的な価格設定は、粉飾決算により所得（利益）を過大に操作するケースもあるが、ここでは、粉飾決算の問題は取り扱わない。

(179) 独立企業間取引を論じたものとしては、金子宏稿『独立当事者間取引の法理』ジュリスト724号・734号・736号、水野忠恒稿「Arm's Length Transactionの法理」税理22巻10号２頁参照。

も収益の額とする規定及び寄付金の損金不算入規定に基づき、寄付金の経済的価値の額を実質的に評価しなければならず、その結果として、恣意的な価格設定がない場合にも税務上、擬制的な収益が生じるものである(180)。税務上の収益の額及び寄付金の額は次のとおりである。

（借）譲　渡　原　価　100　（貸）土　　地　100
（借）収受すべき債権　200　（貸）譲　渡　収　益　200
（借）寄　　付　　金　200　（貸）収受すべき債権　200

恣意的な価格設定に関して所得税法は、２つの規定を置いていると考えられる。１つは、株主・社員である居住者(181)とその同族会社との取引に関しての同族会社等の行為又は計算否認規定（所157条）である。もう１つは、居住者が法人に著しく低い価額（２分の１未満の価額）で資産を譲渡した場合に時価で譲渡があったものとみなす規定（所59条・所令169条）である。

しかし、この場合もいかなる時価なのかについては明らかでない。

また、時価の２分の１というようにその基準が明示されている場合を除き、通常成立する取引価額を100と仮定した場合、90から110の範囲内ならば合法的な節税で、89以下又は111以上なら租税回避で所得計算をし直すのかという接点も明らかでない。この点に関しては、合法的な節税と違法な租税回避の限界は明確でなく、結局は社会通念によって決めざるを得ないというほかはない(182)。

３　企業会計上の真実の価格

企業会計原則では、「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない」として真実性の原則を置い

（180）北野弘久稿「法人税法における寄付金の概念～法22条２項との関連において」税理21巻５号４頁参照。
（181）その特殊関係者を含む。
（182）金子宏「租税法・第８版」弘文堂・121～122頁参照。

ている(183)。しかし、企業の恣意的な価格設定に対する企業会計上の明文規定はない。なお、商法上においても同様である。

ところで、企業の恣意的な価格設定に関しては、『公正な交換取引に基づかない取引価格は真実なる（公正なる）価格かどうか疑わしい』とする活発な論議がみられる。

ペイトン、リトルトン教授は、次のように述べておられる。

「互いに独立した当事者の、自由な商議によって到達せられた原価価格は通常その際の現金価値の公正な表現である。…純粋な意味で相互に独立している当事者間の精一杯の商議の結果とはいえない取引においては、『価格』はある程度の懐疑をもって見られるべきである。とくに合併や会社更生ごときにおいては、取引は右手と左手との間の商議になりさがってしまうことが多い。そしてその結果として、『価格』が真の原価を示さないこともありうる。同様に会社によって設定された役員の給料でこのような役員によって左右されるものには、取得された用益の事実上の市場価格を表示していないものがある。実際外観上の原価は個人的な要素または他の非商業的な動機に支配されそうな場合には常に疑わしいものを含んでいる。」(184)

モーリス・ムーニッツ教授は、会計調査研究書第１号の中で「『交換における価値』は、交換取引（exchange transaction）に関連してどんな価格をも含んでいる…」、「交換価格（exchange price）とは、交換において与えられた対価又は費やされた犠牲を意味する。」と述べた後、「…それを特定の場合に適用するためには、何らかの他の諸条件が存在せねばならない。例えば、①二つ（またはそれ以上）の独立の実体間における商業ベイシスにもとづく契約、あるいはこの基準に準拠すべき証拠、②交換に登場せるすべての実体の側における合理的行動、および形成された価格は典型的なものであるという仮定を保証するのに十分役立つところの市場における取引…」と述べてお

（183）企業会計原則・第一・一般原則の一

（184）中島省吾訳「会社会計基準序説（ペイトン・リトルトン共著）」（昭和45年）46頁

られる(185)。

1957年にアメリカ会計学会が公表した『会社財務諸表に関する会計及び報告の基準』においては、実現について「実現の本質的な意味は、資産または負債における変動が、会計記録上での認識計上を正当化するに足るだけの確実性と客観性とを備えるに至ったということである。このような実現の認識は、独立の当事者間の交換取引が行われたことと、これまでの確立された取引上の実践慣行にかなっていること、…を基礎として行われることとなろう。…」と述べられている(186)。

ＩＡＳ第18号『収益』では、収益（revenue）とは、持分参加者からの拠出に関連するもの以外で、持分の増加をもたらす一定期間の会社の通常の活動過程で生ずる経済的便益の総流入をいう(187)として、①物品の販売　②役務の給付　③利息、ロイヤリテイおよび　④配当を生ずる会社資産の第三者による利用を掲げた後、「収益は、受領した、または受領可能な対価の公正価値で測定されなければならない(188)。ここで公正価値とは、取引の知識のある自発的な当事者間で、独立第三者間取引条件により資産が交換され、または負債が決済される価額をいう。(189)」としている。

4　法形式と経済実質

所得者は、自由な意思により売買契約等の法形式を用い、経済活動を行った結果に基づき、自らの所得を計算する。一義的には、法形式どおりの所得計算をするが、恣意的な価格設定を行った場合には、課税処分庁により租税回避否認規定等に基づき、その所得は、適正な取引価額（時価）に引き直し再計算される。

---

(185) 佐藤孝一・新井清光「会計公準と会計原則」（昭和37年）53～54頁、65～66頁
(186) 中島省吾訳「増訂ＡＡＡ会計原則」（昭和39年）130～132頁
(187) ＩＡＳ18号para. 7。
(188) ＩＡＳ18号para. 9。
(189) ＩＡＳ18号para. 7。

ところで、所得課税において、個別否認規定がない場合に否認が認められるかどうかについて見解は分かれる。個別否認規定がない場合には、否認は認められないとするものとして金子教授の次のような見解がある(190)。

「租税法律主義のもとで、法律の根拠なしに、当事者の選択した法形式を通常用いられる法形式にひきなおし、それに対応する課税要件が充足されたものとして取り扱う権限を租税行政庁に認めることは、困難である。…法律上の根拠がない限り租税回避行為の否認は認められないと解するのが、理論上も実務上も妥当であろう。」

個別否認規定がない場合でも、否認は認められるとするものとして例えば、次のような神戸地裁昭和45年７月７日判決(191)がある。

「税法上所得を判定するについては、単に当事者によって選定された法律形式だけではなく、その経済的実質をも判定すべきであり、当事者によって選定された法律的形式が経済的実質からみて通常とられるべき法律的形式とは一致しない異常なものであり、かつそのような法律的形式を選択したことにつき、これを正当化する特段の事情がない限り、租税負担の公平の見地からして、当事者によって選択された法律的形式には、拘束されないと解するのが相当である。」(192)

また、旧所得税法の下であるが、条理としての『実質課税の原則』の存在を認めたものに最高裁昭和39年６月30日第三小法廷判決(193)がある。

実質課税の原則を所得測定という面で捉えると表見的事実にとらわれず、経済的実態に応じた価値測定評価が要請されるものと考える。

---

(190) 金子宏「租税法・第８版」123頁

(191) 事件番号昭和41年（行ウ）第９号。この判例評釈としては、中川一郎・シュトイエル110号１頁。

(192) 法形式と経済実質については、岸田貞夫「現代税法解釈」（平成４年10月）３頁以下参照。

(193) 最高裁昭和39年６月30日第三小法廷判決では『…税法上古くから条理として是認されていたいわゆる実質課税によって納税義務の所在を決定…』としている。税資42号486頁

『実質課税の原則』の存在をどうみるかは見解の分かれるところであるが、所得課税における租税回避行為(194)の個別規定は、所得の本質と租税負担の公平という見地から要請されるものと考える。

第２節　恣意的な価格設定への対応規定と時価

１　同族会社の行為計算否認規定と時価

法132条１項は「税務署長は、同族会社等の法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる」旨の規定を置く。

この同族会社の行為計算の否認規定は、大正12年に租税回避行為に対処するため創設(195)され、その後において数回の改正を経て今日に至っている(196)。

昭和40年の税制改正前は行為計算の否認規定（旧法30条１項）が適用される場合として、国税庁通達(197)は、次のような場合を例示していた。

①　現物出資に係る資産の価額を過大に計算した場合（過大出資）

②　社員の所有資産を不当に高価で買い入れた場合（高価買入）

③　法人の所有資産を不当に低い価額で売却した場合（低価譲渡）

---

(194) 租税回避行為と実質主義については、松沢智「新版租税実体法」21頁、清水敬次稿「実質主義と租税回避」法律時報39巻10号24頁参照。

(195) 大正12年１月に所得税法（当時は法人の所得課税も所得税法中に定められていた。）の一部改正としてはじめて法制化されたものである。

(196) 沿革については、武田昌輔編著『ＤＨＣコンメンタール法人税法』4432頁以下、村上泰治稿「同族会社の行為計算の否認規定の沿革からの考察」税務大学校論叢第11号参照。

(197) 旧法人税基本通達355においては、同族会社の行為計算の否認類型として定められていた。

④　社員の実質的に負担すべき費用を寄付金等として計算した場合（寄付金）

⑤　社員所有の邸宅、別荘のような無収益財産を会社が譲受け、当該財産の管理維持費を会社において負担し、かつ、社員に無償で使用させる場合（無収益資産）

⑥　社員に対し支給した報酬等で同業・類似法人のそれと比較し、多額と認められる場合（過大給与）

⑦　事実上業務に従事していない社員に対し給与を支給する場合

⑧　社員に対し、無利息・低利率で金銭貸付けをする場合又は無償若しくは著しく低廉な賃貸料で資産を貸付け又は使用させる場合（用益贈与）

⑨　社員から金銭その他の資産を過大な利率又は過大な賃借料をもって借用する場合（過大料率賃貸借）

⑩　社員から不良債権を譲り受けた場合（不良債権の肩代り）

⑪　社員の特殊関係者から無償で債務を引き受けた場合（債務の無償引受）

そして、この否認規定は、税務上、損金不算入役員賞与の否認、損金不算入寄付金の否認などの根拠規定として適用されてきた(198)。

その後、昭和40年の法人税法全文改正において、従来、この否認規定の適用とされてきた役員賞与等の否認、寄付金の否認に対処する個別の規定が整備されるに至った（法34条～法37条）。その結果、同族会社の行為計算の問題とされた事項のほとんどが、非同族会社を含む法人の行為計算の問題として、法34条～法37条が適用されることになった(199)。

このような現行法下、同族会社の行為計算の否認規定の位置づけが問題に

---

(198) 法132条の裁判例を論じたものとしては、清水敬次稿「同族会社の行為計算の否認と裁判例」法曹時報34巻11号（昭和57年）、若林孝三稿「法人税法における同族会社の行為計算否認規定の研究」税務大学校論叢第２号などがある。

(199) 旧法人税基本通達355は、昭和44年５月の法人税基本通達の制定に伴い、「明示するまでもなく当然否認の対象となる行為計算類型である。」旨を理由に廃止された。

なる(200)が、それはともかくとして同族会社の行為計算否認規定については２つの見解がある。

１つは、この規定は、税法の所得概念規定及びその解釈を超えて否認する権限を課税庁に与えたものであり、創設的規定であるとする見解(201)である。もう１つは、税法の基本原則である実質主義を問題の多い同族会社に対し確認的に規定した宣言的規定であるとする見解(202)である。

この同族会社の行為計算否認規定の解釈について見解は分かれる(203)。

１つは、この規定は非同族会社では通常なしえないような行為計算を否認し、非同族会社であればなされたような行為計算に引き直して課税するためのものとする見解（同族・非同族対比説）(204)である。もう１つは、この規定は純経済人の行為として不合理・不自然な行為計算を経済的合理性あるものに引き直して課税するためのものであるとする見解（経済的合理性基準説）(205)である。

二つの見解は、「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められ

---

(200) 法132条の規定の本質及び現代的意義について、松沢智教授は、次のように述べておられる。

「今日、法132条の本質をめぐって二個の見解の対立がある。その１つは、同条は現在の法人税法においては無用の規定であり、…これに対し他の見解は、既に述べたように租税回避行為の発生に対処するための補充・補完的規定と考えるものである。」、「…同条を単に無用のものと考えることなく、あたかも民法第１条の『権利の濫用はこれを許さず』の規定と同一の法理と同じ基調に立脚したうえで法132条の本質を考えれば、同条は、既に述べたように、『補充的規定』として予想される租税回避に対処するための補完的規定を設置しておく意義もあるのではなかろうか。」（新版租税実体法・平成６年・42～44頁）。

(201) 忠佐市「課税所得の概念論・計算論」大蔵財務協会（昭和55年１月）527頁参照。

(202) 小宮保「法人税の原理」（昭和43年６月）158頁参照。

(203) 金子宏『前掲書』339頁参照。

(204) 吉国二郎「法人税法講義」（昭和29年）49頁、東京高判昭和40年５月12日税資49巻596頁、東京地判昭和47年３月９日税資65巻409頁。

(205) 大阪高判昭和39年７月24日行集15巻９号1725頁、東京地判昭和40年12月14日行集16巻12号1916頁、東京高判昭和48年３月14日行集24巻３号115頁、札幌高判昭和51年１月13日シュトイエル166号36頁。

る」という否認要件の文言をめぐる解釈の違いによるものと考えられるが、いずれにしてもこの否認規定に基づき、同族会社の行為計算のうち、経済的合理性を欠く行為計算は否認されることとなる(206)。

この否認規定を経済的価値の測定評価という視点から考察すると、経済的価値のどの部分が否認されるかの明文規定はなく、「法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある」旨の規定は、すべて解釈に委ねられている。

そこで経済的価値の測定評価という視点で上記の二つの見解をみると、同族・非同族対比説においては、非同族会社では通常なしえないような価格設定行為を否認する規定であると解することになるはずであるし、経済的合理性基準説においては、不合理・不自然な価格設定行為を否認する規定であると解することになるはずである(207)。

そうだとすれば、前説においては、「非同族会社が通常なすであろう価格設定行為」が行為の基準になるはずであり、後説においては、「経済人としてなす合理的な価格設定行為」が行為の基準になるはずである。

そして、否認される経済的価値の測定評価額部分は、経済合理的な価格設定行為により測定評価した評価額から乖離した、①不合理・不自然な経済的価値の評価額部分、あるいは、②同族会社の異常な経済的価値の評価額部分となるはずである。

非同族会社においては、あるべき営利目的行為としての経済合理的な行動とその現実行動は常に一致しているという前提があると解される。そうすると、結局、「価格設定行為」の局面では、同族・非同族対比説も経済的合理

---

(206) 金子宏『前掲書』338～342頁参照。

(207) 金子宏教授は、「行為・計算が経済的合理性を欠いている場合とは、それが異常ないし変則的で租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合のみでなく、独立・対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引（アメリカの租税法ではarm's length transactionと呼ばれるもの）とは異なっている場合をも含む、と解するのが妥当であろう。」（『前掲書』339～340頁）と述べておられる。

性基準説も拠るべき価格設定行為の基準としては、「経済的合理性ある価格設定行為」を基準にしていると解するほかない。

2　法22条と時価

法22条は、課税所得の計算における通則的規定である。同条では、課税所得の計算の基礎となる法人の取引についてその取引価額に付される測定評価の基準となる明文規定を置いていない。すなわち、同条１項では、「課税所得の金額は、益金の額から損金の額を控除した金額とする。」と規定し、同条２項・３項では、「益金の額」として「収益の額」を「損金の額」として「損費の額」(208)を規定している。そして、同条４項では、収益の額及び損費の額は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」(209)(210)(211)と定めるにとどまる。

---

(208) 損費の額とは、法22条３項１～３号に掲げる『売上原価、費用及び損失』を指す。

(209) この規定は、昭和42年に規定されたものであるが、その背景と意義については、次のようにいわれている（「昭和42年・改正税法のすべて・国税庁」75～76頁）。

「…課税所得の計算は、税法において完結的に規制するよりも、適切に運用されている企業の会計慣行にゆだねることの方がより適当であると思われる部分が相当多いことも事実であります。事実、法人税においては、このような現実を前提として従来課税所得の計算を行ってきたところです。

しかし、最近、ややもすればこのような基本的な考え方がゆがめられる事実が散見されましたので今回の改正を機に当該事業年度の益金の額に算入すべき収益の額及び当該事業年度の損金の額に算入すべき売上原価、費用及び損失の額は、企業が継続して適用する『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』に従って計算されるものである旨を規定することにより、課税所得と企業利益とは、税法上別段の定めがあるものを除き、原則として一致すべきことを明確にすることとしたのであります。

ところで、ここにいう『一般に公正妥当と認められる会計処理基準』とは、客観的な規範性をもつ公正妥当と認められる会計処理の基準という意味であり、明文の規定があることを予定しているわけではありません。企業会計審議会の『企業会計原則』は、『企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から一般に公正妥当と認められたところを要約したもの』といわれており、その内容は規範性をもつものばかりではありません。もちろん税法でいっている基準は、この『企業会計原則

したがって、法人の経済活動に伴う取引価額は、商法計算規定及び企業会計における一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って、原則として、取引価額主義に基づき測定されるものと解される。

ただし、法人が取引価額の設定に際し、価格設定を公正に行わず、恣意的に行った場合には、既に述べたとおり問題が生じる。この場合、第１段階としては、「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行を勘酌スベシ」（商法32条２項）(212)の規定中、「公正ナル会計慣行」に該当す

基準』のことではないのであります。

むしろ、この規定は、具体的には企業が会計処理において用いている基準ないし慣行のうち、一般に公正妥当と認められないもののみを税法で認めないこととし、原則としては企業の会計処理を認めるという方針を示したものであるといえましょう。

したがって、特殊な会計処理について、それが一般に公正妥当な会計処理の基準にのっとっているかどうかは、今後、種々の事例についての判断（裁判所の判断を含む。）の積み重ねによって明確にされていくものと考えます。」

(210) 武田昌輔教授は、公正妥当な会計処理基準の中身について、「要するに、『公正処理基準』といっても、明確な成文の基準が存するわけではなく『企業会計原則』が参考になるであろうし、また、商法の規定等も重要な判断の資料として取り扱われることになる。」と述べておられる（武田昌輔稿『公正処理基準と税法』租税法研究第４号88頁）。

(211) 法22条４項を論じたものとして、武田昌輔「同上稿」、忠佐市「税務会計法・第５版」（昭和51年）58頁以下、中川一郎稿「法人税法22条４項に関する問題点の整理」税法学202号33頁参照。

(212) 商法32条改正に関して、田辺明氏は、次のように述べておられる。

「本項は、商業帳簿の作成に関する規定を解釈するについては公正な会計のならわしをとりいれて解釈をしなければならないとするものである…。『商業帳簿の作成に関する規定』とは、第１項の目的、すなわち営業上の財産及び損益の状況を明らかにするという目的に従って商業帳簿を作成しなければならないとされているので、商法が商業帳簿の作成についてその作成方法その他もろもろの計算に関する規定を設けているが、これらの規定は細部については会計の慣行に委ねているところがあり、その規定の解釈については、当然、公正な会計慣行を取り入れて判断されることになるから、商業帳簿の作成に関する規定の解釈については、広く企業会計原則その他の公正な会計慣行が判断の資料として使われることになる。」（味村治・田辺明ほか「新商法と企業会計」昭和49年・10頁）。

るかどうか判断する必要がある[213]。第２段階としては、法22条２項で収益の額に係る取引の例示として『無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受け（は）…収益の額とする』旨定め、いわゆる無償取引にも収益が生ずることを明示しているため、この規定に該当するかどうか判断する必要がある。

しかし、第１段階においても第２段階においても、無償取引等に係る収益の額を何によりどのように測定評価するかは、必ずしも明らかでなく、すべて法22条の解釈に委ねられている。つまり、「あるべき取引価額」として、「適正な取引価額、独立当事者間価格[214]、公正価値[215]など」のいずれに該当するかについては明らかでない。また、資産を手離した法人の主観価値なのか、それとも客観価値なのかについても明らかでない。

『無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受け（は）…収益の額とする』旨の規定をどのように解するかは意見の分かれるところであるが、無償取引のうち、無償譲渡と収益に関する主な見解をみると次のとおりである。

---

(213) 矢沢惇「企業会計法講義・改訂版」（昭和48年）３～22頁、忠佐市稿「『公正ナル会計慣行』と法人税法第22条第４項の解釈」税務弘報（昭和50年１月）28頁参照。

(214) 米国内国歳入法規則1482条（1eg.1482－１(b)(1)）では、所得者の真の課税所得を決定する基準は、非関連者間と独立の立場で取引を行ったときの価格であるとされる。これに関しては、中里実稿「独立企業間価格決定のメカニズム」租税法研究第21号参照。

(215) ＩＡＳ16号では、有形固定資産は、通常、有償取得の場合には、取得原価、無償取得又は交換取得の場合には公正価値で測定されなければならない、としている。

ここでの公正価値（fair value）とは、十分な知識のある自発的な当事者の公正な第三者間取引（arm's length transaction）により資産が交換される価値をいう（para.６）。ここでいう取得原価（cost）とは、…当該資産を取得するために支出した現金またはその他現金同等物の価額、またはその他引き渡した対価の公正価値をいう（para.６）。また、有形固定資産の取得に対する対価の支払いが通常の信用期間を超えて繰り延べられる場合の取得原価は現金払価格相当額であり、この利息相当部分は、利息費用として認識される（para.16）。広瀬義州・間島進吾編「コンメンタール国際会計基準Ⅳ」15頁、16頁、22頁参照。

①『法人税法が資産の無償譲渡による収益を益金の額に算入することとしているのは、資産の無償譲渡があった場合には、その資産のもつ時価相当額の経済的価値が明らかに譲渡者側から譲受者側に移転があったものと理解されることに基づいているのであり、このことは、とりも直さず、譲渡者側に当該資産について時価相当額の経済的価値の実現があったことを意味し、この実現価値を法人の課税所得の計算上益金の額に算入することの合理的な根拠を示しているものということができる。』という見解(216)。

②『純資産増加の原因となるべき事実に関し、まず問題となるのは、無償による資産の譲渡または役務の提供である。いま、ある法人が、その有する不動産（簿価は100万円、時価は1,000万円であるとする）を無償で子会社ないしは役員に譲渡したとしよう。一見、この取引により、この法人に、簿価ベースでも100万円、時価ベースでは1,000万円の損失が実現したとみえる。しかし、この法人が、この不動産を純然たる第三者に1,000万円で売却した後、1,000万円の金銭を子会社または役員に贈与したとしたらどうであろうか。課税の公平の理念からすれば、両種の取引を通じ、税務上所得の範囲を異にすべきではない。つまり、前者の場合、その不動産の譲渡により、法人は1,000万円相当の収益を享受したとみるべきこととなる。法は、このような所得概念を有権的に支持している（法22②）。

上例を一般化すれば、経済人間の自由な取引関係を前提として、通常、純資産の増加となる事実は、たとえ特殊な取引関係のため形式的には純資産の増加が認められない場合であっても、益金と観念されることになる。純資産増加の原因となるべき事実という表現は、このような所得概念論に基づく。』という見解(217)。

③『資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算し

(216) 中村利雄稿「法人税の課税所得計算と企業会計（二）―無償譲渡等と法人税法第22条２項―」税務通信33巻３号（昭和53年３月）37頁
(217) 小宮保「前掲書」166頁

て時価で課税する趣旨のものである。』[218]という見解。

④『収益の額は、原則として、その取引に伴い取得した対価の額によって測定される。したがって、資産の無償譲渡等の取引において収益は、本来的には生じないが、法34条２項、法37条５項・６項（現行は６項・７項）等の別段の定めにより、寄付金、役員賞与等の経済的価値を実質的に計算する結果として、限定的に生ずるにすぎない。』[219]という見解。

⑤『収益とは、外部からの経済的価値の流入であり、無償取引の場合には経済的価値の流入がそもそも存在しないことにかんがみると、この規定は、正常な対価で取引を行った者との間の負担の公平を維持し、同時に法人間の競争中立性を確保するために、無償取引からも収益が生じることを擬制した創設的規定であると解すべきであろう（適正所得算出説）。通常の対価よりも低い対価で取引を行った場合にもこの規定が適用されるかどうかは、明文上は明らかでないが、積極に解すべきである。』[220]という見解。

以上５つの見解は、いずれも収益認識に関する見解であることから価値測定の問題には触れていないが、価値測定という観点でみると、①と③の見解は取引行為者の主観価値には着目していないものと推測される。②の見解では、資産を手離した法人が純然たる第三者と取引した場合に成立する価額によるべきとしていることから「主観価値」と捉え、「第三者間取引価額」を考えているものと推測される。④と⑤の見解は価値測定には触れていないためここから価値測定をどのように考えているのか窺い知ることはできない。

以上、『無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受け（は）…収益の額とする』旨の規定の解釈については、様々に解釈される余地はあるが、法人の設定した価格という側面では、法人の価格設定行為の問

（218）最高裁昭和43年10月31日第一小法廷判決（訟務月報14巻12号1442頁）、東京地裁昭和55年10月28日判決（訟務月報27巻４号789頁）

（219）北野弘久稿「法人税法における寄付金の概念～法22条２項との関連において」税理21巻５号４～10頁

（220）金子宏『前掲書』250頁

題として捉えることができる。

そして、恣意的な価格は真実の所得を表したものとは解されず、恣意性のない公正な価格、つまり、独立した当事者間の精一杯の商議に基づく取引価格が真実の価格に当たると解される。

換言すれば、営利目的という目的的存在である会社は経済合理人の立場で設定した価格が真実の価格に当たるが、このような価格設定行為は、親子会社間や特殊関係者間との取引に当たらない独立した当事者間の取引であるから、経済的合理人基準又は独立第三者間取引条件基準が採られ、公正とされる価格は、独立第三者間価格であると解される。このように解することの妥当性については、次節において引き続き検討する。

第３節　市場価格と所得者の取引価格

１　市場価格と取引価格

市場価格とは、市場（売り手と買い手とが出会う場所又は売り買いの行われる空間）において成立する価格をいうが、市場価格と取引価格との関係という観点から測定評価を示せば次のとおりである。

市場価格と取引価格

	購買市場価格	販売市場価格
過　　去	取得価額	実現価額
現　　在	再調達価額	実現可能価額
未　　来	収益還元価額（割引現在価値）	

第１に、市場参加者を中心に考えると、市場価格は、①購入市場価格と②販売市場価格に分類できる。

第２に、購入市場価格も販売市場価格も時の経過につれて変動するが、時の経過を中心に考えると、市場価格は、①過去の購入市場価格又は販売市場

価格、②現在の購入市場価格又は販売市場価格、③近い将来の購入市場価格又は販売市場価格に分類できる。

第３に、市場における評価時点を中心に考えると、市場価格は、①過去評価、②現在評価、③未来評価の３つに分類できる(221)。

企業が見積価格として時価を用いる場合、活発な市場価格が成立している市場（例えば、活発な証券市場・商品市場）の資産の価値については、その価格は確実かつ客観的であるため時価算定に困難さはない。

このようにほぼ完全といえる市場で成立する価格は、売り手と買い手が多数存在し、操作できない状況での価格であるため信頼性が高く、かつ、ある時点で成立する価格は、唯一である（一物一価の法則が働く。）ためその価格は確実かつ客観的である。これに対し、特殊な工場設備などは、買い手を見出すことが著しく困難である（市場が存在しないに等しい）ため、市場価格としての時価を見出すことはできない。多くの経済財の価格は、両者の中間である不完全競争市場価格に属する。

２　主観的価値と客観的価値

完全競争市場(222)で成立する或る時点の経済財の市場価格は唯一であるとされるため、その価格は明白で客観性があり、かつ、信頼性が高いため真実の価格とみなされる。

例えば、完全競争市場に近い上場株式市場で売買される有価証券について、親子会社間で市場価格と異なる価格を設定したとしても特段の事情がない限り、市場価格が真実の価格とみられるため親子会社間で設定した価格は真実の価格とされない。

特殊な例として、公共料金のように売手独占市場（買い手優位の場合は買

---

(221) この図表・分類等は、田中茂次「現代会計学総論」平成11年２月・79～81頁を参考の上、独自に作成等を行った。

(222) 完全競争市場とは、あるべき市場であって、現実に存在するあるがままの市場ではない（矢島鈆次『新しいミクロ経済学』昭和45年・150頁）。

手独占市場）で成立する価格も存在する。この場合には、受身でその価格を受け入れるほかない（受け入れないという選択はあるが）。

経済財の価格は、多くの場合、不完全競争市場で成立する価格であるので、その価格である商品の購入局面における価格決定とその局面における主観的価値と客観的価値について考察してみたい。

例えば、Ａ社は、内心の購入価値が６万円である甲商品を５万円で購入した（同様に、同業者Ｂ社は６万円、Ｃ社は８万円で購入した）とすれば、Ａ社の甲商品に対する関連価格を次のように示すことができる。

Ａ社の甲商品に係る価格関連　　（単位；万円）

	Ａ社の購入価格	同業他社の購入価格
内心の価格	6	不明
取 得 価 格	5	7（平均）

Ａ社における甲商品の購入価格（取得価格）は、５万円である。

同業者の売買実例を「客観的価値」と呼べば、Ａ社における甲商品の客観的価値は、６万円と８万円を加味した平均値の７万円である。

Ａ社の内心の価格は６万円であるため、取得価格５万円との差額１万円は、Ａ社の主観でみると購入活動の過程で節約できた額であり、客観的価値の７万円との比較では、５万円との差額２万円が節約できた額であるから、Ａ社の主観的な購入節約価値は１万円であり、客観的な購入節約価値は２万円であるということができる。

Ａ社の内心の価格は、Ａ社の主観による価値であるから主観的価値と呼ぶことができる。主観的価値６万円は、客観的価値７万円とは異なる。このことは、不完全競争市場では一物多価の法則が働くため、各社で取得価格は異なることを示している。

取得価格は、当該企業自身が主観的に決定した価格という意味では、主観的価値（価格）であるが、その取引の相手方は他人であり、その他人と客観

的に決めた価格という意味では客観的価値である。よって、ここでは「取得価格」を「客観的主観価値」と呼ぶ。そうすると、主観的価値と客観的価値等を次のように表すことができる。

主観的価値・客観的価値等　　（単位；万円）

	A社	B社	C社
客観的主観価値（取得価格）	5	6	8
客観的価値	7	6.5	5.5
主観的価値（内心の価格）	6	不明	不明

以上、不完全競争市場における甲商品の主観的価値、客観的価値、客観的主観価値を示したが、ここでの問題の１つは、購入段階における購入節約価値（主観的な購入節約価値１万円又は客観的な購入節約価値２万円）は、所得かどうかである。

この問題に関しては、A社の甲商品購入取引が、「独立した第三者間の通常の取引」であれば、A社の実際取得価額を真実の取引価額とみるほかはなく(223)、所得は生じないとする考え方が一般的である。

問題の２つ目は、「独立した第三者間の異常な取引」の場合、例えば、幸運買いの段階で所得は生じるかどうかである。つまり、公正価値の考えでは、「当該商品の十分な知識のない相手との取引において成立した価格」には、真実の価格に当たらないものを含んでいるとされる。

しかし、企業の会計慣行とも関連するが、商売には幸運な買い物もあるし、その逆もあるわけで、一般的には、独立した第三者との間の取引である限り購買行為から所得は生じないと解される。ただし、A社において、甲商品に係る通常の取引が存在し、この通常の取引価額が公正な価額とみられるのであれば、通常の取引価額が取得価額であると解される余地がある。

(223) 独立当事者間価格は、一般的には真実の価格と解される。

この２つ目の問題は、法22条４項「公正処理基準」の解釈の問題であると考えるが、「商品に係る収益は一般的には商品販売（引渡）という一段階で認識するものとされていること」と「異常な取引であるため別の見地から購買段階で収益を認識する結果になることもあること」と「公正な会計慣行」という３つの兼ね合いがあるため、これらを総合勘案して決定するほかないと考える。

次に、設例において、Ａ社は甲商品を５万円で購入した直後に贈与により甲商品を取得した場合について考えてみたい。

第１に、「Ａ社は通常甲商品を6.5万円で購入している」という事実があれば、その時価は、通常取得価格の6.5万円とみるべきであり(224)、この場合には、所得は6.5万円生じる。

第２に、「Ａ社は甲商品の通常取得価格も取得価格の５万円での再購入可能性も不明であるとき」には、取得価格５万円を再調達原価（時価）とみるほかないと考える。

ここで指摘したい点は、Ａ社の購入商品に係る所得計算においては、本質的には、Ａ社の客観的主観価値（取得価格）が問題にされるのであって、Ａ社以外の者の価値観である客観的価値は、Ａ社の客観的主観価値を推測するための参考にすぎないということである。

このことは、企業の価格決定局面においては、当該企業の主観的な価値観に基づく価格設定行為が根底にあることの証左である。

しかし、それでも客観的価値は様々な場面で登場する。

その理由は、２つあると考える。その１つは、客観的主観価値（取得価格）決定においては、他者はどのような価格で売買しているのかという「客観的価値」を参考にすることが多いという点である。つまり、客観的主観価値の形成要因は、客観的価値が重要な要素になっているという事実である。もう

(224) 通常購入すべき価額が6.5万円である場合には、これが時価として適用され、５万円は再度購入不可能な価額であるため採用し得ない。

１つは、贈与により入手した資産で、その再調達原価や主観的価値等が不明である場合には、当該資産取得者の客観的主観価値を推測するために、他人間で成立した売買実例としての客観的価値を参考にするよりほかはない点である。

なお、完全競争市場では、一物一価の法則が働き、或る時点では唯一の価格しか存在せず、企業は成立した唯一の市場価格を受け入れる以外に選択の余地がないため、ここでは、客観的主観価値（取得価格）は「客観価値」と一致する。これに対し不完全競争市場では、一物多価であるから「唯一の価格」としての「客観価値」は存在しない。

３　市場価格と公正価値・収益還元価額

市場価格との関連で公正価値と収益還元価額を次のように捉えることができる。

市場価格と公正価値・収益還元価額

	購買市場価格	販売市場価格
現　在	公正価値	
未　来	収益還元価額（割引現在価値）	

この捉え方は「取引当事者間で成立すべき取引価額」という観点を重視したものである。ここでは、売り手の立場での販売市場とその取引相手である買い手の立場での購買市場を一体として捉え、売り手・買い手の双方の価格成立に至らしめる態度又は価値観という観点を重視していると考えることができる。

ところで、米国会計基準であるＦＡＳＢ基準書第133号では、公正価値とは、「資産（負債）が、自発的な当事者間、つまり、強制又は清算売却以外の現在取引において、購入（発生）もしくは売却（決済）されるであろう金額」としている。また、活発な市場が存在する場合には市場相場価格が公正

価値であり、取引所の市場価格がない場合には、将来キャッシュフローの現在価値など、最善の見積もりによるとされる。

このＦＡＳＢの公正価値に関して、古賀智敏教授は、金融商品の主観価値の側面と客観価値の側面について、次のように述べておられる(225)。

「公正価値について、ここではとくに次の三点に留意されたい。第一に、公正価値に関して、大きく使用価値（主観価値）の側面と交換価値（客観価値）の側面の二つに区分されること、第二に、公正価値の本質は、『将来キャッシュフローの現在価値』としての使用価値（主観価値）にあり、完全・完備した市場においてのみ、『使用価値＝交換価値（市場価値）』となること、そして、第三に、使用価値と市場価値との差異は、経営能力の差異を反映するものであること、である。すべての金融商品は、将来的には、基本的に公正価値で評価されるべきであると考える。」

ここで注目すべき点は、公正価値の本質は、使用価値、つまり価格設定行為を行った企業の主観価値であり、その主観価値（使用価値）とは、『将来キャッシュフローの現在価値』であるとする点である。

換言すれば、ＦＡＳＢでは、価格設定行為を行う企業の行動基準・価値基準は、利益極大化を前提として、金融商品に関しては、その主観価値（使用価値）をベースとした『将来キャッシュフローの現在価値』基準である、とみている。そして、『将来キャッシュフローの現在価値』は、割引現在価値（収益還元価値）であるから、金融商品に関して、時価とは、収益還元価値を指すことになる。

論点を整理すると、ＦＡＳＢにおいては、第１に、公正価値とは自発的な当事者間において強制・清算以外の取引で成立せしめる価額としていることから、ここでは恣意的な価格設定の余地はない(226)。

第２に、公正価値は、自発的な当事者間で成立せしめる価額として、その

(225) 古賀智敏稿「金融商品と公正価値会計」会計157巻１号34～35頁

(226) ＩＡＳの公正価値概念では、取引の知識のある独立第三者間取引条件価格としている。

本質は主観価値である。

第３に、完全・完備した市場に限り、主観価値と客観価値は一致する。

第４に、金融商品の価値（時価）は、収益還元価値である。

以上のような思考と、拡大する金融商品市場の状況から次のようになることが予想される。つまり、金融商品の収益還元価値という価値観は、他の経済財に対する価値観に影響を及ぼす。企業の収益還元価値という価値観の変化は、企業の所得（利益）観に影響する。所得観の変化は、所得の本質観の変化であるため、今後、収益還元価値という価値観は、所得課税の場面に影響すると思われる。

例えば、不良債権100を有し、その回収不能見込み額は40で、回収見込み額の回収時期がすべて１年後であるとすれば、不良債権100の割引現在価値は、50（＝100－10[227]－40）になるという価値観である（１年間の適正利率を10％と仮定）。この価値観では、債権（財産価値）の認識測定は、その回収可能額を前提とする。

既に述べたとおり、完全競争市場では、価格は与えられたものであるから市場価値（客観価値）と主観価値は一致するし、市場価値としての売却価値と購入価値も一致する。しかし、不完全競争市場では、主観価値と客観価値は一致しないし、市場価値である売却価値と購入価値も前述の設例で示したとおり一致しない。

次に、時価に関する参考として、ＩＡＳにおける企業結合における主な資産負債の公正価値決定（時価決定）のガイドライン（要旨）を掲げておきたい[228]。

① 市場性のある有価証券…現在の市場価額

② 市場性のない有価証券…類似会社の株式収益率、配当性向及び見積もり成長率を考慮した見積り額あるいは鑑定額

---

(227) 債権額100×利率10％＝10（１年間の利息相当分）

(228) ＩＡＳ22号「企業結合」参照。

③　債権…回収予定額の現在価値から回収不能及び回収費用の見積り額を控除した額

④　棚卸資産

ⅰ　製品及び商品…見積もり販売価額から販売費用及び類似製品の合理的利益額を控除した額

ⅱ　仕掛品…製品の見積もり販売価額より完成までに要するコスト、販売費用及び合理的利益額を控除した額

ⅲ　原材料…現在の再調達価額

⑤　土地及び建物…市場価額

⑥　買掛金及び支払手形、長期債務及びその他未払い金…適切な利子率で割り引いた現在価値

以上、本章において「市場価格と所得者の価格設定行為」について考察してきたが、とりわけ、法人の恣意的な価格設定の問題を検討してきた。

その結果、法人の恣意的な価格は真実の価格とは解されず、真意の価格に引き直されるべきであり、その価格の設定行為基準は、恣意的な価格設定のない行為が基準となるはずであるから恣意的な価格設定を行うおそれのある特殊関係者間の価格設定行為は基準となり得ない。したがって、法人の価格設定の行為基準は、営利目的として恣意的な価格設定を行わない独立当事者間の取引行為基準というべきであるからその基準は独立第三者間取引条件基準と解され、その価格は、公正な取引価格つまり独立第三者間価格であるという結論に至る(229)。

ところで、東京地裁平成９年４月25日判決（いわゆる平和事件）(230)(231)は、

---

(229) 法人の価格設定行為基準として独立当事者間取引条件基準は、法22条と法132条のいずれの解釈から生じるものであるのかなどの問題が残されている。更に、措置法66条の４（移転価格税制）における独立企業間価格、つまり、独立企業原則との関連も明らかにする必要がある。これらの点は、別の機会に論及してみたい。

(230) 独立当事者間取引基準を判示したものとして、東京地裁平成９年４月25日判決（いわゆる平和事件）がある。本件は、所得税法157条（同族会社等の行為又は計算の否認）を適用した事件であるが、「独立かつ対等で相互に特殊な関係にない当事者間で

「独立かつ対等で相互に特殊な関係にない当事者間で通常行われるであろう取引」、「独立当事者間においてされるべき取引」と判示していることから独立第三者間取引条件基準を判示したものと考えるが、この基準は、未だ判例として確立されるまでには至っていないと解される。今後の判例の動向が注目されるところである。

なお、所得課税における時価としては、主観的価値が根底に存在すると考えるが、この点に関しては、次章「交換取引（価格設定を行わない取引）」において引き続き検討する。

通常行われるであろう取引」、「独立当事者間においてされるべき取引」と判示している。税資223号500頁。

(231) いわゆる平和事件における独立当事者間取引基準の判示に関する問題点を指摘したものとしては、品川芳宣稿「『独立当事者（企業）間取引』基準に関する所得税・法人税における異同と問題点」（税理40－15・45頁）がある。

第５章　交換取引（価格設定を行わない取引）

第１節　交換取引の本質

１　交換と売買

交換とは、当事者が互いに金銭の所有権でない財産権の移転を約する契約（民法586条）のことをいい、交換取引において交換差金（補足金）を伴うときには、売買の代金に関する規定が準用される（同条２項）。

売買は、一方が金銭の所有権移転を約す契約(232)であるから、その財産権は金銭額で確定するのに対して、交換では金銭の移転がないためその財産権の金銭額は不明である。

交換取引において、当事者の意思表示した代金額が合致したときは、その合意価額が取引金額になる。この場合には、二つの売買とみることができ、代金決済に代え、代金相殺したものとみることができる。この点で交換は、売買に類似する。

貨幣経済が発達した社会では、交換という法形式を採る例は稀であるが、その例として、土地取引にみられる。そして、所得課税上、交換物である土地に付すべき取引価額がしばしば問題になる。その理由は、交換では売買と異なり取引当事者の合意価額が明示されないからである。交換取引では、取引当事者間において取引価額の設定を行わないため合意価格が存在しないという点に特徴がある。

交換取引があった場合には、所得課税上、当事者が合意したであろう取引価額（時価）を測定評価しなければならない。

土地と上場有価証券を交換した場合には、土地の時価見積もりの困難さに比べ上場有価証券の時価見積もりに困難さはない。上場有価証券には、活発な売買市場が存在し、当該上場有価証券はその市場価格に近似する価格で現

---

(232) 民法555条参照。

金化することが確実であることから最初に上場有価証券の時価を見積評価し、その評価額をもって、土地の時価が測定評価される。その理由は、二つの交換物を同額で見積もる必要がある場合には、「①見積もりの正確度、②見積もりの信頼度、③換金の確実度」が総合勘案され、「④金銭により近いものとして観念される方を先に測定評価すること」が合理的であるからである。

2　交換取引と主観的価値

土地と土地の交換の場合には、両土地とも時価の見積もりに同程度の困難さを伴うためその時価の測定評価は錯綜する。

例えば、Aは甲土地に100、乙土地に90という価値判断をし、Bは甲に85、乙に95という価値判断をして、等価交換により、Aは乙を手離し、甲を入手したとすれば、両者の主観的価値は次のように図示できる。

交換物に対する主観的価値

	甲土地	乙土地
A	100	90
B	85	95

〈参考〉90及び85は、手離した土地に対する主観的価値である。

ここでは、Aは価値90の土地を手離し価値100の土地を入手したと思っている。Bは価値85の土地を手離し価値95の土地を入手したと思っている。

このケースでは、当事者の主観的価値は85、90、95、100であるから、当事者の合意するであろう取引価額は85から100の範囲内であるとの推論は可能である。

１つの考え方として、交換を売買と同様にみれば「Aは価値90の土地を手離すことにより、内心では100の価値がある甲土地を90で入手することができた。」とみることができ、「Bは価値85の土地を手離すことにより、内心で

は95の価値がある乙土地を85で入手することができた。」とみることができる。ここでは、両者とも取得資産を思っていたより10安く入手することができたケースである。

設例のケースは、交換という行為は、その行為により利益をもたらさなければ成立しないはずであるという考えに合致する(233)(234)。

そうすると、Aは甲土地を実質的には90という対価で取得したということができ、Bは乙土地を実質的には85という対価で取得したということができる。

交換当事者は、交換物の合意価額を表示していないので、「Aは90をもって等価と考え、Bは85をもって等価と考えること」は、不完全競争市場価格が一物多価（人々の価値観は多様）であることから、むしろ当然のことといえる。

そうであれば、交換土地に付される各土地の取引価額（時価）は、本質的には、Aにおいては、90であり、Bにおいては、85であるということができる。何故ならば、取引当事者は、自発的な主観的価値（価格）観に基づき価格設定し、自己の容認できる価値（価格）の範囲内で自主的に取引を決定するからである。

したがって、Aにおける交換物の取引価額は、Aの主観的な価値（価格）観による90であり、Bにおける交換物の取引価額は、Bの主観的な価値（価格）観による85であるという結論に至る。

ただし、現実問題としては、４つの主観的価値は、ベールに包まれていることが多い。

---

(233) 田中弘教授は次のように述べておられる。『取引に参加するものは、自分が得すると考えて取引に参加するのであり、そうした意味では取引は「不等価交換」でしかない。』（田中弘「時価を考える」平成11年９月・中央経済社・111頁）

(234) 個人においては、甲土地・乙土地ともに100の価値と思ったが、取引先に強く交換を求められ交換に係る諸費用を先方が負担するという条件で交換に応じることも考えられ、交換における主観的価値の態様は様々である。

また、所得課税上、固定資産の交換取引においては、交換当事者の合意するであろう取引価額（時価）は、Ａの取引価額とＢの取引価額とを一致させるべきであるとする考え方が一般的である。

なお、交換当事者間において合意価格を設定した場合（二つの売買があったものと同視できる場合）には、その合意価格の合理性（又は恣意性）が問題になることがあるが、これは恣意的な価格設定の問題である。つまり、Ａについて言えば、①乙土地を90で手離してもよいという証拠があること、②乙土地の価値は90であるという価格情報等の証拠があることなどの場合には合理性があるという問題である(235)。

以上、検討の結果、売買の場合、取引価格を決定するのは取引当事者であることと価格成立には取引当事者の主観的価値が基礎になることからすれば、交換物の取引当事者の合意するであろう取引価格は、１番目には、合意価格がこれに該当し、２番目には、取引当事者の内心の価格が相手に示された（意思表示された）ときは、その価格がこれに該当すると考える。

これらに該当しないときは、類似の売買実例や専門家による鑑定評価等を参考に当該資産の時価を見積もるよりほかないと考える。

３　資産の交換と資産の受贈

取引当事者は、交換の場合、その交換資産の取引価格の設定を行わないのと同様に、資産を無償で取得した場合にも価格設定を行わない。したがって、所得課税上、いずれの場合にも当該資産の時価の算定が必要となる。

交換取引の各当事者は、交換における受入資産（取得資産）と引渡資産（提供資産）の２つの資産について、その取引価額（時価）を同額で評価しなければならない（理論上、各当事者が付す価額は異なる）。これに対して、資産の受贈者は、受贈資産（取得資産）だけを時価評価すればよい。

---

(235) 吉川元康編「法人税基本通達逐条解説」税務研究会出版局（平成11年）733～734頁参照。

また、法人税法上、資産の無償譲渡者にも収益が生じるとされる（法22条２項）ことから、贈与する法人においても提供資産を時価評価する必要がある。

資産を無償で取得した場合には、明らかに純資産増加という事実が存在する（資産を無償で取得した後とその前との比較で明らかに純資産の増加がある）。これに対して、資産交換の場合には、純資産増加という事実が存在しないという理由からその取得資産は引渡資産の簿価で評価すべきであるという考え方があるほか、資産交換の場合においても所得は発生するから当該資産はすべて時価で評価すべきであるという考え方もあるため、その交換物の測定評価は複雑である。

なお、資産を無償で取得した場合には、所得課税における場合と同様に、企業会計においても、公正な評価額をもって取得原価とするとされる(236)。ここでいう公正な評価額とは、資産の贈与を受けたときの再調達価額をいう(237)。所得課税においてもこの場合の時価は、再調達価額であり、両者は一致する。

第２節　固定資産の交換

１　固定資産の交換と所得

同種で同一用途の固定資産の等価交換からは、本質的には所得は生じないとされる(238)(239)。

---

(236) 企業会計原則・第五・五・F

(237) 田中茂次「現代会計学総論」中央経済社（平成11年２月）186頁

(238) 企業会計原則と関係諸法令に関する連続意見書第四「有形固定資産の減価償却について」における次の見解は、資産の交換から所得は生じないという考え方に基づいている。

『自己所有の固定資産と交換に固定資産を取得した場合には、交換に供される自己資産の適正な簿価をもって取得原価とする。』

(239) 企業会計審議会税制委員会の「企業会計から見た現行税制の圧縮記帳のあり方」

ＩＡＳ16号では、「同一事業の類似した目的のために使用され、同等の公正価値を有する同じ種類の資産を交換によって取得した場合、引渡資産の帳簿価額を取得原価とする。なぜならば、利益獲得過程が完了していないため、当該取引からの損益は認識すべきではないからである。」(240)としている。

このことは、例えば、同じ道路に面し、同程度の面積・地形で同一視できる隣り合わせの土地を等価交換し、引き続きその資産を同一用途として使用する場合を想定すれば、本質的には、所得が生じないことは明らかである。ここでは、実質的に、同一の土地を引き続き保有しているとみることができ、また、資産を実質的に手離したという事実もなく、交換する前とその後との比較で、純資産増加という事実をみいだすことはできないからである。

なお、このようなケースとしては、分譲住宅地内又は工業団地内の土地交換で交換当事者の一方が交換により既存の保有土地と入手土地が地続きになる場合などが考えられる。

しかし、現実問題として、同種で同一用途の資産の交換に当たるかどうかの区別は難しい。また、現実の資産交換としては、同種で同一用途の資産の交換に当たらないケースが多いと考えられる。

2　固定資産の交換における税務上の取扱い

所得課税上、固定資産の交換における税務上の取扱いとして、固定資産の交換の圧縮記帳（法50条）(241)(242)と固定資産の交換の場合における譲渡所得

（昭和61年６月６日）においては、圧縮記帳のうちの交換型については、実質的に取引がなかったものとすることを提案している。

(240) ＩＡＳ16号para.22。

(241) 法50条「…１年以上所有していた固定資産で次の各号に掲げるものをそれぞれ他の者が１年以上有していた固定資産で当該各号に掲げるものと交換し、その取得資産をその譲渡資産の譲渡の直前の用途と同一の用途に供した場合において、その取得資産につき、当該事業年度において、その交換により生じた差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の

の特例（所58条）(243)の規定が置かれている。

この規定は、固定資産の交換があった場合には、「①現実の資産の交換として、同種で同一用途の資産の交換に当たらないケースが多いこと、②同種で同一用途の資産の交換に当たるかどうかの区別が難しいこと」から、手離した資産からすべて所得が生じるものとし、「同種で同一用途の資産の交換に当たる一定の条件」を定めて、この条件に合致するときに限り、課税繰り延べできるという方法を採用したものと考えることができる(244)。よって、

計算上、損金の額に算入する。」（要旨）

一号　土地

二号　建物

三号　機械及び装置

四号　船舶

五号　鉱業権

同条２項「前項の規定は、同項の交換の時における取得資産の価額と譲渡資産との価額との差額がこれらの価額のうちいずれか多い金額の百分の二十に相当する金額を超える場合には、適用しない。」（要旨）

(242) 圧縮記帳制度においては、手離した固定資産に係る課税所得は実現したものとしてすべて取り扱う建前になっており、ここでは、法律で定めた一定の場合にだけ課税の繰り延べができる仕組みになっている。この点に関して、武田教授は、次のように述べておられる。

「圧縮記帳は、本来課税所得として実現したものを特定の理由によって課税の延期を認めようとするものであるから、無条件に受贈益等に一般的に適用されるものではなく、法律に定めた場合にだけ認められる制度である。」（武田昌輔「立法趣旨法人税の解釈（平成10年版）」財経詳報社・241頁）

(243) 所58条「…１年以上所有していた固定資産で次の各号に掲げるものをそれぞれ他の者が１年以上有していた固定資産で当該各号に掲げるものと交換し、その取得資産をその譲渡資産の譲渡の直前の用途と同一の用途に供した場合には、第33条（譲渡所得）の規定の適用については、当該譲渡資産の譲渡がなかったものとみなす。」（要旨）

一号～五号「（法50条１項と同一につき省略）」

同条２項「（法50条２項と同一につき省略）」

(244) 小宮保稿「資産の交換と税務上の取扱」税経通信16巻３号・60頁、田中勝次郎「法人税法の研究」税務研究会・1965年・290頁、渡辺淑夫「要説法人税法」税務経理協会・1986年・286頁及び市丸吉左エ門「法人税法解説」税務研究会・昭和38年６月・

「一定の条件」の内容如何によっては、本質的な所得課税から乖離した名目所得課税が行われる可能性を有している(245)。しかし、「同種で同一用途の資産の交換に当たるか否かの区別が難しいこと」を考えると、課税立法技術上の１つの便法として、現実的な対処方法ということができる。

固定資産交換の圧縮記帳の制度（法50条）及び固定資産を交換した場合の課税の繰延べ制度（所58条）においては、原則として、交換で手離した資産は交換当事者の合意したであろう価額（時価）で譲渡したものとして所得課税（又は課税繰り延べ）されるため交換物を時価評価しなければならない。

これに対して、同種で同一用途の固定資産の交換においては、交換物の時価を測定評価せず、その引渡資産の取得価額又は適正な簿価を受入資産の取得価額とするという考え方がある。この考え方では時価評価を必要としない。企業会計審議会の「自己所有の固定資産と交換に固定資産を取得した場合には、交換に供される自己資産の適正な簿価をもって取得原価とする。」(246)という考え方はこの立場にたつ。同様の考え方として引渡資産の取得価額を受入資産の取得価額とする見解(247)がある。

この２つの対立要因は、交換をどのような視点で捉えるかという視点の違いにあると考えられる。

115頁参照。

(245)「一定の条件」として、①当該法人が引渡資産を１年以上保有していたこと、②入手資産の相手方においてもその資産を１年以上保有していたことがある。しかし、所得の本質論では「入手資産の相手方がその資産を１年以上保有していたか否か」は基準となり得ず、「同種同一用途の交換物を実物資本として引き続き長期に保有する証拠があるか否か」が本来的な基準であると考える。

(246) 企業会計原則と関係諸法令に関する連続意見書第四「有形固定資産の減価償却について」参照。

(247) 笠井教授は、次のように述べておられる。

「物々交換とは、けっして現金の介在した２取引ではなく、財貨と財貨との交換それ自体として理解するのである。そして、当該企業からすれば、取得資産につき、新たな資本投下がなかったいじょう、引渡資産の帳簿価額を付与すればよい、と考えるのである。」（笠井昭次「会計の論理」平成12年11月・税務経理協会・548頁）。

一方は、「現実の固定資産の交換として、同種で同一用途の資産の交換に当たらないケースが多いこと等」を重視して、「交換により手離した固定資産をすべて通常の売買と同様に捉える」視点である。

他方は、「固定資産は長期に保有することを前提に、固定資産の交換から純資産増加という事実は生じないこと」を重視し、「売買では実質的に資産を手離すが交換では実質的には資産を手離さないという点で本質的に異なると捉える」視点である。この考え方の根底には、固定資産は、所得を生む基となる実物資本として保有し続けるものであり、本来的には売却を目的としたものではないから、実質的にこの固定資産を手離さない限り、この固定資産から所得は生じないはずであるという前提があると考えられる。

前者の視点に立つのが税法であり、後者の視点に立つのが企業会計である。固定資産の交換取引における企業会計上の利益認識と所得課税上の所得認識では、視点の違いから埋め難い溝が生じている(248)(249)。

以上のとおり、交換取引には様々な特殊性があることから所得課税上、交換資産の取引価額（時価）算定は複雑である。複雑な根本理由の１つは、取引当事者の合意価額を推測する際における両当事者の交換物に対する内心の価値が異なる点にあると思われる。その理由の２つ目は、交換当事者の視点においては、実質的に固定資産を実物資本として保有し続ける限り所得は発生しないとの潜在意識があることと合意価格が存在しないことから交換物の取引価額（時価）を引渡資産の適正な簿価で認識しようとする潜在的な作用が働く点にあると思われる。

---

(248) 企業会計審議会税制委員会の「企業会計から見た現行税制の圧縮記帳のあり方」（昭和61年６月６日）においては、圧縮記帳のうちの交換型については、実質的に取引がなかったものとすることを提案している。

(249) 吉牟田勲「新版法人税法詳説―立法趣旨と解釈」平成９年11月・304頁参照。

第３節　交換取引における固定資産及び棚卸資産の評価

１　交換取引における固定資産の評価

既に述べたとおり、固定資産の交換における取得資産（受入資産）と引渡資産（提供資産）の取引価額決定には、２つの考え方がある(250)。

その１つは、引渡資産の取得価額又は適正な簿価を取得資産の取得価額とする見解であるが、この考え方は所得課税では採用されていない。

その２つ目は、取得資産又は引渡資産のいずれか一方の価額を見積もりその見積価額（時価）により両資産の取引価額とする見解である(251)。

---

(250) 田中茂次教授は、二つの考え方について次のように述べておられる。

「受入資産の取得価額の決定には、原則として二つの考え方がある。第一は、簿価を離れて、提供資産または受入資産の交換時における市場時価を見積もって、それを受入資産の取得原価とする。この方法をとると、その時価と簿価との間の差額だけ交換差損益が計上される。第二は、提供資産の適正な簿価をそのまま引き継ぐ方法である。…（ここでは）経済的実体そのものは別の実体に変わるにかかわらず、帳簿上、同一資産の存続を想定していることになる。また、等価交換の仮定や、単なる取得によって損益は生じないという仮定もこの考え方の前提にある。」（田中茂次「現代会計学総論」中央経済社・平成11年２月・186頁）

(251) 笠井教授は次のように述べておられる。

「物々交換の場合にも、交換として取得した資産に付すべき数値に、見解の相違がみられる。いま引渡資産の帳簿価額が130、その市場価額（売却時価）が140、取得資産の市場価額（購入時価）が160であるとすると、取得資産の測定値としては、引渡資産の簿価額130、引渡資産の売却時価額140、そして取得資産の購入時価額160というみっつの考え方がある。

A法：取得資産	130	引渡資産	130
B法：取得資産	140	引渡資産	130
		交 換 益	10
C法：取得資産	160	交換資産	130
		交 換 益	30

…C法は、引渡資産の売却により獲得した現金140で、購入時価160の取得資産を取得した（つまり、低廉取得した）とも解釈できる。したがって、次のように分解できる。

C①：現　　金	140	引渡資産	130
		売 却 益	10

時価とする方法には、３つの方法が考えられる。その１つは、取得資産の価値に注目して、取得資産の鑑定評価額又は取得資産に近似する資産の売買実例等から見積価額を決定し、その価額をもって両資産の取引価額とする方法である。その２つ目は、引渡資産の価値に注目して、引渡資産の鑑定評価額又は引渡資産に近似する資産の売買実例等から価額を決定し、その価額をもって両資産の取引価額とする方法である。その３つ目は、いずれか一方の資産の合理的な時価が明らかであるときは、その明らかである資産の時価で両資産の取引価額を決め、いずれの資産の時価も明らかでないときは、いずれか一方の資産の価額を見積もり、その見積価額により、両資産の取引価額を決める方法である。

C②：取得資産　160　　現　　金　140
　　取 得 益　 20

…つまり、C法の交換益30は、売却益10と取得益20とから構成されていることになる。…そこでは、取得益が認識されているわけであるから、…損益の多段階認識観にたっており、現行会計の説明としては、妥当ではない。

次にB法は、引渡資産の売却により獲得した現金140で、取得資産を評価したわけである。

したがって、次のように分解できる。

B①：現　　金　140　　引渡資産　130
　　売 却 益　 10
B②：取得資産　140　　現　　金　140

つまり、その交換益10は、売却益を意味しており、そのかぎりで、B法は、損益の単一段階認識観の枠組に収まり得る。問題は、B①において、引渡資産の売却が擬制されていることである。…B①があくまで擬制であるいじょう、その想定現金収入額について、140以外の数値を仮定することも可能であり、それを理論的に否定することはできない。そうした意味において、Bをとることにも、かなり問題がある。

したがって、ここでは、A法が妥当であると考えておこう。つまり、物々交換とは、けっして現金の介在した２取引ではなく、財貨と財貨との交換それ自体として理解するのである。そして、当該企業からすれば、取得資産につき、新たに資金投下がなかったいじょう、引渡資産の帳簿価額を付与すればよい、と考えるのである。」（笠井昭次「会計の論理」税務経理協会・平成12年11月・546～548頁）。

次に、交換資産を時価で評価するケースに限定して、設例により検討してみたい。

例えば、Ａ社は、交換により甲土地（取得価額は100、専門家による鑑定評価額は130）を提供し、乙土地（再調達価額は不明、Ａ社の主観的価値は140）を取得した場合の甲土地及び乙土地に付す取引価額（時価）について考えてみたい。

ここでは、甲土地の鑑定評価額が130であるからＡ社は、提供した資産価値130の犠牲を払って内心では140の価値があると思っている乙土地を取得したとみることができる。

乙土地の「その内心の価値140」と「犠牲を払った価値130」との差額10は、乙取得土地の未実現利益（含み益）的な性格のものとみることができる。

税務上の仕訳を示せば次のようになる。

（借）収受すべき債権　130　（貸）甲　土　地　100
　　甲土地交換益　30
（借）乙　土　地　130　（貸）収受すべき債権　130

設例において、仮に、乙土地に対する専門家の鑑定評価額が140であるという証拠があるとしても、Ａ社は、甲土地130の犠牲を払って乙土地を取得したのであるから乙土地の取得価額は130であると考えられる。つまり、Ａ社は、甲土地を思ったより10安く入手したと考えることができるが、この10は、未実現利益的（含み益的）性質を有しているにすぎず、乙土地を手離したときに実現した利益（所得）になる性格のものである。

この点は、「Ａ社の甲土地に対する主観的価値が140であるとしても甲土地は、まだ売却されてないのであるから140で評価すべきでない」という理由(252)と同じである。

---

(252) 140の価値があると思っているものを120で買った場合、課税所得・企業利益の計算上、原則として、購買の段階では、その取得原価は120とされ、140で取得したものとはされない。つまり、この取得資産を売却しない限り、この差額の20は含み利益的な性格を有しているにすぎない。

交換取引では、引渡資産である甲土地の時価が不明で、取得資産である乙土地の時価が明らかであるケースもある。また、両資産の見積価額とも明らかであるが、取得資産の評価金額の方が合理的であるというケースもある。このような場合には、合理的な評価額である取得資産の価値に注目して、この資産の評価額をもって、引渡資産・取得資産の取引価額とすべきである。言い換えれば、見積もりの正確度、信頼度等の合理性を重視するわけである。

以上の検討の結果、所得課税上、交換取引における両固定資産に付す取引価額（時価）は、次のようになるものと解される。

第１に、原則として、先ず、引渡資産の価値に注目して引渡資産を鑑定評価等により評価し、その見積評価価格による。

第２に、一方の資産の時価が他方の資産の時価より合理的である場合には、その合理的な資産の時価による。

第３に、いずれの資産の時価も明らかでない場合は、第１及び第２を勘案して、いずれか合理的な一方の資産を鑑定評価する等により見積もり、その見積価格による(253)。

---

(253) ＩＡＳ16号では次のように述べている。

『…資産の交換による取得原価の決定は交換の種類、用途等により異なる。取得した有形固定資産と種類の異なる資産または有形固定資産を引き渡した場合には、取得有形固定資産の取得原価は受入資産の公正価値によって測定され、その公正価値は、引き渡した現金または現金同等物の金額によって調整された引渡資産の公正価値に等しい（para.21)。

以下、設例と仕訳を用いて説明する。

設例

レストランチェーンＡ社が、自己の保有していた投資有価証券（Ｚ社株式）10株を不動産業者Ｂ社が保有する土地と次の条件で交換した。

Ａ社におけるＺ社株式10株の帳簿価額　100

Ｂ社土地の公正価値　150（鑑定による評価額）

なお、交換にあたり、Ａ社はＢ社に対して20の交換調整金を支払った。

（借）土	地	150	（貸）投資有価証券		100
			現	金	20
			投資有価証券売却益		30

2　交換取引における棚卸資産の評価

棚卸資産の交換取引は稀であるが、同業者間で棚卸資産を相互交換するケースがときにみられる。所得課税上、この場合の引渡資産及び取得資産に付す価額について設例に基づき検討してみたい。

〈設例１〉

次のとおり、Ａ社はＢ社に乙商品を引き渡し、交換物として甲商品を取得した場合の各棚卸商品に付す価額（時価）について考えてみたい。

Ａ社：引渡商品乙の取得原価70（時価69）、取得商品甲の時価は不明

Ｂ社：引渡商品甲の取得原価68（時価67）、取得商品乙の時価は不明

なお、交換取引で取得する棚卸資産の時価が不明なケースとしては、通常は取り扱っていない商品を顧客の要望で臨時的に同業者から交換により入手する場合にみられるところである。

先ず、Ａ社が取得した甲商品の価額について検討してみたい。

第１の見解は、Ａ社において交換により取得した甲商品は乙商品の価値で評価されるので、その時価（再調達原価）の69であるとする。この見解では、Ａは乙商品の現在価値69を犠牲にして甲商品を取得したのであるから、甲商品の取得価額は69であるとする。

仕訳を示せば、次のとおりである。

仕訳：（借）甲　商　品　69　（貸）乙　商　品　70

乙商品交換損　1

第２の見解は、乙商品の取得原価70が甲商品に付される取得価額であるとする。この見解では、Ａ社は乙商品の取得原価の70を犠牲にして甲商品を入手したのであり、原価主義会計においては、実際の犠牲値である実際原価の70が甲商品に付される取得価額であるとする。

仕訳を示せば、次のとおりである。

受入資産である土地と引渡資産であるＺ社株式は異種資産であるため、土地はその公正価値である鑑定評価額で認識する。引渡資産であるＺ社株式の帳簿価額および交換調整金の合計額と鑑定評価額の差額は利益として処理する。』

仕訳：（借）甲　　商　　品　70　（貸）乙　　商　　品　70

第３の見解は、取得した棚卸資産の通常取得すべき価額（再調達原価）によるべきであるとする。しかし、設例では、その再調達原価は不明であるから、その見積価額算定に困難を伴う。このような場合には、企業の会計慣行として、また、公正な行為として、見積困難な価格算定を行うことはないと考える。したがって、設例のような場合には、第３の見解は、妥当性を有しない。

次に、Ｂ社の側であるが、前述した考え・理由と同様に、第１の見解では、Ｂ社が交換により取得した乙商品に付される価額は、甲商品の価値（時価）で評価されるので、その時価である67となる。第２の見解では、甲商品の取得原価68を犠牲にして乙商品を取得したのであるからその取得価額は68になる。

以上、第１及び第２の見解は、「交換により取得した棚卸資産の時価が不明の場合には、その価額は、交換の際に手離した資産の再調達価額（又は取得原価）で評価するよりほかない」との考えに基づいている。

なお、企業会計原則と関係諸法令との調整に関する意見書第四「棚卸資産の評価について」の注解10においては、「…交換…等によって取得した棚卸資産については、適正時価（現金買入価格、現金売却価格等）、相手方の帳簿価額等を基準にしてその取得原価を決定する…」としている。その詳細は必ずしも明らかでないが、いくつかの合理的な方法を許容していることが窺える。

これらの点を考慮すると、第１及び第２の見解に基づく処理は、設例による取引が「独立した第三者間の取引条件で、価額を付す過程で恣意性のない公正なもの（取引処理上、公正慣行に従うもの）」である限り、法人税法上においても公正妥当な処理であると考える。

〈設例２〉

設例１において、交換により取得した棚卸資産の再調達価額（時価）が次のとおり明らかである場合について検討してみたい。

Ａ社：引渡商品乙の取得価額70（時価69）、取得商品甲の時価は71

Ｂ社：引渡商品甲の取得価額68（時価67）、取得商品乙の時価は69

なお、交換取引で取得商品の再調達価額が明らかなケースとしては、通常の仕入れがある商品を一時的な在庫不足のため臨時的に同業者から交換により入手する場合にみられるところである。

先ず、Ａ社における各棚卸資産に付す価額について検討してみたい。

第１の見解は、Ａ社は甲商品を調達する目的で交換に応じたわけであるから、最初に甲商品の再調達価額の71を価格設定したものとみる。この見解では、最初に甲商品の取得価額を71（上記の意見書でいえば、現金買入価格に該当する）と考え、その結果、等価である71で乙商品を手離したものとする。仕訳を示せば次のとおりである。

仕訳：（借）甲　商　品　71　（貸）乙　商　品　70

乙商品交換益　1

第２の見解は、Ａ社は甲商品の通常取得価額である71に対して、乙商品の取得原価70（又はその時価69）を犠牲にして入手したのであるから、通常より安く入手することができたことは事実であり、入手のための犠牲値は70（又は69）であるから、甲商品の取得価額は、その犠牲値70（又は69）であるとみる。この見解では、先ず取得商品の入手にあたり負った実際の犠牲値70（又はその時価69）で甲商品を評価し、その価額をもって乙商品の価額とする。仕訳を示せば次のとおりである。

仕訳：（借）甲　商　品　70　（貸）乙　商　品　70

又は

仕訳：（借）甲　商　品　69　（貸）乙　商　品　70

乙商品交換損　1

次に、Ｂ社の側について触れておきたい。

前述した第１の見解によれば、Ｂ社は取得商品乙を調達する目的で交換に応じたわけであるから、最初に取得商品乙の時価69を価格設定したものと考え、乙商品の取得価額は69とされ、その結果として、引渡商品甲に等価の69

が付される。第２の見解については、前述の考え方と同様であるため詳述しないが、いずれの設例においても、Ａ社・Ｂ社が等価である商品に付す価額に不均衡が生じる。

設例１では、Ａ社が甲商品の価額を70（又は69）としたのに対して、Ｂ社は乙商品の価額を68（又は67）としたため両者に２（又は２）の差が生じた。

設例２の第１の見解では、Ａ社が甲商品の価額を71としたのに対して、Ｂ社は乙商品の価額を69としたため両者に２の差が生じた。

これは、不完全競争市場における価格は複数存在するため取引当事者が交換取引による取引価額を明示しない場合には、その価値（価格）に差が生じるのは当然であることを示している。つまり、Ａ社・Ｂ社が同じ価値（価格）観でなかったことの証左である。

以上の見解に対して、いくつかの異論があると思われる。

その１つは、引渡商品は通常の売却価額（実現可能価額）で測定評価すべきであるとする見解である。

その２つ目は、Ａ社とＢ社の交換した甲商品と乙商品の価額は、Ａ社・Ｂ社とも同一にすべきであるとする見解である。

１つ目の引渡商品は通常の売却価額とすべきであるとする見解については、Ａ社・Ｂ社ともに小売市場ではなく卸売市場で成立する価額を前提としている場合には、小売市場での通常の売却価額を採用することには矛盾があり妥当性を欠くと考える。ただし、Ａ社・Ｂ社間の取引市場も小売市場であり、通常の顧客に当該商品を販売する市場と同一視できる場合には妥当性を有すると考える。上記意見書における「現金売却価格」によるという考えはこれに該当すると思われる。

２つ目のＡ社・Ｂ社間の各商品の交換価額を一致させるべきであるという見解については、それも１つの便法であると思われる。上記の意見書における「相手方の帳簿価額を基準に取得価額を決定する」という見解は、この考え方と一致する。しかし、本質論でいえば、両社が価格を明示しない場合には、両社の商品価値に対する価値観は異なることもあることから、等価とさ

れる各商品の価額を両社で一致させる必要性はない。

以上、検討の結果、第１及び第２の見解等に基づく処理は、「独立した第三者間の取引条件で、価額を付す過程で恣意性のない公正なもの（取引処理上、公正慣行に従うもの）」である限り、法人税法上においても公正妥当なものであると考える(254)。

第４節　要約

１　固定資産の交換物に付す取引価額

交換取引では交換物の合意価格は不明である。所得課税上、２つの交換物に時価を付す必要があるが、その場合には、１番目には、合意価格が存在するときは、その合意価格がこれに該当し、２番目には、取引当事者の内心の価格が相手に示された（意思表示された）ときは、その価格がこれに該当すると考える。

これらに該当しないときは、交換当事者における交換物に係る主観的価値を示す客観的な証拠資料や専門家による鑑定評価等を参考にその時価を見積もるよりほかないと考える。

時価による方法としては、第１に、原則として、先ず、引渡資産の価値に注目して、その見積価格による。

第２に、一方の資産の合理的な時価が明らかであるときは、その資産の時価による。

第３に、いずれの資産の時価も明らかでないときは、第１及び第２を勘案

---

(254) 同様の考え方として、次の法人税法基本通達10－６－５参照。

「例えば交換の当事者が通常の取引価額が異なる２以上の固定資産を相互に等価であるものとして交換した場合においても、その交換がその交換をするに至った事情に照らし正常な取引条件に従って行われたものであると認められるときは、第50条の適用上、これらの資産の価額は、当該当事者間において合意されたところのものとする。」

して、いずれか合理的な一方の資産の時価を見積もり、その見積価格によるほかはない。

2　棚卸商品の相互交換で取得した商品に付す価額

交換により取得した商品の再調達価額が不明である場合の取得商品に付す価額は、引渡商品の取得価額若しくは再調達価額をもってその価額とすべきである。

交換により取得した商品の再調達価額が明らかである場合の取得商品に付す価額は、①取得商品の再調達価額、②引渡商品の取得価額（若しくは再調達価額）のいずれかによるべきである。

なお、上記１及び２の処理に当たっては、「独立した第三者間の取引条件で、価額を付す過程で恣意性のない公正なもの（取引処理上、公正慣行に従うもの）」である必要があり、これに合致する限り、法22条４項の公正妥当な処理であると考える。

第６章　結論と展望

法人税法を中心に所得税法及び相続税法における時価を検討してきたが、要約して時価を巡る諸問題に対する解決策等も含め本研究の結論を整理しておきたい。

第一に、法人税法・所得税法における時価は、原則として、資産を手離したときの取引価額は実現可能価額（又は正味実現可能価額）であり、資産を入手したときの取引価額は、再調達価額であると解される。保有中の経済的価値に変動が生じたときの時価は、個々の場合に応じて実現可能価額（又は正味実現可能価額）と再調達価額のいずれかが適用される。これに対して、贈与・相続課税における時価は実現可能価額としての正味実現可能価額であると解される。

第二に、法人税法・所得税法における時価としては主観的価値が根底に存在するのに対して、相続税法における時価は、主観的価値と解される余地はなく客観的価値である。

第三に、所得者に交換取引・無償取引があった場合には、その財産に対する所得者の主観的価値を推測するため他人間の売買実例という客観的価値や専門家の鑑定評価が見積評価として用いられることがある。

第四に、所得課税上、法人が経済的価値を取得（入手）したり、手離したりする際の取引価額は、一義的には、当該法人の主観的に設定した価格（私法上の契約取引価額）が適用される。しかし、設定した価格に恣意性がある場合には、その価格は、法22条又は法132条に基づき公正な取引価額が収益の額に当たるものとして計算し直される。その場合の価格設定行為基準は、独立第三者間取引条件基準と解され、その価格は公正な取引価額又は独立第三者間価格と解される。

第五に、企業会計において時価主義は拡充の方向にある。また、金融商品に対する企業の価値観は、収益還元価値（割引現在価値）であるという方向にあ

るとともに、この価値観が他の経済財の価値観に影響すると思われる。企業の価値観の変化は、企業の所得観の変化を意味し、企業の所得観の変化は、公正妥当な会計処理基準の内容の変更を促す。その結果として、法22条４項の公正妥当な会計処理基準に変容をきたすため法人所得課税上の所得の認識にも影響する。「収益還元価値」という企業の価値観の今後の行方が注目される。

第六に、所得課税の取扱い規定（通達の取扱い規定を含む。）には、柔軟性に欠ける画一的（形式的）側面を持つものがある。このような柔軟性に欠ける画一的規定などの適用では、『例えば､不良債権の減損や固定資産の減損という個別性の強いものには個別妥当性に適合した所得課税という要請（若しくは実質所得に適合した所得課税という要請)』に対応できない状況を迎えるのではないかと危惧される。このような観点から、減損に係る公正な資産価値（時価）の測定評価の取扱いについては、検討すべき時機にきているように思われる。これは企業会計の側の問題であると指摘できようが、真実の所得に適正な所得課税がなされるべきであるという視点では適正課税を行う側の問題であるようにも思われる。なお、これは立法上の問題であると言えるが、執行上の問題として捉えることもできると思われる。

第七に、財産価値の客観的評価という観点では、所得課税と相続課税で異なる理由はなく、特に、所得課税において客観的価値が登場する場面では、相続課税の取扱いと同一に論じられる余地が生じる。このような観点では、所得課税と相続課税の両方に通用する財産評価の取扱いが俎上に上る。

財産の客観的評価を定めた評価通達における時価の具体的な取扱いでは、財産評価上、いわゆる安全性を斟酌している。この安全性をみることは妥当であると考えるが、各財産別の安全性割合を明確に規定すれば、所得課税における時価と同一線上に並ぶはずである。つまり、両者で異なる取扱い部分があるとすれば、その部分を明確に区別すれば、評価通達は、両者に適用できる財産評価の具体的な取扱いになるはずである。評価通達は、将来的には、両者に用いられるような方向で検討されるべきではなかろうか。

第八に、評価通達は、財産評価取扱いの法適合性という観点では評価の精緻

化が求められ、法的安定性・予測可能性という観点では取扱い規定の明確化が求められる。評価通達は、この２つの点で見直しする時機にきているように思われる。

第九に、活発な市場の存在しない経済財の時価については、時価は見積価格であるという性格上、通常、誰もが納得するものは見いだせない。このような財産の時価評価は、個別性が強く専門的であるから専門家の登場する場面である。このような場面、例えば、納税者と課税処分庁とで評価意見が異なる場面などでは、何らかの解決策が必要であると思われる。その解決策として、例えば、税務相談官又は評価の専門官等がその調整役を担当し、中立の評価専門家からの意見聴取等をも視野に入れた問題解決の促進を図る制度導入などが検討されるべきではなかろうか。

第十に、納税者としては、相続税申告等の対象となる土地や非上場株式の評価等に疑義がある場合には、事前に、課税庁としての公定解釈又は具体的な時価評価取扱いの是非について知りたいところである。この点に関しては、納税者利便と適正かつ円滑な申告の履行という観点から、事前に課税庁の公定解釈の表明等を求め得る手続き等が検討されるべきではなかろうか。

時価と移転価格税制における移転価格は、適正な取引価額という視点では同質のものと考えるが､移転価格に関しては､「移転価格事務運営要領の制定について（事務運営方針)」の通達（平成13年６月１日付査調７－１ほか）が公表され､事前確認の詳細な取扱いが定められている。このこととの比較で考えると、なお一層その思いを強くする。

おわりに

租税法上の広い意味の時価を概観してみると、時価は市場価格及び所得者の価格設定行為と密接に関連していることが分かる。

そして、市場で成立する価格、とりわけ不完全競争市場価格は、売り手と買い手の価値観に基づく主観性の強いものであることから、所得課税上、取引行為者の価格設定行為が問題になる。いわゆる恣意的価格の問題であるが、このような場合の法人の価格設定行為基準は、経済的合理性基準又は独立当事者間取引条件基準であると考えるが、個人にあっては法人の基準より緩いのではなかろうか。個人は、経済的価値獲得活動の側面において、例えば、株式会社のように営利目的をもって経済的合理性ある行動を前提に所得に係る財産のすべてを管理し、記帳しているわけでもなく、かつ、そのような行動が義務づけられているわけではない。また、個々人のその行動には、ばらつきがみられる。本稿では、これらの点について研究不足のため論及できなかった。

経済取引において金融商品取引は拡大している。また、金融商品に対する企業の価値観は、割引現在価値であるという方向にある。この価値観は金融商品以外の財産の価値観に影響を及ぼすと思われる。企業の価値観の変化は、今後、所得課税・贈与相続課税における時価の解釈・時価評価の取扱いにも影響を及ぼすことが予想される。近い将来「時価とは売却時価をいうのか収益還元価額（割引現在価値）をいうのかという時価の明確化」が求められると思われる。

終りに、本稿作成に当たり、一橋大学の水野忠恒教授並びに青山学院大学の杉山学教授よりご指導を頂くという幸運に恵まれた。ここに記して、厚くお礼申し上げる次第である。ただし、論文内容の誤りなどは、すべて筆者の責めに帰すものである。